

自己点検・評価書（平成 25 年度）

平成 27 年 2 月
佐賀大学全学教育機構部門長会議

目次

機構長挨拶	・・・ 2
1 基準 1 大学の目的	・・・ 3
2 基準 2 教育研究組織	・・・ 5
3 基準 3 教員及び教育支援者	・・・ 19
4 基準 4 学生の受入	・・・ 35
5 基準 5 教育内容及び方法	・・・ 36
6 基準 6 学習成果	・・・ 68
7 基準 7 施設・設備及び学生支援	・・・ 72
8 基準 8 教育の内部質保証システム	・・・ 86
9 基準 9 財務基盤及び管理運営	・・・ 98
10 基準 10 教育情報等の公表	・・・ 105

機構長挨拶

佐賀大学では、平成 20 年に策定した「佐賀大学中長期ビジョン（2008～2015）」に基づき、平成 23 年 4 月に、教養教育を含む本学の一般教育及び国際教育を実施する新しい組織として、佐賀大学全学教育機構を創設しました。本学が全学教育機構を創設した背景には、本学の教育に関する状況の大きな変化があります。一つは、地域社会で活躍する有意な人材の育成を目的とする本学が、教養教育を教育の根幹に位置づけ「教育及び実践を通して課題を発見し解決抜向けて取り組む姿勢を養うための教育を体系的に提供する」ことを教育方針として明確に定めたことです。二つは、教養教育の位置づけを従来とは大きく変更し、教養教育と専門教育とを融合させることで、教養教育を本学が実施する学士課程教育の質の保証に資するものと位置づけたことです。

本学では、こうした新しい教育方針を実行するために、これまでの教養教育の位置づけを大きく変更しました。本学は、教養教育と専門教育とを融合させて、教養教育を本学が実施する学士課程教育の質保証に資するものと位置づけ直し、さらに本学を卒業した学生が身につけるべき力を体系的に示した「佐賀大学学士力」を定めました。そしてこの佐賀大学学士力に沿って、専門教育において培った高度な知識・技能を社会において十全に發揮するための汎用的知識・技能の修得のためにインターフェース科目というこれまでにない新しい科目を創設しました。本学は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目といった教養教育科目を、インターフェース科目を頂点に、体系的に構成しています。

本学の教養教育は、平成 8 年の教養部廃止以降、全学教育センターや教養教育運営機構によって実施してきました。これらの組織では、全学の教員が教養教育を担い、各教員が自らの専門分野と教養教育の理念に基づいて、様々な授業科目を提供してきました。こうした教育方法は、学生が、極めてユニークで数多くの授業科目のなかから自らの興味に従って授業科目を選択できるという利点をもつ反面、体系的な教養教育という面及び各学部の学士課程教育との関連性という面では不十分なものでした。全学教育機構では、機構において体系的な教養教育科目を開設し、必要とする授業科目には適任の教員を充てることにし、こうした体系的なカリキュラムを運営するために、機構に専任の教員を配置しました。また機構長には副学長を充て、機構の審議機関である運営委員会には各学部及び関連部局が選出した委員を加え、機構長のガバナンスの下に、各学部や関連部局との連携を密にした運営を行うことにしました。

全学教育機構は、平成 25 年度に、1 年次生を対象に新しい教育カリキュラムを開講しました。平成 25 年度に開講した科目は、大学入門科目、共通基礎科目の一部、基本教養科目及びインターフェース科目の一部であり、まだ新しい教育カリキュラムのすべてを実施するには至っておりません。その意味では過渡的な状況ですが、何とか開講にまで漕ぎ着けた現段階における業務内容を検証し、今後の教育システムの改善に繋げるために、平成 25 年度を対象とした自己点検・評価報告書を作成いたしました。皆様にご批判・ご意見を賜り、さらなる高みを目指して努力を重ねたいと存じています。

平成 27 年 2 月
全学教育機構長 濱口 昌洋

基準1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

1－1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上で基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

観点1－1－① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学における教養教育は、教養部（昭和41年～平成元年）、全学教育センター（平成元年～平成15年）、教養教育運営機構（平成15年～平成25年）を設置して実施してきたが、平成23年度には全学教育機構を教養教育の新たな実施組織として設置し、平成25年度からは新しい教養教育カリキュラムを実施している。

本学は「佐賀大学学則」第2条において、大学の目的を「国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門的知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会に発展に寄与すること」と定めている（参照資料1-1-①-1）。この本学の目的は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という、学校教育法第83条の規定に適合している。

全学教育機構は、本学の目的に基づき、「全学教育機構規則」第2条において全学教育機構の目的を、「佐賀大学の目的、使命にのっとり、本学の共通教育、国際教育及び高等教育開発、並びに本学の教育における情報通信技術活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証に資する」と定め（資料1-1-①-1）、機構の目的が、本学が行う学士課程教育の必要とする「豊かな教養と…社会で自立できる個人の育成」にあることを明確にしている。

全学教育機構ではまた、教養教育の各科目及び分野・コースごとに作成している共通シラバスにおいて、それぞれの科目、分野、コースの教育目的を定めている（参照資料1-1-①-2）。

資料1-1-①-1 全学教育機構の目的

佐賀大学全学教育機構規則

・・・

（目的）

第2条 機構は、佐賀大学（以下「本学」という。）の目的、使命にのっとり、本学の共通教育（学部が編成する教育課程における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に共通する教育をいう。以下同じ。）、国際教育（留学生教育（派遣及び受入れ）の充実及び強化をいう。以下同じ。）及び高等教育開発（本学の教育に関する研究開発、企画及び支援をいう。以下同じ。）並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより、「佐賀大学学士

力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的する。

出典：佐賀大学規則集（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>）

<根拠となる資料・データ等>

資料 1-1-①-1 全学教育機構の目的

参照資料 1-1-①-1：国立大学法人佐賀大学規則

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>〉

参照資料 1-1-①-2：全学教育科目の共通シラバス

〈http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、大学設置基準第 2 条に基づき、全学教育機構規則に機構の目的を明確に定め、さらに共通シラバスを作成して、各科目、分野、コースごとに教育目的を定めている。こうした教育上の目的は、学校教育法第 83 条に定める「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に適合している。

以上のことから、全学教育機構では、機構の目的が、全学教育機構規則に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合していると判断できる。

観点 1－1－② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

全学教育機構は、大学院課程を有していないため、該当しない。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ 全学教育機構は、本学の目的に沿って、その目的を学士課程教育の質保証に資すると定め、この目的を実現すべく各科目、分野、コースごとに教育上の目的を明確に定めている。またその内容は、広い知識を受け、知的、道徳的および応用的能力を展開させるものとなっている。

【改善を要する点】

なし。

（3）基準 1 の自己評価の概要

全学教育機構は、全学教育機構の目的を全学教育機構規則に定めている。全学教育機構の目的は、学校教育法第 83 条が規定する目的に適合している。全学教育機構の目的は、大学一般に求められる目的に適合するとともに、その目的を社会に公表している。

基準2 教育研究組織

(1) 観点ごとの分析

2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。

観点2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は基本的組織ではないため、該当しない。

観点2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

【観点に係る状況】

本学の共通教育の実施組織として、平成23年度に、「国立大学法人佐賀大学基本規則」に基づき全学教育機構を設置している（資料2-1-②-1）。機構は、「佐賀大学全学教育機構規則」に基づき、学部が編成する学士課程教育における教養教育及び分野横断的教育プログラム等の学部に共通する教育の実施組織と位置づけられている（参照資料2-1-②-1）。

機構の組織は、「佐賀大学全学機構規則」に基づき、教員組織、教育組織及び支援組織をもって構成し、教員組織として部門を、教育組織として部会を、支援組織として高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室を置いている。機構の共通教育は、「全学教育機構組織運営規程」（参照資料2-1-②-2）に基づき、教育分野ごとに組織する15の部会において実施している（資料2-1-②-2）。

機構の教育プログラムを実施するために、機構長及び機構長を補佐する2人の副機構長を配置するとともに、6つの部門に、機構の専任の教員20人、各学部や学内共同教育研究施設等に所属する併任の教員27人を配置している（資料2-1-①-3）。機構を設置した目的の一つには、入口（入試）から出口（就職）までを見通し、これらを一体化した全学教育システムを構築し実施することがあり、そのためには各学部や各センターとの連携・支援を強化する必要がある。この点が、本学の教員が任意に出動して教養教育を担う組織であった教養教育運営機構とは異なる点である。こうした組織を迅速かつ効果的に運営するには、強力な教学ガバナンスを必要とするため、全学教育機構長には教育・学生担当の副学長を配置している。

機構に配置した教員はすべて各部門に所属し、各部門、各部会及び支援組織の業務を行っている。部門別の教員配置は、人文科学・芸術部門が6名（12.8%）、社会科学部門が7名（14.9%）、生命科学部門が1名（2.1%）、自然科学部門が18名（38.3%）、語学部門が12名（25.5%）、健康・スポーツ科学部門が3名（6.4%）である。生命科学部門には機構の専任の教員を配置しておらず、この部門への専任の教員の配置が喫緊の課題となっている。（生命科学部門へは、平成26年度に専任の教員を配置した。）

部門の業務は主にFD等の教員の教育力向上であり、部会の業務は主に教育カリキュラムの立案・実施・点検及び改善であり、高等教育開発室は本学が実施する教育に関する調査及び企画や本学の職員の能力開発を、情報通信技術活用教育支援室は情報通信を活用した教育に係る調査及

び企画、情報通信技術を活用した教育施設の整備及び授業の支援を業務としている。機構の業務全般は機構長が掌理するが、さらに機構では、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、各部門に部門の業務を掌理する部門長を、各部会に部会の業務を掌理する部会長を、また各室には室長を置いて、機構の業務に関する責任体制を敷いている（資料 2-1-②-4）。

全学教育機構の教養教育を中心とする共通教育の実施は、機構に設置した 15 の部会が担っている。部会は機構の専任の教員、併任の教員、特任教員及び協力教員をもって構成している（資料 2-1-②-5）。部会の業務は、教育内容の策定に関する事項、教育課程の編成に関する事項、授業評価に関する事項等である。専任の教員及び併任の教員は、教育プログラムを実施するほか、教育内容の策定、教育課程の編成等の教育プログラムのコーディネートを担うが、業務の中核は機構の専任の教員が担っている。協力教員は教育プログラムの実施を担う教員であり、機構が、各授業科目の実施・検証に最も適した教員を本学の教授、准教授、講師、助教のなかから選び、業務を委嘱している。教育プログラム実施状況は、部会における検討を基に、後出の部会長会議において組織的な検討を行っている。

機構には管理運営のために、「佐賀大学全学教育機構組織運営規程」に基づき、組織の運営に関する事項を協議する機関として部門長会議を、教学に関する事項を協議する機関として部会長会議を、各支援室の業務に関する事項を協議する機関として高等教育開発室会議及び情報通信技術活用支援室会議を設けるとともに、人事、教育、研究といった機構の業務全般に関し機構所属の教員から意見を聴取し連絡調整を行う協議機関として教員会議を設置し、機構の業務を遂行する各組織間の連携を図っている。上記の各機関はすべて機構長が主宰若しくは招集する協議機関であり、機構の業務遂行に必要な事項は、上記の各機関における協議を経て機構長が意思決定している。また、機構の管理運営に関するこれらの協議事項のうちの重要な事項については、部門長、部会長、各室長及び各学部から選出された委員等を構成員とする全学教育機構運営委員会において審議している（資料 2-1-②-6）。

本学は本庄キャンパスと鍋島キャンパスとに分かれている。本学の教養教育は原則として本庄キャンパスにおいて開講することになっているが、鍋島キャンパスに設置する部局（医学部）に所属する学生の専門教育科目を含めての履修の便宜を図るため、多くの教養教育科目を鍋島キャンパスにおいても開講している。また一部の授業科目については、本庄キャンパスと鍋島キャンパスとを情報通信回線で結んで行う同期型遠隔授業を実施している（別添資料 2-1-②-1）。

資料 2-1-②-1 全学教育機構の設置

国立大学法人佐賀大学基本規則

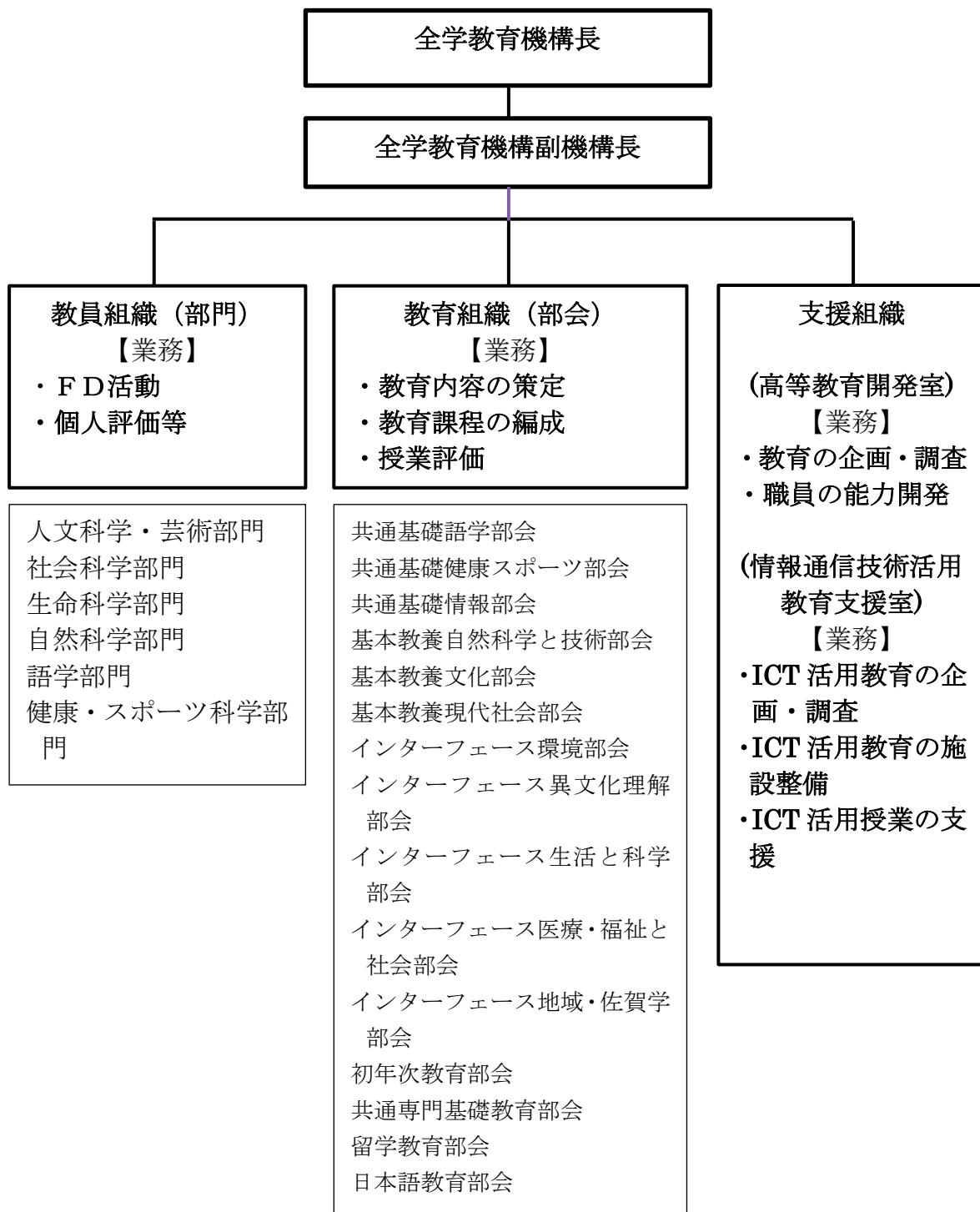
（全学教育機構）

第 18 条の 2 本学に全学教育機構を置く。

2 全学教育機構に関し、必要な事項は、別に定める。

出所：佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/431.html>>

資料 2-1-②-2 全学教育機構組織図



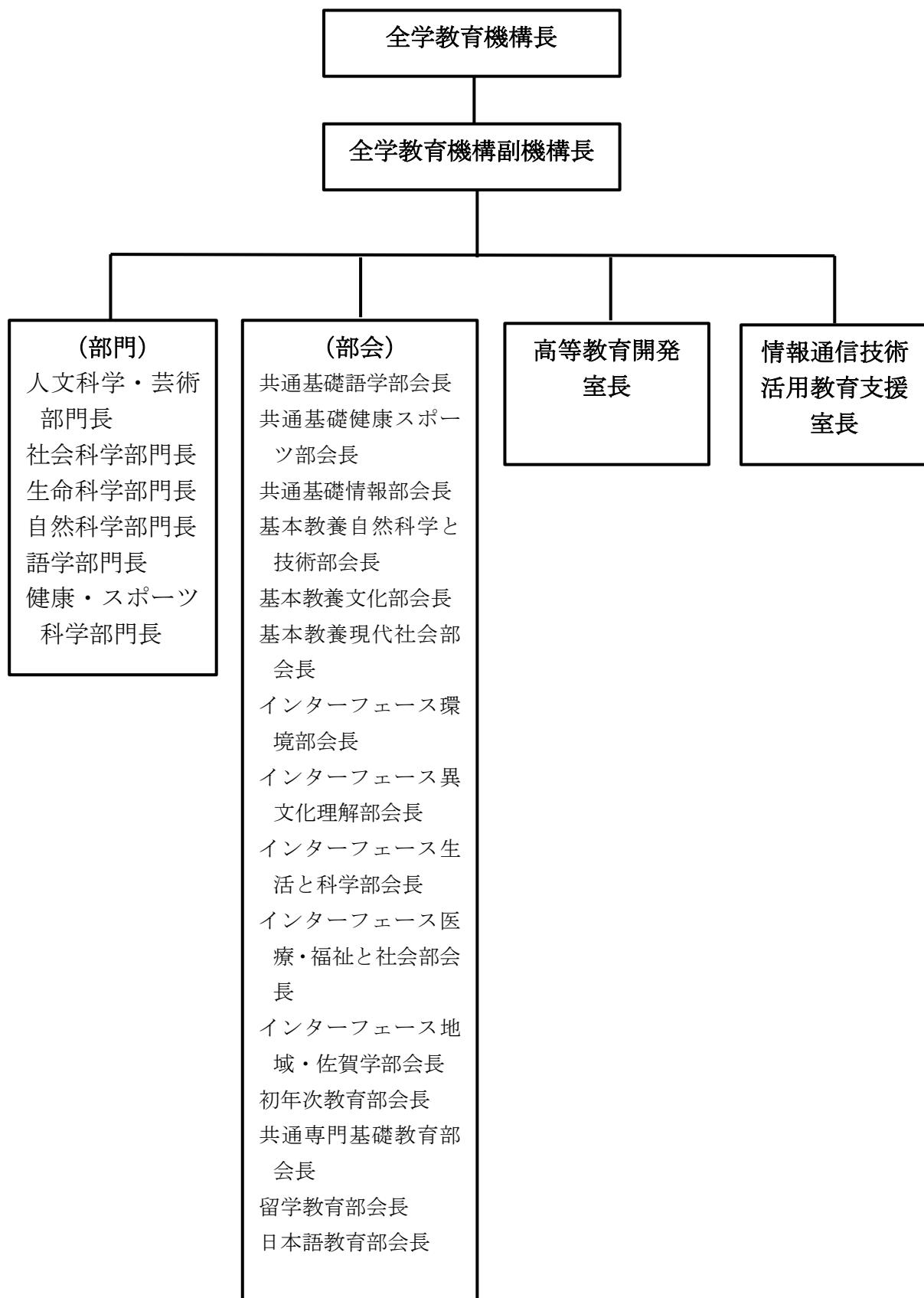
資料 2-1-②-3 全学教育機構の教員配置（部門の人員構成）

(単位：人)

部門	専任の教員	併任の教員	合計
人文科学・芸術部門	4	2	6
社会科学部門	4	3	7
生命科学部門		1	1
自然科学部門	2	16	18
語学部門	9	3	12
健康・スポーツ科学部門	1	2	3
合計	20	27	47

出典 全学教育機構資料より作成) 平成 26 年 3 月 31 日現在)

資料 2-1-②-4 全学教育機構責任体制図



資料 2-1-②-5 全学教育機構部会構成

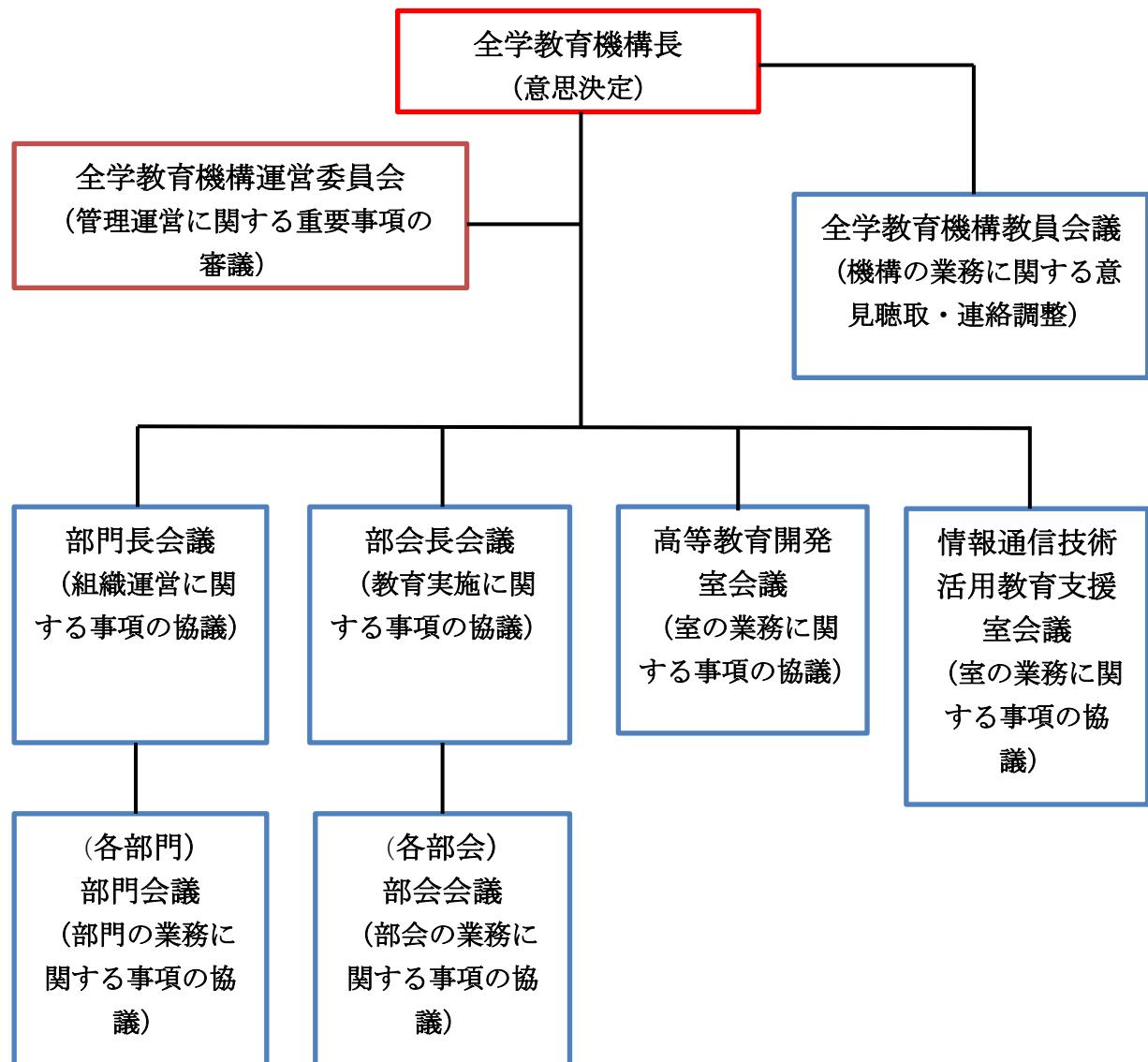
(単位：人)

部会名	専任の教員	併任の教員	協力教員	合計
共通基礎語学部会	11	2	13	26
共通基礎健康スポーツ部会	1	2	9	12
共通基礎情報部会	1	3	24	28
基本教養自然科学と技術部会	6	12	42	60
基本教養文化部会	10	4	22	36
基本教養現代社会部会	8	5	25	38
インターフェース環境部会	2	3	34	39
インターフェース異文化理解部会	11	3	20	34
インターフェース生活と科学部会	2	5	49	56
インターフェース医療・福祉と社会部会	1	1	15	17
インターフェース地域・佐賀学部会	3	1	13	17
初年次教育部会	1	1	4	6
共通専門基礎教育部会		2	4	6
留学教育部会		1		1
日本語教育部会	5			5
合計	62	45	274	381

教員は複数の部会で授業を担当するため、合計の教員数は延べ数である。

出典 学務部教務課資料

資料 2-1-②-6 全学教育機構意思決定プロセス図



<根拠となる資料・データ等>

- 資料 2-1-②-1 全学教育機構の設置
- 資料 2-1-②-2 全学教育機構組織図
- 資料 2-1-②-3 全学教育機構の教員配置（部門の人員構成）
- 資料 2-1-②-4 全学教育機構責任体制図
- 資料 2-1-②-5 全学教育機構部会構成
- 資料 2-1-②-6 全学教育機構意思決定プロセス図

参考資料 2-1-②-1 : 佐賀大学全学教育機構規則

[\(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>\)](https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html)

参考資料 2-1-②-2 : 佐賀大学全学教育機構組織運営規程

別添資料 2-1-②-1：鍋島キャンパス授業科目開講状況（平成 25 年度）

【分析結果とその根拠理由】

全学的な教養教育の実施組織として全学教育機構を置き、規則において機構の役割を明確に定めている。全学教育機構には機構長として本学の副学長を置き、全学教育機構の役割・目的を果たすために教員組織、教育組織及び教育支援組織を設置している。教員組織には専任の教員と併任の教員計 47 名を、専門分野別に組織した 6 つの部門に配置し、配置された各教員は教育組織である 15 の部会や 2 つの教育支援組織において業務を遂行している。全学教育機構の業務は機構長が掌理するほか、各組織には、部門の業務を掌理する部門長、部会の業務を掌理する部会長等を置いて、機構の業務遂行の責任体制を敷いている。また、全学教育機構の業務遂行に必要な事項を協議するための機関として、機構に教員会議、部門長会議、部会長会議、及びそれぞれの室会議を設け、さらに全学教育機構の管理運営に関する重要な事項を審議するために、機構長、副機構長、部門長、部会長、各室長及び学部から選出された者等を委員とする全学教育機構運営委員会を設置している。全学教育機構の教育プログラムの実施は 15 の部会で行っており、15 の部会には、専任の教員、併任の教員、それに教育カリキュラムの実施を担当する協力教員を配置している。加えて、キャンパスが二つに分かれているために、学生の履修の便宜を図るべく、鍋島キャンパスにおいても一定数の授業科目を開設している。

以上のことから、全学教育機構においては、教養教育の体制が適切に整備されていると判断し得る。

観点 2－1－③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、選考以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は、研究科等を設置しておらず、該当しない。

観点 2－1－④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は、専攻科等を設置しておらず、該当しない。

観点 2－1－⑤ 付属施設、センター等が、教育研究を達成する上で適切なものとなっているか。

全学教育機構は、付属施設等を設置しておらず、該当しない。

2－2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

観点 2－2－①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「全学教育機構規則」に基づき、機構の管理運営に関する重要な事項を審議する機関として運営委員会を設置し、教員の選考に関する事項、共通教育の編成及び実施に関する事項、国際教育の編成実施に関する事項、高等教育開発に関する事項、情報通信技術を活用した教育支援に関する事項、及びその他機構の管理運営に関する事項について審議を行っている。聴講学生の履修、特別の課程の入学、及び学士課程の教養教育科目に係る単位認定の審査等教育に関する重要な事項は、後出の全学教育機構部会長会議における協議を経て、全学教育機構運営委員会において審議している（資料 2-2-①-1）。

運営委員会は、機構長（1人）、副機構長（2人）、各部門長（6人）、各部会長（15人）、高等教育開発室長（1人）、情報通信技術活用教育支援室長（1人）、各学部等から選出された者各1名（5人）、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（5人）の26人を委員をもって構成している（資料 2-2-①-2）。運営委員会には、学部及び専門分野のバランス及び機構が連携すべき部局等を考慮し、医学部及び農学部の教員、アドミッションセンターの専任の教員、教養教育運営機構長、及び学務部長が、学長が指名する委員として加わっている。

全学教育機構においては、機構の業務及び管理運営に関する事項を、教員会議、部門長会議、部会長会議、高等教育開発室会議、情報通信技術活用教育支援室会議において協議し、全学教育機構規則及び機構長の判断に基づき、協議事項のうち機構の管理運営に関し重要な事項について運営委員会において審議を行っている。運営委員会は構成員の3人の1以上の出席をもって開催し、議事は、出席した構成員の過半数（人事等重要な事項については出席者の3分の1）の賛成をもって決している。平成25年度には15回の運営委員会を開催し、機構諸規則の制定・改正、教養教育に係る既修得単位等の認定審査、専任の教育等の教員選考、科目等履修生の入学資格審査、平成26年度の教育カリキュラム編成等について審議を行った（別添資料 2-2-①-1）。

全学教育機構ではまた、機構が実施する教育に関する事項を協議するために、「全学教育機構組織運営規程」に基づき、教務委員会に相当する組織として、全学教育機構部会長会議を設置している（資料 2-2-①-3）。部会長会議は、機構の15の部会の部会長及び副機構長をもって構成している（資料 2-2-①-4）。部会長会議は、教育プログラムの内容及び方法に関する事項、授業の改善及び教育の質保証に関する事項、学生の学習支援に関する事項、協力教員の委嘱に関する事項、及び非常勤講師の任用に関する事項を協議するが、機構が実施する教育課程の科目等履修生及び聴講学生による履修や特別の課程への入学、及び機構が実施する教育課程以外の学外において実施される教育課程の単位認定のための審査等については部会長会議において協議を行った上で、運営委員会において審議を行っている。平成25年度においては部会長会議を13回開催し、教学に関する諸規定の制定・改正、特別聴講学生等の入学資格審査、教養教育科目に係る既修得単位の認定審査、平成26年度教育カリキュラム編成等について協議を行ったが、教育改善に関する喫緊の課題として、インターフェース科目の新しいプログラムの開発、平成26年度の授業シラバスの組織的な検証、及びコースナンバリング制度の導入等について協議を行った（別添資料 2-2-①-2）。インターフェースプログラムについては、異文化理解部会において「男女共同参画とジェンダー」の導入を検討し、平成26年度シラバスの組織的検証については、検証の方法等を定めて、各部会において検証を行い、コースナンバリングについてはナンバリングの構成について検討を行った。（コースナンバリングは、平成26年度に導入した。）

資料 2-2-①-1 運営委員会の設置

(運営委員会)

第12条 機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第13条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員の選考に関する事項
- (2) 共通教育の編成及び実施に関する事項
- (3) 国際教育の編成及び実施に関する事項
- (4) 高等教育開発に関する事項
- (5) 情報通信技術を活用した教育の支援に関する事項
- (6) その他機構の管理運営に関する事項

(組織)

第14条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 部門長
 - (4) 部会長
 - (5) 高等教育開発室長
 - (6) 情報通信技術活用教育支援室長
 - (7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者 各1人
 - (8) 工学系研究科から選出された者 1人
 - (9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者
- 2 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第7号から第9号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委員長)
- 第15条 運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議事を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、副機構長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

出典 全学教育機構規則 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>)

資料 2-2-②-2 運営委員会の組織構成

区別	機構における役職等	備考
委員長	全学教育機構長	教育・学生担当副学長
委員	全学教育副機構長	
委員	全学教育副機構長	
委員	人文科学・芸術部門長	
委員	社会科学部門長	

委員	生命科学部門長	
委員	自然科学部門長	
委員	語学部門長	
委員	健康・スポーツ科学部門長	
委員	共通基礎語学部会長	
委員	共通基礎健康スポーツ部会長	
委員	共通基礎情報部会長	
委員	基本教養自然科学と技術部会長	
委員	基本教養文化部会長	
委員	基本教養現代社会部会長	
委員	インターフェース環境部会長	
委員	インターフェース異文化理解部会長	
委員	インターフェース生活と科学部会長	
委員	インターフェース医療・福祉と社会部会長	
委員	インターフェース地域・佐賀学部会長	
委員	初年次教育部会長	
委員	共通専門基礎教育部会長	
委員	留学教育部会長	
委員	日本語教育部会長	
委員	高等教育開発室長	副機構長兼務
委員	情報通信技術活用教育支援室長	
委員	文化教育学部から選出された者	
委員	経済学部から選出された者	
委員	医学部から選出された者	
委員	工学系研究科から選出された者	
委員	農学部から選出された者	
委員	学長が指名した者	医学部教員
委員	学長が指名した者	農学部教員
委員	学長が指名した者	アドミッションセンター教員
委員	学長が指名した者	教養教育運営機構長
委員	学長が指名した者	学部部長

出典 平成 25 年度第 1 回全学教育機構運営員会資料

資料 2-2-①-3 部会長会議の設置

(部会長会議)

- 第 10 条 機構に、部会長会議を置く。
- 2 部会長会議は、部会長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。
 - 3 部会長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。
 - 4 部会長会議は、機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、

次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項
- (2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項
- (3) 学生の学習支援に関する事項
- (4) 協力教員の委嘱に関する事項
- (5) 非常勤講師の任用に関する事項

出典 全学教育機構組織運営規程 (<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>)

資料 2-2-①-4 部会長会議の組織構成

区別	機構における役職等	備考
議長	全学教育機構長	副機構長の代行も可
構成員	副機構長	
構成員	共通基礎語学部会長	
構成員	共通基礎健康スポーツ部会長	
構成員	共通基礎情報部会長	
構成員	基本教養自然科学と技術部会長	
構成員	基本教養文化部会長	
構成員	基本教養現代社会部会長	
構成員	インターフェース環境部会長	
構成員	インターフェース異文化理解部会長	
構成員	インターフェース生活と科学部会長	
構成員	インターフェース医療・福祉と社会部会長	
構成員	インターフェース地域・佐賀学部会長	
構成員	初年次教育部会長	
構成員	共通専門基礎教育部会長	
構成員	留学教育部会長	
構成員	日本語教育部会長	
陪席	学務部教務課長	
陪席	学務部教務課副課長	
陪席	学務部教務課係長（教養教育教務主担当）	

出典 平成 25 年度第 1 回全学教育機構運営委員会資料から作成

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 2-2-①-1 運営委員会の設置

資料 2-2-②-2 運営委員会の組織構成

資料 2-2-①-3 部会長会議の設置

資料 2-2-①-4 部会長会議の組織構成

別添資料 2-2-②-1：運営委員会の主な審議事項（平成 25 年度）

別添資料 2-2-②-2：部会長会議の主な協議事項（平成 25 年度）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の教育活動を展開する上で必要な組織として、佐賀大学全学教育機構規則に基づき、機構長、副機構長を始め、部門長、部会長、各室長、学部から選出された委員を構成員とする構運営委員会を組織しており、科目等履修生の履修、教育プログラムの開発・実施、教養教育科目に係る単位認定審査等の教育に関する重要な事項を審議する体制を整備している。平成 25 年度においては、こうした教育に関する重要な事項を適切に審議しており、運営委員会は十分に機能している。

また教育課程や教育方法をについて検討する組織として、全学教育機構組織運営規程に基づき、機構長、15 の部会の部会長及び副機構長を構成員とする全学教育機構部会長会議が組織されており、教育プログラムの内容及び方法等について協議を行っている。平成 25 年度においては、単位認定審査等の教養教育運営上の事項を検討するほか、シラバスの組織的検証やコースナンバーの設定等、教育改善に向けた検討を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、運営委員会が、教育活動に係る重要な事項を審議するための必要な活動を行っており、また教育課程や教育方法等を検討する部会長会議が、適切に構成されており、必要な活動を行っていると判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学教育機構長に本学の副学長を充て、全学の教育に共通する事項を適切かつ迅速に実施する体制を整えている。
- 全学教育機構に専任の教員及び併任の教員を配置して組織運営を行っており、教養教育等の実施についての責任部局としての機能を果たしている。
- 全学教育機構に、教育カリキュラムを組織的に実施・検討する部会及び部会長会議を置いて、カリキュラム編成、授業担当者の選定、共通シラバスの作成、授業評価等、カリキュラムの組織的な運営体制を整えている。
- 学部等から選出された教員を構成員に含めた運営委員会を設置し、教養教育等に関する重要な事項の審議・決定を行っており、学部との協働により学士課程教育における教養教育等を実施する体制を整えている。

【改善を要する点】

- 全学教育機構教育プログラムの実施を中心的に担う教員組織の構成に関し、生命科学部門に専任の教員を配置していないことは、プログラムの十全な運営の上で、早急な改善を要する。
(生命科学部門には、平成 26 年度に専任の教員を配置した。)

(3) 基準 2 の自己評価の概要

教養教育を中心とする共通教育を実施する組織として全学教育機構を設置し、機構の役割を明確に規定した上で、役割を果たすための組織として機構の専任の教員及び併任の教員をもって、教員組織、教育組織、及び教育支援組織を設けている。機構の業務全般にういては機構長が責任を負うほか、各組織には、組織の業務に責任を負う部門長、部会長等をおいた体制を敷いている。また全学教育機構の業務遂行に必要な事項を審議・協議する機関として、運営委員会、教員会議、

部門長会議、部会長会議、室会議等を設置している。教育プログラムの実施は部会が担い、各部会には教育プログラムをコーディネートする専任の教員、併任の教員を配置するとともに、教育プログラムを実施する協力教員を配置している。さらに二つのキャンパスにおける履修の便宜を図るために一定数の科目を開講している。

また、教育活動を行う上で必要な組織として運営委員会を設置し、履修許可、教育プログラムの開発・実施、教養教育科目に係る単位認定審査等の教育に関する重要な事項を審議している。さらに教育課程や教育方法について検討する組織として部会長会議を設置し、教育内容及び方法、教育方法の改善等について協議している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。

観点3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、一般教育実施の責任部局となっている。責任部局となった目的は、自律した組織として共通教育及び国際教育カリキュラムの設計、運営、評価、改善や、全学的な教育支援を行うことであり、全学教育機構では、こうした機構の業務を遂行する主たる責任者として、また英語ネイティブ教員など教育上特に必要な教員として専任の教員を配置している。機構ではまた、専任の教員の不足を補うために、専任の教員とともに業務遂行に責任を持つ教員として、併任の教員を配置している。

平成26年3月31日現在、全学教育機構には専任の教員20名と併任の教員27名を配置している（資料3-1-①-1）。部門ごとの配置教員数は、人文科学・芸術部門6名、社会科学部門7名、生命科学部門1名、自然科学部門18名、語学部門12名、健康・スポーツ科学部門3名である。全学教育機構の専任の教員の部門配置は、語学部門では比較的に多いが、自然科学部門及び健康・スポーツ科学部門では比較的に少なく、また生命科学部門には配置していないため、全学教育機構の業務に必要な教員を併任の教員によって補っている。しかし、生命科学部門に専任の教員を配置していないことは、機構業務遂行上の大きな課題である。（生命科学部門には平成26年度に専任の教員を配置した。）

全学教育機構では、各部門には部門長を置き、部門の業務についての責任体制を敷いている。機構ではまた、機構の専任の教員及び併任の教員を構成員とする教員会議を設けて、教員人事、教育課程の編成、教育研究に関する事項を協議しており、機構の業務全般について情報を共有することで、組織的な連携体制を敷いている。

資料3-1-①-1 全学教育機構の教員組織体制

	教員組織状況及び責任体制			配置数	
	部門長	部門員	併任の教員の所属	専任	併任
人文科学・芸術部門	教授（専任）			4	2
		教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（専任）			
		准教授（併任）	アドミッションセンター		
社会科学部門	教授（専任）			4	3
		教授（専任）			
		教授（併任）	経済学部		
		教授（併任）	経済学部		

		准教授（専任）			
		准教授（併任）	経済学部		
		講師（専任）			
生命科学部門	教授（併任）		医学部		1
自然科学部門	教授（専任）			2	16
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	工学系研究科		
		教授（併任）	農学部		
		教授（併任）	農学部		
		教授（併任）	総合情報基盤センター		
		准教授（専任）			
		准教授（併任）	医学部		
		准教授（併任）	農学部		
		准教授（併任）	総合情報基盤センター		
		講師（併任）	工学系研究科		
		講師（併任）	工学系研究科		
語学部門	准教授（専任）			9	3
		教授（併任）	文化教育学部		
		教授（併任）	文化教育学部		
		准教授（専任）			
		准教授（併任）	文化教育学部		
		講師（専任）			
		講師（専任）			
健康・スポーツ科学部門	教授（併任）		文化教育学部	1	2
		准教授（併任）	文化教育学部		
		講師（専任）			
合計				20	27

出典 平成 25 年度第 1 回全学教育機構運営委員会資料

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、全学教育機構組織運営規程に基づき、教員組織として専門分野ごとに 6 つの部門を設置している。各部会には、全学教育機構の専任の教員及び学部に所属して全学教育機構の業務にあたる併任の教員を配置している。全学教育機構の専任の教員には専門分野に関して偏りがあるため、併任の教員をもってこれを補い、機構の運営を行うための教員組織を編成している。各部門には、部門の業務に責任をもつ部門長を置き、部門の業務に対する責任体制を敷いている。

以上のことから全学教育機構では、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織の編制がなされていると判断できる。

観点 3－1－② 学士課程教育において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、教育組織として教育分野別に組織した 15 の部会を置いている。それぞれの部会には、全学教育機構の専任の教員、併任の教員とともに、協力教員が所属している（資料 3-1-②-1、参照資料 3-1-②-1）。専任の教員及び併任の教員は、各部会において、カリキュラムを開発・策定し、カリキュラム実施のために適任の教員の選定を行っている。協力教員は部会の選定を受けて授業を実施する教員であるが、部会が策定する共通シラバスに沿って授業シラバスを作成し、それに沿って授業を行うとともに、授業結果についての評価・改善を行っている。

平成 25 年度においては、各部会に、機構の専任の教員 62 名、併任の教員 45 名、協力教員 274 名（いずれも延べ数）を配置した（資料 3-1-②-2）。各部会は、教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価に関する事項等に責任を負っているが、こうした教育組織運営は機構の専任の教員及び併任の教員が担い、なかでも機構の専任の教員が中心的役割を担っている。

全学教育機構では、平成 25 年度において 884 の授業科目（クラス）を開講したが、この開講科目のうち 514 科目（58.1%）を本学の専任の教員（教授、准教授、講師及び助教）が担当し、370 科目を非常勤講師が担当した（資料 3-1-②-2）。全学教育機構の開講授業科目は主要科目ではないため、大学設置基準の第 10 条に直ちに抵触するものではないが、非常勤講師の担当授業科目（クラス数）が 42% を占める状況は、「主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授等に担当させる」という条文に照らせば、改善を要するものと認識している。

また全学教育機構は、「全学教育機構規則」（参照資料 3-1-②-2）に基づき、各部会の業務に責任を負う部会長を置き、各部会の教育カリキュラム編成・実施についての責任体制を敷いている。

資料 3-1-②-1 部会の設置

全学教育機構組織運営規程

（部会）

第 3 条 規則第 4 条第 3 項に規定する部会は、次のとおりとする。

共通基礎語学部会

共通基礎健康スポーツ部会

共通基礎情報部会

基本教養自然科学と技術部会

基本教養文化部会
 基本教養現代社会部会
 インターフェース環境部会
 インターフェース異文化理解部会
 インターフェース生活と科学部会
 インターフェース医療・福祉と社会部会
 インターフェース地域・佐賀学部会
 初年次教育部会
 共通専門基礎教育部会
 留学教育部会
 日本語教育部会

2 前項の部会は、機構の専任の教員、併任の教員、特任教員及び協力教員をもって構成し、各部会への教員の所属については、担当する授業科目等に応じて、運営委員会の議を経て、機構長が定める。

3 部会は、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 教育内容の策定に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 授業評価に関する事項
- (4) その他各部会の運営に関する事項

出典 佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>>

資料 3-1-②-2 全学教育機構部会の構成（平成 25 年度）

(単位：人)

部会名	区分	専任の教員	併任の教員	協力教員	合計
共通基礎語学部会	部会長		1		26
	部会員	11	1	13	
共通基礎健康スポーツ部会	部会長		1		12
	部会員	1	1	9	
共通基礎情報部会	部会長		1		28
	部会員	1	2	24	
基本教養自然科学と技術部会	部会長		1		60
	部会員	6	11	42	
基本教養文化部会	部会長		1		36
	部会員	10	3	22	
基本教養現代社会部会	部会長		1		38
	部会員	8	4	25	
インターフェース環境部会	部会長	1			39
	部会員	1	3	34	
インターフェース異文化理解部会	部会長	1			34
	部会員	10	3	20	
インターフェース生活と科学部会	部会長		1		56
	部会員	2	4	49	

インターフェース医療・福祉と社会部会	部会長		1		17
	部会員	1	0	15	
インターフェース地域・佐賀学部会	部会長		1		17
	部会員	3	0	13	
初年次教育部会	部会長	1			6
	部会員	0	1	4	
共通専門基礎教育部会	部会長		1		6
	部会員		1	4	
留学教育部会	部会長		1		1
	部会員				
日本語教育部会	部会長	1			5
	部会員	4			
合計		62	45	274	381

教員は複数の部会で授業を担当することがあるため、合計の教員数は延べ数である。

出典 平成 25 年度第 1 回全学教育機構運営員会資料

資料 3-1-②-3 全学教育機構授業科目の開講授業科目担当状況（平成 25 年度）

	開講科目数	授業科目担当状況			専任の比率
		専任の教員	非常勤講師	専任の比率	
大学入門科目	55	55	0	100.0	
共通基礎科目					
外国語科目					
英語	176	84	92	47.7	
ドイツ語	44	4	40	9.1	
フランス語	34	6	28	17.6	
中国語	56	5	51	8.9	
朝鮮語	24	4	20	16.6	
日本語	12	4	8	33..3	
健康・スポーツ科目					
健康スポーツ科学	13	5	8	38.5	
スポーツ実習	60	14	46	23.3	
情報リテラシー科目					
情報基礎概論	12	12	0	100.0	
情報基礎演習	23	23	0	100.0	
基本教養科目					
自然科学と技術の分野	23	23	0	100.0	
文化の分野	22	22	0	100.0	
現代社会の分野	34	31	3	91.2	
インターフェース科目	17	17	0	100.0	
共通専門基礎科目	9	7	2	77.8	

外国人留学生プログラム科目	87	30	57	34.5
合計	884	514	370	58.1

専任の教員は、本学の専任の教員（教授、准教授、講師、助教）を表す。

出典 学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 2-1-②-1：部会の設置

資料 2-1-②-2：全学教育機構部会の構成（平成 25 年度）

資料 3-1-②-3：全学教育機構授業科目の開講授業科目担当状況（平成 25 年度）

参照資料 3-2-②-1：全学教育機構組織運営規程

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>〉

参照資料 3-1-②-2：佐賀大学全学教育機構規則

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>〉

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、教育組織として部会を置き、機構の専任の教員及び併任の教員を配置して教育課程の編成、授業科目の設置及び授業担当教員の選定を組織的に行っている。全学教育機構はまた、各授業科目の授業担当には適任の教員を協力教員に委嘱しており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。全学教育機構はさらに、各部会の業務を掌理する部会長を置き、各部会の教育カリキュラム編成・実施に係る責任体制を敷いている。以上のことから全学教育機構では、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断ができる。

観点 3－1－③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

全学教育機構では大学院課程を置いていないため、該当しない。

観点 3－1－④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活発にするための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の専任の教員の年齢構成は、60 代が 3 名（15%）、50 代が 8 名（40%）、40 代 6 名（30%）、30 代 3 名（15%）である（資料 3-1-④-1）。年齢のバランスは必ずしも良くはないが、教育熱心なベテラン教員を多く配置している。

全学教育機構では、教員の採用に当たって、本学の「国立大学法人佐賀大学教員人事の方針」に基づき（参照資料 3-1-④-1）、女性教員の積極的な任用を図っており、公募の際には公募要領に本学では男女共同参画宣言を行っている旨を記載している。また上記方針においては、外国人の任用についても配慮することも定めているが、全学教育機構では、多くの教員採用において和文とともに英文による公募要領も公表して、より広範な人材確保に努めている。平成 26 年 3 月 31 日現在の全学教育機構の専任の教員（20 名）のうち、女性教員は 4 人（女性教員比率は 20%）、

また外国人教員は5人（外国人教員比率は25%）であり（資料3-1-④-1）、性別バランスへの配慮を行うとともに、外国人教員の任用への配慮を行っている。

佐賀大学では、国立大学佐賀大学職員就業規則（参照資料3-1-④-2）及び国立大学法人大学佐賀大学職員の育児・介護休業等に関する規程（参照資料3-1-④-3）に基づき、職員の出産・育児と教育研究との両立が可能な制度を整えている。平成25年度においては、全学教育機構の女性教員1名が、出産後に育児休業を取得した。

また全学教育機構では、国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程（参照資料3-1-④-4）の定める職員の研修機会に関する規定に沿って、サバティカル研修及び内地研究員派遣の制度を設けている。サバティカル研修制度については、国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程（参照資料3-1-④-5）に基づき、佐賀大学全学教育機構サバティカル研修取得候補者選考要領（資料3-1-④-2）を定め、平成25年度には、平成26年度に研修を行う候補者の決定を行った。また内地研究員派遣については、佐賀大学内地研究員派遣規程（参照資料3-1-④-6）に基づき佐賀大学全学教育機構内地研究員派遣候補者選考要領（資料3-1-④-3）を定めて申請者を募ったが、平成25年度の申請者はいなかった。

さらに機構では、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」（参照資料3-2-①-7）に基づき個々の教員の人事評価を行い、実績を上げた大学教員に対して昇給や賞与における優遇措置を講じることで、大学教員個々の志気の高揚を図り教員組織の活動を活発化させている。

資料3-1-④-1 全学教育機構の専任の教員の属性

専任の教員	年齢		性別	外国人教員
1	60～	3名 15%	男性	○
2	60～		男性	
3	60～		男性	
4	50～59	8名 40%	男性	○
5	50～59		男性	
6	50～59		男性	
7	50～59		男性	
8	50～59		男性	○
9	50～59		女性	
10	50～59		女性	
11	50～59		男性	○
12	40～49	6名 30%	女性	○
13	40～49		女性	
14	40～49		男性	
15	40～49		男性	
16	40～49		男性	
17	40～49		男性	
18	30～39	3名 15%	男性	
19	30～39		男性	
20	30～39		男性	
合計	20名	100%	女性教員比率 20%	外国人教師構成比 25%

資料 3-1-④-2 サバティカル研修取得候補者選考要領

佐賀大学全学教育機構サバティカル研修取得候補者選考要領

(平成 25 年 12 月 20 日制定)

(趣旨)

第 1 条 佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）における国立大学法人佐賀大学サバティカル研修取得候補者（以下「候補者」という。）の選考については、「国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程」（平成 19 年 11 月 12 日制定）に定めるものほか、この要領により行う。

(選考委員会)

第 2 条 全学教育機構に、前条の選考を行うため、サバティカル研修取得候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(候補者の推薦人数)

第 3 条 候補者として全学教育機構から推薦する者は、各年度 1 人とする。

(応募)

第 4 条 サバティカル研修取得を希望する者は、当該研修実施年度の前年度 11 月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

(応募資格)

第 5 条 サバティカル研修を取得することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 大学教員としての在職期間が継続して 7 年以上の者（選考年度の 4 月 1 日を基準日とする。）
- (2) サバティカル研修の期間終了後、定年退職までの期間が 3 年未満とならない者
- (3) サバティカル研修の期間終了後、本学における教育研究の発展に貢献する意志がある者
- (4) 前回のサバティカル研修の期間終了後、7 年を経過している者（選考年度の 4 月 1 日を基準日とする。）

2 大学改革推進等補助金「大学教育の国際化推進プログラム」により派遣された者及び内地研究員（本学の内地研究員制度による派遣者）は、サバティカル研修を取得したものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 委員会が候補者の選考を行うに際しては、全学教育機構教員会議の意見を聴取するものとする。

(候補者選考の順延)

第 7 条 第 1 位順位の候補者として選考を受け当該年度の研修を辞退した者で、辞退の事由が教育又は大学・学部等の管理運営上支障があるものと委員会が判断した場合には、委員会は、2 年を限度として、候補者としての選考を次年度以降に順延することができる。ただし、第 2 位順位以下の候補者についてはこの限りではない。

2 前項に規定する候補者としての選考を順延した者が、支障となる事由が解消した旨を委員会に申し出た場合には、委員会は、当該の者を第 1 位順位の候補者として選考するものとする。

(候補者の決定)

第 8 条 委員会は、選考の結果を、順位を付して全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮るものとする。

2 運営委員会は、委員会の選考結果に基づき、候補者及び補欠の候補者を決定する。

(雑則)

第 9 条 本要領に定めるもののほか、サバティカル研修取得候補者の選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、全学教育機構長が定める。

附則

1 この要領は、平成 25 年 12 月 20 日から実施する。

2 平成 26 年度にサバティカル研修取得を希望する者については、第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 1 月

末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

資料 3-1-④-3 内地研究員派遣候補者選考要領

佐賀大学全学教育機構内地研究員派遣候補者選考要領

(平成 25 年 12 月 20 日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）における国立大学法人佐賀大学内地研究員派遣候補者（以下「候補者」という。）の選考については、「佐賀大学内地研究員派遣規程」（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めるもののほか、この要領により行う。

(選考委員会)

第2条 全学教育機構に前条の選考を行うため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(候補者の推薦人数)

第3条 候補者として全学教育機構から推薦する者は、各年度1人とする。

(応募)

第4条 内地研究員派遣の応募を希望する者は、当該内地研究実施年度の前年度 11 月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

(応募資格)

第5条 次に掲げる者は、佐賀大学内地研究員の応募資格がないものとする。

(1) 本学着任 1 年未満の者（選考年度の 4 月 1 日を基準日とする。）

(2) 既に大学改革推進等補助金「大学教育の国際化推進プログラム」により派遣された者（旧在外研究員として派遣された者を含む。）

(3) 既に文部科学省又は佐賀大学内地研究員として派遣された者

(候補者の選考)

第6条 委員会が候補者の選考を行うに際しては、全学教育機構教員会議の意見を聴取するものとする。

(候補者の決定)

第7条 委員会は、候補者を選考し、補欠候補者を含め順位を付して全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮るものとする。

2 運営委員会は、委員会の選考結果に基づき、候補者及び補欠候補者を決定する。

(雑則)

第8条 本要領に定めるもののほか、内地研究員派遣候補者の選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、全学教育機構長が定める。

附則

1 この要領は、平成 25 年 12 月 20 日から施行する。

2 平成 26 年度に内地研究員派遣を希望する者については、第4条の規定にかかわらず、平成 26 年 1 月末日までに、所定の様式により、学務部教務課に応募書類を提出しなければならない。

<根拠となる資料・データ等>

資料 3-2-①-1 全学教育機構の専任の教員の属性

資料 3-1-④-2 サバティカル研修取得候補者選考要領

資料 3-1-④-3 内地研究員派遣候補者選考要領

参照資料 3-1-④-1：国立大学佐賀大学教員人事の方針
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/605.html>)

参照資料 3-1-④-2：国立大学法人佐賀大学職員就業規則
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/549.html>)

参照資料 3-1-④-3：国立大学法人佐賀大学職員の育児・介護休業等に関する規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/565.html>)

参照資料 3-1-④-4：国立大学法人佐賀大学教育職員就業規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/554.html>)

参照資料 3-1-④-5：国立大学法人佐賀大学サバティカル研修実施規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/594.html>)

参照資料 3-1-④-6：佐賀大学内地研究員派遣規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/470.html>)

参照資料 3-1-④-7：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/401.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、女性教員の任用や外国人教員を含む多様な人材の確保に配慮をしており、機構における受精教員比率は 20%に、外国人教員比率は 25%に上っている。また女性教員の出産・育児に配慮し、出産・育児と教育研究との両立が可能な制度を整えている。さらに全学教育機構では、サバティカル研修制度及び国内研究員派遣制度を整備し、職員の研修機会の確保に努めている。さらに機構では、人事評価によって教員個々の志気の高揚を図っている。

以上のことから、全学教育機構では、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断しうる。

3－2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。

また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。

観点 3－2－① 教員の採用基準や昇格の基準等が明確に定められ、適切に運用されているか。

特に、学士課程教育においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学教員選考規則」（参照資料 3-2-①-1）に依るほか、「佐賀大学全学教育機構教員選考規程」（参照資料 3-2-①-2）に基づいて教員候補者の選考を行っている。教員候補者の選考は、全学教育機構企画委員会で立案した人事計画を全学教育機構運営委員会において審議し、教員候補者の公募及び選考は運営委員会が本学の教員の中から指名した委員による選考委員会において行っている。選考委員会は、教授、准教授、講師等の資格を定めた「国立大学法人佐賀大学教員選考規則」に基づき、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、国際貢献、教育・研究に対する今後の展望などを、多面的かつ総合的に評価して教員候補者の調

査・選定を行っているが、全学教育機構ではことに教育能力を重視し、面接、模擬授業、講義記録（ティーチング・ポートフォリオを含む）により、教育能力を具体的に評価している（資料3-2-①-1）。

平成25年度においては、社会科学部門、語学部門及び人文科学・芸術部門に関する教員候補者の選考を行ったが、何れの選考においても、応募者にティーチング・ポートフォリオなどの講義記録の提出を求めて教育能力を測り、また選考の最終段階において、模擬授業などによって教育上の指導能力を確認した（資料3-2-①-2）。

資料3-2-①-1 教員候補者の選定における教育能力の評価

（教員候補者の選定）

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考規則（平成16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、教育業績、社会貢献、国際貢献、教育・研究に対する今後の展望等を多面的かつ総合的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等（ティーチング・ポートフォリオを含む。）により、教育の能力を具体的に評価することにより、各教員候補者について調査選定の上、順位を付して、調査内容及び選定経過とともに運営委員会に報告しなければならない。

出典 佐賀大学全学教育機構教員選考規程

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/779.html>）

資料3-2-①-2 教員候補者選考における教育上の指導力に関する評価の実施状況（平成25年度）

社会科学部門	語学部門	人文科学・芸術部門
平成25年8月12日、1名の教員候補者に対し、「地域開発論」をテーマとする公開授業の形で模擬授業を実施した。本模擬授業は、全学教育機構運営委員会委員に公開された。	平成25年8月10日、2名の教員候補者に対し、教養教育の英語授業という設定でシラバスを作成し、その一部を講義する形で模擬授業を実施した。本模擬授業は、全学教育機構運営委員会委員に公開された。	平成25年10月22日、1名の教員候補者に対し、教養教育の日本史授業という設定でシラバスを作成し、その一部を講義する形で模擬授業を実施した。本模擬授業は、全学教育機構運営委員会委員に公開された。

＜根拠となる資料・データ等＞

資料3-2-①-1 教員候補者の選定における教育能力の評価

資料3-2-①-2 教員候補者選考における教育上の指導力に関する評価の実施状況（平成25年度）

参照資料3-2-①-1：国立大学法人佐賀大学教員選考規程

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/606.html>）

参照資料3-2-①-2：佐賀大学全学教育機構教員選考規程

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/779.html>）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、本学の教員選考規則及び機構の教員選考規程に基づき、教員候補者の選考を実施している。また、選考に当たっては、ティーチング・ポートフォリオの提出や模擬授業の実施を求め、教育上の指導能力に重きを置いた評価を行っている。

以上のことから、全学教育機構においては、採用基準が明確に定められ、適切に運用されないとともに、教育上の指導能力の評価が適切に行われていると判断できる。

観点3－2－② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」(参照資料3-2-②-1)及び「国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準」(参照資料3-2-②-2)に依るほか、「佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準」(別添資料3-2-②-1)に基づき、機構の専任の教員を対象とした「職員個人の活動状況についての自己点検・評価」(以下、「個人評価」という。)を実施している。個人評価では、各教員は、年度の始めに「個人目標申告書」を提出し、これに基づいて行った教育研究活動を、次年度の始めに各教員が作成する「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」において点検・評価している。

全学教育機構では、個人評価の評価領域として、「教育に関する領域」「研究に関する領域」「国際交流・社会貢献に関する領域」「組織運営に関する領域」に加えて、「機構の業務に関する領域」を設定している(資料3-2-②-1)。全学教育機構は、本学の他の部局と異なり、本学の共通教育とともに国際教育及び教育支援を担うため、機構の専任の教員は、教育研究だけでなく、留学生の受入・派遣や高等教育開発、情報通信技術活用教育支援などの業務を遂行している。個人評価における「機構の業務に関する領域」は、こうした機構独自の業務領域について点検・評価するためのものである。

各教員が提出した「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」は、全学教育機構の個人評価組織において集計・分析して「教員個人評価報告書」にまとめている。また、個人評価において把握した各教員の活動状況は、サバティカル研修候補者の選定や業務の配分の参考にするだけでなく、「国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程」(参照資料3-2-②-3)に基づき、昇給・勤勉手当等のインセンティブ付与候補者選定の参考としている。

平成25年度の個人評価については、各専任の教員が、佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準に従って点検・評価を行い、平成26年6月末に「活動実績報告書」及び「自己点検・評価書」を提出した。これらに基づいて、機構長は本学及び機構の目標達成という観点から審査を行い、平成26年11月末に、審査結果を各教員に「個人評価結果」を通知するとともに、「平成25年度教員個人評価報告書」(別添資料3-2-②-2)を取りまとめた。

資料3-2-②-1 全学教育機構における点検・評価項目及び評価基準等

(点検・評価項目及び評価基準等)

第3 点検・評価は次の各号に示す領域ごとに、個人の活動実績と改善に向けた取組について行う。

- (1)教育に関する領域
- (2)研究に関する領域
- (3)国際交流・社会貢献に関する領域
- (4)組織運営に関する領域
- (5)機構の業務に関する領域

2 各領域の点検・評価項目は第4の2号に定める活動実績報告書によるものとする。

3 各教員は、個性を生かす評価を行うため、自己の職種、職務、能力、関心等を勘案して各評価領域における達成目標ならびに活動ウエイト「重み」配分を予め設定して申告する。

4 達成目標並びに重み配分の設定は、機構において各教員に与えられた職務に応じて各教員が行う。

出典 佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準（別添資料 3-2-②-3）

〈根拠となる資料・データ等〉

資料 3-2-②-1 全学教育機構における点検・評価項目及び評価基準等

参照資料 3-2-②-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html>）

参照資料 3-2-②-2：国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/397.html>）

参照資料 3-2-②-3：国立大学法人佐賀大学教員人事評価実施規程

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/401.html>）

別添資料 3-2-②-1：佐賀大学全学教育機構における職員の個人評価に関する実施基準

別添資料 3-2-②-2：平成 25 年度全学教育機構教員個人評価報告書

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価が行われており、評価の結果が業務の配分や処遇等の参考として活用されている。

以上のことより、全学教育機構では、教員の教育及び研究活動等に関する評価が行われており、またその結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていると判断できる。

3－3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

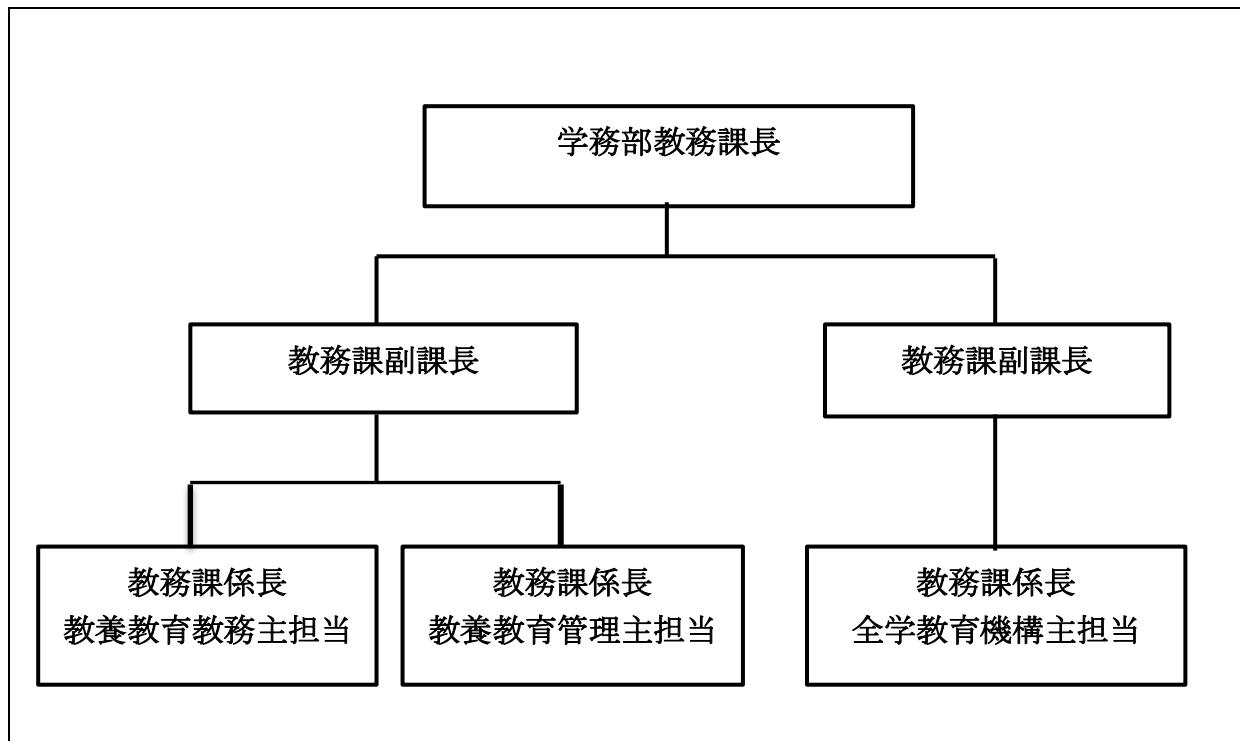
観点 3－3－① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA 等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の事務は、「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」（参照資料 3-3-①-1）における事務組織及び事務分掌の規定に基づき、学務部教務課が担当し、全学教育機構の教育活動を展開するための事務職員として、副課長 1 名、係長 1 名、事務補佐員 3 名を配置している。副課長は機構の事務全般について教務課長を補佐するとともに、係長は、全学教育機構主担当として、事務を分掌している。また、全学教育機構の教務に関する事務については、本学の教務事項について教務課長を補佐する教務課副課長 1 名と教養教育教務主担当の係長 1 名、教養教育管理主担当の係長 1 名、主任 2 名及び事務補佐員 2 名を配置している。（資料 3-3-①-1）

ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）については、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程」（参照資料3-3-①-2）に基づいて配置し、教育補助に積極的に活用している（資料3-3-①-2a、2b）。平成25年度のTA活用時間は全学教育機構開講科目においては2,876時間に、教養教育運営機構開講科目では1,190時間に上り、主に、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目、それにインターフェース科目においてTAを任用している。

資料3-3-①-1 全学教育機構の事務組織図



出典 学務部教務課資料

資料3-3-①-2a 全学教育機構開講科目におけるTAの活用状況（平成25年度）

科目	授業科目	活用時間
大学入門科目	大学入門科目Ⅱ	96.0
外国語科目	英語B	96.0
健康・スポーツ科目	スポーツ実習Ⅰ	225.0
	スポーツ実習Ⅱ	225.0
情報リテラシー科目	情報基礎演習Ⅰ	730.5
	情報基礎演習Ⅱ	225.0
	情報基礎概論	135.0
基本教養科目 文化の分野	映像製作入門	96.0
	芸術論（有田焼入門）	96.0
	シルクロード入門	96.0
インターフェース科目	子どもの発達支援	427.5
	障がい者就労支援	427.5
合計		2875.5

出典 学務部教務課資料

【参考】資料 3-3-①-2a 教養教育運営機構開講科目における TA の活用状況（平成 25 年度）

科目	授業科目	活用時間
英語	英語	336.0
情報処理科目	情報基礎演習Ⅱ	297.0
主題科目	21世紀のエネルギーと環境問題	48.0
	痛みの科学	60.0
	インストラクショナル・デザイン	96.0
	学内活動Ⅰ	45.0
	学内活動実習Ⅱ	45.0
	学内活動実習Ⅲ	45.0
	教員のための環境教育	48.0
	くらしの中の生命科学	48.0
	現代人権論	22.5
	資源循環論Ⅰ	45.0
	資源循環論Ⅱ	45.0
	声楽入門	22.5
	セラミックスの不思議	48.0
	たのしい実験化学Ⅰ	60.0
	たのしい実験化学Ⅱ	22.5
	地域の環境-森・川・海を繋ぐ環境とくらし-	96.0
	チャレンジ佐賀学	48.0
	人間社会とコミュニケーション	96.0
	ヒトと環境の生物学	90.0
	野菜の起源と分化	22.5
	やさしい実験化学Ⅰ	22.5
	やさしい実験化学Ⅱ	67.5
	吉野ヶ里学	48.0
	わかりやすい機構学	96.0
合計		1,920

出典 学務部教務課資料

〈根拠となる資料・データ等〉

資料 3-3-①-1 全学教育機構の事務組織図

資料 3-3-①-2a 全学教育機構開講科目における TA の活用状況（平成 25 年度）

【参考】資料 3-3-①-2a 教養教育運営機構開講科目における TA の活用状況（平成 25 年度）

参照資料 3-3-①-1：国立大学法人佐賀大学事務組織規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/419.html>)

参照資料 3-3-①-2：国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/612.html>)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教養教育活動を展開するための事務職員として、副課長 2 名、係長 3 名、主任 2 名、事務補佐員を 5 名配置して教養教育実施担当の職員による支援体制を敷いている。また TA の活用についても、ことに新しい教育方法を採用しているインターフェース科目等で、積極的に進めている。

以上のことより、全学教育機構では、教育活動を展開するために必要な事務職員が適切に配置され、また TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断しうる。

【付論】教育支援組織の活動

（2） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 全学教育機構専任の教員と併任の教員を配置することにより、機構の目的に照らして必要な教員を配置している。
- 全学教育機構は教育組織として部会を置き、専任の教員及び併任の教員を以て教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価等の業務を行っているが、教育プログラムの実施については全学から適任の教員を協力教員として選定しており、教育活動を展開するうえで十分な教員を確保している。
- 全学教育機構は、本学の教員選考規則及び機構の教員選考規程に基づき、教員候補者の選考を実施しており、選考に当たっては、ティーチング・ポートフォリオの提出や模擬授業の実施を求めるなど、教育上の指導能力に重きを置いた評価を行っている。
- 全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価を行っており、評価の結果を業務の配分や処遇等の参考として活用している。
- 全学教育機構には必要な事務職員を配置するとともに、TA を、新しい試みであるインターフェース科目等に積極的に活用している。

【改善を要する点】

- 非常勤講師の担当授業科目（クラス数）が 42% を占める状況は、「主要授業科目以外の授業

科目についてはなるべく専任の教授等に担当させる」という条文に照らせば、改善を要する。

(3) 基準3の自己評価の概要

全学教育機構は、教員組織として6つの部門を設け各部会には専任の教員及び併任の教員を配置しており、専任の教員の専門分野の偏りを併任の教員をもってこれを補う教員組織編制を行っている。全学教育機構にはまた、教育組織として部会を置き、専任の教員及び併任の教員を配置して教育内容の策定、教育課程の編成、授業評価等を組織的に行っているが、教育プログラムの実施には兼任の教員を協力教員として委嘱しており、機構の目的遂行のために必要な教員を質・量ともに確保する仕組みを整えている。

全学教育機構では、女性教員の任用や外国人教員を含む多様な人材の確保に配慮をするとともに、サバティカル研修制度及び国内研究員派遣制度を整備し、職員の研修機会の確保に努めている。さらに全学教育機構では、「教育」「研究」「国際交流・社会貢献」「組織運営」「機構の業務」について、教員の教育及び研究等の活動に関する評価を行っており、評価の結果が業務の配分や処遇等の参考として活用している。

全学教育機構ではまた、教育活動を展開するために事務職員を適切に配置するとともに、新しい教育方法を採用しているインターフェース科目等で、TAを積極的に活用している。

基準4 学生の受入

全学教育機構は学生定員を持たないため、該当しない。

基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

5-1 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

観点5-1-① 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、本学の学士課程教育の質保証に資するという目的をもって、各学部の学士課程教育における共通教育を実施している。本学の学士課程教育は「佐賀大学学士力」（資料5-1-①-1）に沿って実施されているが、機構は各学部との協議に基づき、「佐賀大学学士力」に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を策定し、教育カリキュラム編成及び実施方法に関する基本的な考え方を定めている（資料5-1-①-2）。

資料5-1-①-1 佐賀大学学士力

佐賀大学では、基礎的及び専門的な知識と技能に基づいて課題を発見し解決する能力を培い、個人として生涯にわたって成長し、社会の持続的発展を支える人材を養成する。そのために、佐賀大学の学士力を次のとおり位置づける。

1. 基礎的な知識と技能

(1) 文化と自然

世界を認識するための幅広い知識を有機的に関連づけて修得し、文化（芸術及びスポーツを含む）的素養を身につけている。

(2) 現代社会と生活

健全な社会や健康な生活に関する種々の知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる。

(3) 言語・情報・科学リテラシー

① 日本語による文書と会話で他者の意思を的確に理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる。英語を用いて、専門分野の知識を修得でき、自己の考えを発信できる。初修外国語を用いて、簡単な会話ができ平易な文章を読み書きできる。

② 情報を収集し、その適正を判断でき、適切に活用・管理できる。

③ 科学的素養を有し、合理的及び論理的な判断ができる。

(4) 専門分野の基礎的な知識と技法

専門分野において、基本概念や原理を理解して説明でき、一般的に用いられている重要な技法に習熟している。

2. 課題発見・解決能力

(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力

現代社会における諸問題を多面的に考察し、その解決に役立つ情報を収集し分析できる。

(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力

専門分野の課題を発見し、その解決に向けて専門分野の基礎的な知識と技法を応用することがで

きる。

(3) 課題解決につながる協調性と指導力

課題解決のために、他者と協調・協働して行動でき、また、他者に方向性を示すことができる。

3. 個人と社会の持続的発展を支える力

(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力

文化や伝統などの違いを踏まえて、平和な社会の実現のために他者の立場で物事を考えることができる。また、自然環境や社会的弱者に配慮することができる。

(2) 持続的な学習力と社会への参画力

様々な問題に積極的に関心を持ち、自主的・自律的に学習を続けることができる。自己の生き方を考察し、主体的に社会的役割を選択・決定し、生涯にわたり自己を活かす意欲がある。

(3) 高い倫理観と社会的責任感

高い倫理観を身につけ社会生活で守るべき規範を遵守し、自己の能力を社会の健全な発展に寄与しうる姿勢を身に付けています。

出典 佐賀大学ウェブサイト<<http://www.saga-u.ac.jp/koho/2010gakushiryoku.html>>

資料 5-1-①-2 教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教養教育についての教育課程編成・実施の方針

1 (基礎的な知識と技能の分野)

- ① 教養教育において、文化と自然に関する授業科目（基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野）、現代社会と生活に関する授業科目（健康・スポーツ科目、及び基本教養科目の現代社会の分野）、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目（大学入門科目Ⅱ、外国語科目、情報リテラシー科目、及び基本教養科目の自然科学と技術の分野）を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。
- ② 教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2 (課題発見・解決能力の分野)

- ① 教養教育において、様々な課題を探求し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する（大学入門科目Ⅰ、Ⅱ）。また、現代的な課題を発見・探求し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、選択として配置する（インターフェース科目）。

3 (個人と社会の持続的発展を支える力、ないしは、…を担う社会人としての資質の分野)

- ① 教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を、必修として履修できるように配置する（インターフェース科目）。

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html>

＜根拠となる資料・データ等＞

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、各学部との協議の下に、「佐賀大学学士力」に沿って「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、学生が修得すべき知識・技能・能力等を、教養教育科目の配置と実施方法とともに、具体的に示している。

以上のことにより全学教育機構は、教養教育についての教育課程編成・実施の方針を明確に定めていると判断しうる。

観点 5－1－② 教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の教育カリキュラムは、佐賀大学学士力に沿った「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」に基づき、基礎的知識技能修得のための科目、課題発見・解決能力習得のための科目、それに個人と社会の持続的発展を支える力を修得する科目をもって体系的に構成している（資料 5-1-②-1）、各学士課程は、それぞれの学位授与の方針に応じて、これらの科目を卒業に必要な教養教育科目として教育課程編成・実施の方針に織り込んでいる（資料 5-2-①-2）。

全学教育機構の教育カリキュラムは、基礎的な知識と技能を修得するための科目として、外国語科目、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目とともに、自然科学と技術・文化・現代社会の三つの分野からなる基本教養科目を配置し、課題発見・解決能力を身につける科目としては、大学入門科目と、社会の特定の課題について多面的かつ主体的に学ぶインターフェース科目を、そして個人と社会との持続的発展を支える力を修得する科目として、インターフェース科目を配置している。各科目については「教育目的」「共有の教育目標」「標準的な教育方法」等を示した「共通シラバス」を各部会において組織的に作成し、共通シラバスに基づき各授業科目シラバスを作成している（資料 5-1-②-3）。共通シラバスは本学のホームページにおいて公開している（参照資料 5-1-②-1）。

全学教育機構では、体系的に構成された教養教育カリキュラムの順次的な履修を保証するために、大学入門科目は1年次に、外国語科目、健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目からなる共通基礎科目は1～2年次に、基本教養科目は1～2年次に、そしてインターフェース科目は、原則として、2年次～4年次に配当している（資料 5-1-②-4）。機構は、教養教育科目と「佐賀大学学士力」との対応表及び各学士課程の卒業に必要な教養教育科目とともに、教養教育科目の標準的な履修モデルを「全学教育機構履修の手引き」に掲載して学生に周知を図り、教養教育カリキュラムの体系的・順次的な履修を促している。

平成 25 年度は1年次生を対象として、外国語科目は英語 A、英語 B、ドイツ語 I a 及び II b、フランス語 I a 及び II b、中国語 I a 及び II b、朝鮮語 I a 及び II b、日本語 I 及び II、それに留学支援英語カリキュラムのための英語科目を開講し、また健康・スポーツ科目は、健康スポーツ科学、スポーツ実習 I 及び II を、情報リテラシー科目は、情報基礎概論、情報基礎演習 I 及び II を開講した。また基本教養科目は、自然科学と技術の分野では 24 の授業科目を、文化の分野では 22 の授業科目を、現代社会の分野では 33 の授業科目を開設した。さらに大学入門科目は、大学入門科

目Ⅰ及びⅡを開講した。インターフェース科目は、カリキュラムの特性から1年次に履修を行う医学部の学生を中心に17科目を開講した（別添資料5-1-②-1）。

なお、全学教育機構では、学生に授業科目の効率的な履修を保証するため、各学部との協議に基づき、必修科目である外国語科目、健康・スポーツ科目、情報リテラシー科目については、学部毎に開講曜日・校時を設定するとともに、基本教養科目及びインターフェース科目については、水曜日及び木曜日の1校時・2校時を全学教育機構専用の開講曜日・校時としている（参照資料5-1-②-4）。

資料5-1-②-1 佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力

大項目	小項目	教養教育科目											インターフェース科目	
		大学入門科目		共通基礎科目					基本教養科目					
				外国語科	ツク科目	健康・スポート	情報リテラシー	自然科学と技術の分野	文化の分野	現代社会の分野				
		大学入門科目I	大学入門科目II	英語 ドイツ語・フランス語・中国語・朝鮮語	講義 健康スポーツ実習	実習 ツク実習	講義 情報基礎概論	演習 情報基礎演習	演習 情報基礎演習	演習 情報基礎演習	演習 情報基礎演習	演習 情報基礎演習		
1 基礎的な知識と技能	(1) 文化と自然										○	○		
	(2) 現代社会と生活					○ ○ ○						○		
	(3) 言語・情報・科学リテラシー	○ ○ ○					○ ○ ○ ○							
	(4) 専門分野の基礎的な知識と技法													
2 課題発見・解決能力	(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力	○ ○											○	
	(2) プロフェッショナルとして課題を発見し解決する能力													
	(3) 課題解決につながる協調性と指導力	○ ○											○	
3 個人と社会	(1) 多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力												○	

の持続的発展を支える力	(2) 持続的な学習力と社会への参画力															○
	(3) 高い倫理観と社会的責任感															○

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_02.html>

資料 5-1-②-2 卒業に必要な教養教育の単位数

学部・学科・課程	教養教育科目															インターアクセス科目	
	大学入門科目		共通基礎科目								基本教養科目		自然科学と技術の分野	文化社会の分野	現代社会の分野		
			外国語科目		健康・スポーツ科目		情報リテラシー科目				講義	実習	講義	演習			
	大学入門科目Ⅰ	大学入門科目Ⅱ	英語	ドイツ語 フランス語 中国語 朝鮮語	講義	実習	健康	スポーツ	スポーツ	基礎概論	情報	情報	情報	基礎演習I	基礎演習II		
文化教育学部	学校教育課程	2		4			2	1	1	2	1				8	8	29
	国際文化課程	2	2	4			2	1	1	2	1				10	8	33
	人間環境課程	2		2		2	2	1	1	2	1				10	8	31
	美術・工芸課程	2		4			2	1	1	2	1				10	8	31
						2											
経済学部	経済学科	2		4	4	2	1	1	2						12	8	36
	経営学科	2		4	4	2	1	1	2						12	8	36
	経済法学科	2		4	4	2	1	1	2						12	8	36
医学部	医学科	4		4	2					2	1				12	8	33
	看護学科	2		4	2					2					12	8	30
理工学部	数理科学科	2	2	4	4	2	1	1							10	8	34
	物理科学科	2	2	4	4	2	1	1							12	8	36
	知能情報システム学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1					12	8	37
	機能物質化学科	2	2	4			1	1		1	1				12	8	32
	機械システム工学科	2	2	4	2		1	1		1	1				8	8	30
	電気電子工学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1					10	8	35
	都市工学科	2	2	4	2	2	1	1	2	1					8	8	33
農学部	応用生物科学科	2		4	4	2	1	1	2	1					12	8	37
	生物環境科学科	2		4	4	2	1	1	2	1					12	8	37

	生命機能科学科	2	4	4	2	1	1	2	1	12	8	37
--	---------	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----

備考 文化教育学部美術・工芸課程の外国語科目については、4 単位（英語 4 単位又は英語 2 単位及びドイツ語、フランス語、中国語、朝鮮語のいずれか 2 単位）を修得しなければならない。

出典 佐賀大学ウェブサイト <http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_02.html>

資料 5-1-②-3 平成 25 年度 全学教育機構共通シラバス（例）

大学入門科目

教育分野	大学入門科目
教育目的	<p>大学入門科目は、大学入門科目Ⅰと大学入門科目Ⅱから成る。</p> <p>大学入門科目Ⅰは、佐賀大学に入学した学生に、大学における学習への転換を促し、高校から大学への接続を円滑にし、本学の新入生として必要とされる知識やスキルを身に付けることを目的とする。</p> <p>大学入門科目Ⅱは、各学部の特性に応じて、論理的な理解、分析、思考及び表現等の能力またはデザイン力を養うことを目的とする。</p>
共通の教育目標	<p>教育目標は、クラス毎に異なるが、以下に標準的な例を挙げる。</p> <p>大学入門科目Ⅰ</p> <p>佐賀大学や学部の歴史や特徴、教養教育の意義、計画的な履修方法、附属図書館の利用方法、情報リテラシー、ラーニングポートフォリオの活用、サークル活動などの正課外活動、学生生活、環境問題への取り組み、国際交流、留学、キャリアガイダンスなどについて議論し、大学生としての学習態度を養う。</p> <p>大学入門科目Ⅱ</p> <p>特定の課題についての調査、分析、デザイン、報告、討論など、各学部で必要とされる基礎的なスキルや問題解決能力を身に付けるとともに、他者とともに共同して目標を達成することを学ぶ。</p>
標準的な教育方法	同じ学科や課程の学生によってクラスを編成し、各専門分野毎の特性に応じて、比較的少人数のクラスで授業を行う。講義だけでなく、討論や演習などを通じて、能動的な学習への転換を促す。
標準的な評価基準	原則として、3分の2以上出席し、口頭発表、レポート、演習その他各クラス毎に定める方法によって成績を評価する。

出典 佐賀大学ウェブサイト <http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html>

資料 5-1-②-4 全学教育機構教養教育課程の標準的な履修モデル

		医学部医学科							
		1年次		2年次		3年次	4年次	5年次	4年次
		前	後	前	後				
大学入門科目		2	2						
外国語科目	英語	1	1	1	1				
	初修外国語	1	1	1	1				
健康・スポ	スポーツ実習	1	1						

一つ科目	健康スポーツ科学	2					
情報リテラシー科目	情報基礎演習	1					
シーケンス	情報基礎概論	2					
基本教養科目		6	4				
インターフェース科目			4	2	2		

出典 佐賀大学ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01d.html>

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 5-1-②-1：佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力

資料 5-1-②-2：卒業に必要な教養教育の単位数

資料 5-1-②-3：平成 25 年度 全学教育機構共通シラバス（例）

資料 5-1-②-4：全学教育機構教養教育課程の標準的な履修モデル

参照資料 5-1-②-1：全学教育機構共通シラバス（<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabuskyotsu.pdf>）

参照資料 5-1-②-2：佐賀大学教養教育科目履修規程

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/441.html>）

参照資料 5-1-②-3：佐賀大学教養教育科目履修細則

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/442.html>）

参照資料 5-1-②-4：平成 25 年度全学教育機構時間割

（http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/kyo_0.html）

別添資料 5-1-②-1：平成 25 年度全学教育機構開講科目一覧

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の教養教育カリキュラムは、「佐賀大学 学士力」に沿った「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」に基づき体系的に編成されており、基礎的な知識と技能、課題発見・解決能力、個人と社会との持続的発展を支える力を担保する科目が配置されている。また、これらの教養教育科目は、各学士課程の学位授与の方針に基づいた教育課程編成・実施の方針に組み込まれている。

以上のことから全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育カリキュラムが体系的に編成されおり、その内容、水準は、本学の各学士課程が授与する各学位において適切なものとなっていると判断できる。

観点 5－1－③ 教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、卒業後に国際的な活動を行いたいという学生のニーズや国際人の育成という社会のニーズに応えて、学生の英語能力の向上を図るとともに学生に対し英語学習へのインセン

ティブを与えることを目的として、TOEIC-IPによる英語能力検定試験を導入している（参照資料5-1-③-1）。本学の学生は全員、1年次の前学期に英語能力検定試験を受験し、試験結果をもって、1年次後学期からの英語科目では習熟度別のクラス編成を実施している。また学生は、2年次後学期（医学部は1年次後学期）にTOEIC-IPによる検定試験を再度受験するが、試験の結果は英語の成績評価に組み込むことを予定している。

また、専門分野の知識・技能を海外の大学においても学びたいという学生のニーズに応えて、海外の大学で英語による授業を支障なく受講しうる英語コミュニケーション能力及び異文化理解力を培わせるために、留学支援英語教育カリキュラムを設けている（資料5-1-③-1）。本カリキュラムの受講生は、高い英語能力と留学への強い意欲を有する学生を全学から選抜し、カリキュラムの受講生は、英語ネイティブ教員を中心とした英語による英語科目と基本教養科目を履修しており、また次年度には英語によるインターフェース科目を履修する予定である。

さらに全学教育機構では、本学のすべての学生に対し、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせるために、課題発見・解決能力や、共生力、社会参画力、高い倫理観・社会的責任感などを身につけさせるインターフェース科目を設定している。インターフェース科目は、現代社会における諸問題に関する複数のインターフェースプログラムを設定し、学生にはいずれかのプログラムを選択して履修する（資料5-1-③-2）。

加えて本学では、学生の多様なニーズに応えるべく、高度情報化社会のニーズに対応した新しい教育を行う「デジタル表現技術者養成プログラム」、障害を有する方の働く意欲や動機づけを高めキャリアアップや生活の質の向上を支援する「障がい者就労支援コーディネーター養成プログラム」、高い環境スキル・環境マインドに加え高い就業力を持った人材を育成する「環境キャリア教育プログラム」、子どもたちの発達を支援できる知識と実践力を身につける「子どもの発達と支援プログラム」の分野横断的教育プログラムを全学共通の教育プログラム等として編成してきたが、これらのプログラムは、全学教育機構のインターフェース科目及び基本教養科目などに組み込み、継続して実施している（資料5-1-③-3）。

本学はまた、放送大学との単位互換協定に基づき、放送大学が開講する授業科目の履修単位を、全学教育機構の基本教養科目として単位認定するための審査制度（単位の認定については、学生が所属する各学部が行う。）を整えている（別添資料5-1-③-1）。

資料5-1-③-1 留学支援英語教育カリキュラム

科目区分	対応する授業科目 及び分野	授業科目	単位数
共通基礎科目	英語 A	Intercultural English : Awakenings	1
		Integrated Speaking : Awakenings	1
	英語 B	Intercultural English : Bridging	1
		Integrated Writing : Awakenings	1
	英語 C	Integrated Writing : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL I	1
	英語 D	Integrated Speaking : Bridging	1
		English Test Success : TOEFL II	1
基本教養科目	自然科学と技術の分野	Breakthroughs in the Modern Age	2
		The Natural World	2
	文化の分野	Critical Thinking for the Modern Age	2

		Culture Metaphors	2
	現代社会の分野	Citizenship Education	2
インターフェース科目		Intercultural Communication I	2
		Intercultural Communication II	2
		Intercultural Communication III	2
		Intercultural Communication IV	2

出典 学部部教務課資料

資料 5-1-③-2 インターフェースプログラム一覧

コース	インターフェースプログラム	備考
環境	機械工学と環境	
	電気電子工学と環境	
	有明海学	
	地域環境の保全と市民社会	
	環境教育	全学共通の教育プログラム
異文化理解	アジアの理解	
	芸術創造	
	異文化交流	
	Intercultural Communication	
	映像・デジタル表現	全学共通の教育プログラム
生活と科学	現代社会における消費	
	ベンチャー・ビジネス	
	リサーチ・リテラシー	
	食料と生活	
	未来を拓く材料の科学	
	エレクトロニクスと生活	
	情報技術者キャリアデザイン	
医療・福祉と社会	現代社会と医療	
	食と健康	
	子どもの発達支援	特別の課程
	障がい者就労支援	全学共通の教育プログラム
地域・佐賀学	佐賀の歴史文化	
	地域経済と社会	
	地域創成学	

出典 学務部教務課資料

資料 5-1-③-3 全学共通の教育プログラム科目等の実施状況（新旧授業科目対応表）

デジタル表現技術者養成プログラム（全学共通の教育プログラム）					
教養教育運営機構が開講する授業科目			全学教育機構が開講する授業科目		
区分	授業科目名	必・選	区分	授業科目名	必・選
主題科目	情報メディアと倫理	選択	基本教	情報メディアと倫理	選択

	芸術と表現（画像へのアプローチ）	8 単位以上を修得	養科目	画像へのアプローチ	8 単位以上を修得		
	デザインマーケティング						
	芸術と表現（デジタル表現技法）			デジタル表現技法			
	身体表現入門			身体表現入門			
	シナリオ入門						
	教育デジタル表現			教育デジタル表現			
	プロデューサー原論			プロデューサー原論			
	インストラクショナル・デザイン			インストラクショナル・デザイン			
	芸術と表現（映画製作）			映画製作			
	クリエーターのための著作権法概論						
	デザインインテグレーション						
	デジタル表現特講						
	プログラミング表現			(学部間共通教育科目へ)			
	伝統工芸と匠			伝統工芸と匠			
				映像制作入門			
				シルクロード入門			
				授業支援入門			
共通専門 教育科目	デジタル表現 I	必修	インターフェース 科目	映像・デジタル表現 I	必修		
	デジタルメディア・アート						
	アニメーション表現			映像・デジタル表現 II			
	コンピュータ・グラフィックス表現			映像・デジタル表現 III			
	デジタル表現修了研究			映像・デジタル表現 IV			
	Web 表現		学部間 共通基 礎科目	Web 表現	必修		
				プログラミング表現			
	デジタル表現 II			映像表現			
	デジタルメディア・デザイン			デジタルメディア・デザイン			
障がい者就労支援コーディネーター養成プログラム（全学共通の教育プログラム）							
教養教育運営機構が開講する授業科目			全学教育機構が開講する授業科目				
区分	授業科目名	必・選	区分	授業科目名	必・選		
主題科目	高齢者や障がい者への生活・就労支援概論	必修	基本教養科目	高齢者・障がい者の生活・就労支援概論	必修		
	障がい者就労支援の諸理論			高齢者・障がい者就労支援の諸理論			
	各種支援におけるカウンセリングの基礎と応用						
	テクニカルエイド・コミュニケーションエイド概論						

共通専門 教育科目	障がい者特性と職業適性	必修	インターフェース科目	障がい者就労支援 I	必修
	就労支援実践と社会的諸制度			障がい者就労支援 II	
	医学的ケアを必要とする障がい者の就労支援			障がい者就労支援 III	
	職業適応促進と事例研究			障がい者就労支援 IV	

子どもの発達と支援プログラム（特別の課程）

教養教育運営機構が開講する授業科目			全学教育機構が開講する授業科目		
区分	授業科目名	必・選	区分	授業科目名	必・選
主題科目	子どもの支援（発達障害・心身症と小児医療）	必修	インターフェース科目	子どもの発達支援 I	必修
	子どもの支援（児童福祉施設の目的と役割）			子どもの発達支援 II	
	子どもの支援（発達障害と不登校への心理・教育支援）			子どもの発達支援 III	
	子どもの支援（家族支援と子育てスキル）			子どもの発達支援 IV	
	発達障害等事例研究	選択 4 単位以上を修得	基本教養科目		選択 4 単位以上を修得
	心の科学（発達障害と神経心理学）			発達障害と神経心理学	
	心の科学（心の個人差）			心の個人差	
	心身の病（心身の障害）			心身の障害	
	心身の病（心の病と癒しのプロセス）			心の病と癒しのプロセス	
	子どもの病気（子どもの病気と子育て）			子どもの病気と子育て	
	教育の実際（学習障害と授業）			学習障害と授業	
	心の発達（心の発達過程）			心の発達過程	

環境教育プログラム（全学共通の教育プログラム）

教養教育運営機構が開講する授業科目			全学教育機構が開講する授業科目		
区分	授業科目名	必・選	区分	授業科目名	必・選
主題科目	環境科学 I	必修	基本教養科目	環境科学 I	必修
	環境科学 II			環境科学 II	
	環境科学 III			環境科学 III	
	実践型キャリアデザイン I			(学部間共通教育科目 環境対話 I～)	
	環境原論			(インターフェース科目 環境教育 I～)	
	持続可能論	選択			選択
	環境経営学			環境経営学	
	環境会計			環境会計	
	環境保全概論 I			環境保全論 I	

	環境保全概論 II 作業環境測定概論 衛生管理概論 資源循環論 I 資源循環論 II	4 単位以上を修得	環境保全論 II 作業環境測定論 衛生管理論 資源循環論 I 資源循環論 II	4 单位以上を修得
共通専門教育科目	インターンシップ（環境）	必修	環境教育 I	必修
	学内活動実習 I		環境教育IV（インターンシップ（環境））	
	学内活動実習 II		環境教育 II（実習 I・II）	
	学内活動実習 III			
	環境科学 IV		環境教育 III（環境対話 II）	
	実践型キャリアデザイン～チムワークの基礎			
			学部間共通教育科目 環境対話 I	必修

出典：学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 5-1-③-1：留学支援英語教育カリキュラム

資料 5-1-③-2：インターフェースプログラム一覧

資料 5-1-③-3：佐賀大学における全学共通の教育プログラム等の実施状況

参照資料 5-1-③-1：平成 25 年度全学統一英語能力テスト (TOEIC) の結果

(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/toeic131.pdf>)

別添資料 5-1-③-1：教養教育科目に相当する放送大学における学修（単位互換によるもの）の認定のための審査内規

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、学生及び社会の国際的人材養成のニーズに応えるべく、英語能力検定試験を導入し、また留学支援英語教育カリキュラムを開設している。また、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培わせるための必修科目としてインターフェース科目を開設している。さらに全学教育機構は、学生が専門分野以外に、あるいは専門分野に関連して学習したいというニーズに応えて本学が編成する分野横断的な教育プログラムを、インターフェース科目等に組み込んで開講している。加えて機構では、他大学の授業を履修したいという学生のニーズに応えて、他の大学及び放送大学との協定に基づく単位互換制度を整えている。

以上のことから、全学教育機構は、教育課程の編成又は授業科目内容において、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮していると判断できる。

5－2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5－2－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、佐賀大学学士力に沿った教養教育の教育目的及び教養教育についての教育課程編成・実施の方針に定めるカリキュラムに基づき、講義、演習、実験、実習等の授業形態を適切に組み合わせた授業科目を開講している。課題探究及び解決法の発見を教育目的とする大学入門科目は演習科目であり、様々な言語の基礎及び活用法を身につける外国語科目は実習科目である。健康・スポーツ科目及び情報リテラシー科目は、教育目的に応じて講義科目と実習あるいは演習科目を組み合わせている。また市民としての素養を身につける基本教養科目は主に講義科目であるが（授業科目「実験物理学」では、実験を取り入れている。）、社会との接続を図るインターフェース科目は講義と演習を組み合わせた授業科目を開講している（前掲の資料5-1-②-1 佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力を参照のこと）。

全学教育機構の授業科目ではそれぞれの授業科目の教育目的に応じた学習指導法を採用しており、留学支援英語教育カリキュラムにおける共通基礎科目の英語授業や、外国人留学生用の日本語では、よりきめ細かな指導が必要であるため少人数教育を行っている。また、基本教養科目やインターフェース科目の一部では、インターネットによるストリーミング配信授業や同期型遠隔授業などのICT活用型授業を実施している（資料5-2-①-1）。さらにインターフェース科目では、社会において必要となる汎用的技能を身に付けるため、インターンシップやディスカッション、グループワーク、実験・実習、調査など、主体的な活動を引き出すアクティブ・ラーニングの学習指導法を取り入れている（資料5-2-①-2）。

資料5-2-①-1 同期型遠隔授業（事例）

開講年度・学期	2013年 前学期
授業科目名	子どもの発達支援Ⅱ
学士力番号	佐賀大学学士力3の(1)
曜／限追記	木・1
講義形式	講義形式（対面授業・同期型遠隔授業）
講義概要	この科目は「子どもの発達と支援プログラム」のコア科目の一つである。科目名は子どもの発達支援Ⅱ（児童福祉施設の目的と役割）である。 子どもの発達を支援する立場にある専門職[教師、福祉職、心理職、医師、保健師、看護師、保育士等]は子どもをより深く理解するため、そのおかれている生活環境を含めた子どもを取り巻く状況について知識を得ておくことが求められる。児童福祉施設は児童福祉法上定められたいくつかの施設をさすが、その設置の目的や役割を学ぶことは、子どもたちに保障されるべき基本的な権利について認識を深めることと、現代の子どもを取り巻く課題のさまざまを学ぶことにつながっている。このような観点から、家族、子育て・子育ち[発達]、虐待などの問題についても、そこに生きる子どもという視点か

	ら講義のなかで触れていく。
開講意図	佐賀大学の学生及び一般市民の受講者で「子どもの発達と支援プログラム」履修認定証の交付を希望する学生は、予め本プログラムへの履修登録を行うこと
到達目標	講義の内容は知識の伝達にとどまらず、今まさにどこかで起こっている問題として、受講者自身にも主体的に考えることを要求する。受講者自身が専門職として或は社会人として、こうした環境に生きる子どもたちに向き合った時、必ず活かされうる貴重な経験となることを目標とする。 本授業は、佐賀大学学士力3の(1)に対応している。
聴講指定	子どもの発達と支援プログラム履修認定証の交付希望者は予め本プログラムへの履修登録を行うこと。
履修上の注意	2名の講師によるオムニバス方式により開講する。なお、第1回～8回は松山、第9回～15回は山口が担当する。
授業計画	<p>○総論的内容の講義</p> <p>1.本講義のオリエンテーション 次回までの課題:児童に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>2.児童に対する捉え方 次回までの課題:児童に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>3.児童福祉(児童家庭福祉)に対する捉え方 次回までの課題:児童福祉に対する捉え方に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>4.児童福祉・児童福祉施設の歴史その1 次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の歴史に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>5.児童福祉・児童福祉施設の歴史その2 次回までの課題:児童福祉・児童福祉施設の発展過程に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>6.児童福祉法における児童福祉施設の概要その1 次回までの課題:児童福祉施設のあり方に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>7.児童福祉法における児童福祉施設の概要その2 次回までの課題:児童福祉施設の概要に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>8.児童福祉・児童福祉施設の今後の展開 次回までの課題:児童福祉施設の今後のあり方に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>○各論的内容の講義</p> <p>9.子どもの生活と発達</p> <p>保育所とそこで生活する子どもたち 次回までの課題:保育所とそこで生活する子どもたちに関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>10.心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設(実際と課題)</p> <p>知的障害児施設・知的障害児通所施設・肢体不自由児施設・肢体不自由児通園施設等 次回までの課題:心身の発達に課題を持つ子どもたちのための施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>11.生活の場を保障するための施設(実際と課題)</p> <p>母子寮、乳児院、養護施設 次回までの課題:生活の場を保障するための施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>12.治療・指導を目指した施設(実際と課題)</p> <p>児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設 次回までの課題:治療・指導を目指した施設に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>13.児童相談所(実際と課題) 次回までの課題:児童相談所に関連する内容を整理しておくこと。</p> <p>14.現代の子育てと児童虐待(まとめ) 次回までの課題:子育てと児童虐待に関連する内容を整理しておくこと。</p>

	15.社会的養護と子どもの育ち(まとめ) 課題:これまでの授業の重要事項を整理しておくこと。
成績評価の方法と基準	2名の講師による講義が終了してのち、定期試験期間中にテスト(レポートを含む)を行い、その結果で評価する。
開示する試験問題等	定期試験の問題、解答例及び配点を開示する。
開示方法	履修登録した者で開示を希望する場合には、事前に講義期間中に直接担当者に申し込むこと。
教科書	子どもの発達と支援—医療、心理、教育、福祉の観点から
オフィスアワー	月・5

出典 佐賀大学ウェブサイト

<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceContentsInit.do;jsessionid=3542DB52B2A4B83E22F6C5CBBFB972F8.kmap1?subjectId=023900199366&formatCode=1&rowIndex=0&jikanwariSchoolYear=2013>

資料 5-2-①-2 講義と演習を組み合わせた授業科目（事例）

開講年度・学期	2013 年度 前学期
授業科目名	映像・デジタル表現 I
学士力番号	1 の (4)
講義形式	講義と演習
講義概要	デジタル表現技術者養成プログラムの入門である。 高度情報化社会におけるデジタル表現技術の必要性を学びながら、学生として、社会人としてどのように役立てられるかを設計する。 また、本プログラムの基礎となるデジタル画像の制作、加工について修得する。
開講の意図	デジタル表現技術者養成プログラムを受講するに当たり、シナリオやデザイン情報倫理の基礎について散っておくことは必須事項である。 また、デジタル画像の制作、加工の技術はあらゆる作品を作成する上で必要となる技術である。
到達目標	・デジタル表現技術の特性を説明できる。 ・デジタル表現技術の基礎を身につける・ ・デザイン素材画像や写真などを加工することができる。
履修上の注意	本科目は、単位を落とすと、次年度以降、空き定員がない限り、受講できなくなるので、欠席しないことが重要である。 科目は、インターネットを使うのでモラルを守ること。 また、LMS を利用して、講義に関する掲示、資料配布、レポートや作品の提出を行うので、毎日、LMS にアクセスして、確認すること。

授業計画	1. デジタル表現とは 2. デジタル表現技術と学生生活設計 3. シナリオの基礎 4. デザインの基礎 5. 情報倫理・情報リテラシー 6. Illustrator のインターフェース、基本操作 7. 基本的な描画 8. 移動と調整 9. オブジェクトの編集 10. レイヤーの説明 11. 文字の入力と編集 12~15. 作品制作 16. 合評会
成績評価の方法と基準	課題の提出、授業態度、出席状況を平常点とし、平常点 50%、最終の制作作品（期末試験相当）を 50% とし成績評価する。
開示する試験問題等	最後の作品が期末試験となる。最後の講義から 2 週間後まで、LMS で開示。
開示方法	単位開示後、2 週間以内に担当教員に申し出ること。

出典 佐賀大学ウェブサイト<

<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusReferenceContentsInit.do;jsessionid=3542DB52B2A4B83E22F6C5CBFB972F8.kmap1?subjectId=023900192021&formatCode=1&rowIndex=0&jikanwariSchoolYear=2013>

<根拠となる資料・データ等>

資料 5-2-①-1 同期型遠隔授業（事例）

資料 5-2-①-2 講義と演習を組み合わせた授業科目（事例）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、授業科目の教育目的に応じて、講義、演習、実験、実習の授業形態を適切に組み合わせたカリキュラムを編成するとともに、少人数授業、ICT を活用したインターネット授業、インターンシップやフィールド型授業、ディスカッションやグループワークなど学生参画型授業を実施している。

以上のことから全学教育機構では、教育目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を実施していると判断できる。

観点 5－2－② 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の授業科目は、各学部教授会の議を経て学長が定める「学年暦」（参照資料 5-2-②-1）に従って開講している。「学年暦」は、1 年間の授業を行う期間を、定期試験及び予備日を含めて 35 週を確保し、各学期の授業日は月から金までの各曜日、16 日を確保している。

全学教育機構ではまた、学生の主体的な学修を促し、十分かつ必要な学修時間を確保するためには、シラバスを利用して、授業外学習時間における課題の提示を行っている。課題の提示は、テキストの予習内容の学習、授業内容をまとめた小レポートの作成などが行われている（資料 5-2-②-1）。授業外学習時間については、学期ごとに学生による授業アンケートを実施し、その中で調査を行い、調査結果を基に担当教員は授業外学習の状況を確認するとともに、必要に応じて授業改善を行っている（別添資料 5-2-②-1）。

全学教育機構では CAP 制をとってはいないが、学士課程ごとに各学期ないしは各年度において履修登録できる単位数の上限を定めており、全学教育機構が実施する共通教育科目の履修については、学士課程ごとの履修登録単位数の規定に従い履修指導を行っている。

資料 5-2-②-1 シラバスでの授業外学習の指示（例示）

授業科目名	社会思想史	
開講年度・学期	2013 年度・後学期	
科目コード	G1331007	
科目名	社会思想史	
曜日・校時	水曜・1	
単位数	2	
担当教員(所属)	全学教育機構	
学士力番号	1-(2)	
講義形式	講義	
講義概要	本講義は、社会思想の歴史を対象とします。講義では、古代から近代に到る代表的な社会思想家を順次取り上げ、彼らの思想や理論について考えてゆきます。授業は講義形式をとり、それぞれの講義について講義内容をまとめる小レポートを課します。成績の評価では、定期試験と共に、この小レポートの結果を重視します。	
開講意図	私たちは社会の中で生きています。現代のように社会が複雑になればなるほど、人間にとて社会とは何かということが見えにくくなります。本講義は、社会の存在根拠やあり方についての学問分野である社会思想の基礎を学ぶことによって、社会の一員である市民として身につけるべき社会科学的教養の修得を目的とします。講義では、この目的を達成するために、社会思想の歴史について考え、人が社会についてどのような問題に直面し、こうした問題をいかに解こうとしたのかを学びます。	
到達目標	本講義では、社会思想の歴史を学ぶことにより、社会思想の思考方法、現代における思想の到達点、残された問題などについて考える力を身につけてもらいたいと考えています。そのことにより、現代社会において我々がどのような状況におかれているのかを客観的に認識するとともに社会の一員として主体的に考え、現代社会に生起する問題に対する分析能力の基礎を涵養することが目標です。	
聴講指定		
履修上の注意	講義ごとにプリントを配布します。	
授業計画	講義計画	授業外学習

	1 古代ギリシャと国家: プラトン 2 古代ギリシャと政治: アリストテレス 3 中世社会とキリスト教: ウグスティヌス 4 中世末期とキリスト教: アクィナス 5 ルネサンスと自由都市: マキャヴェッリ 6 宗教改革と教会離脱: ルターとカルヴァン 7 自由市民とりバニアサン: ホップズ 8 私的所有と市民政府: ロック 9 社会の安定と法の精神: モンtesキュー 10 市民結合と民主主義: ルソー 11 利己的人間と道徳感情: スミス 12 功利主義と立法: ベンサム 13 近代社会と人間の自律: ミル 14 労働疎外と革命: マルクス 15 講義のまとめ	1 小レポート(講義のまとめ)作成 2 小レポート(講義のまとめ)作成 3 小レポート(講義のまとめ)作成 4 小レポート(講義のまとめ)作成 5 小レポート(講義のまとめ)作成 6 小レポート(講義のまとめ)作成 7 小レポート(講義のまとめ)作成 8 小レポート(講義のまとめ)作成 9 小レポート(講義のまとめ)作成 10 小レポート(講義のまとめ)作成 11 小レポート(講義のまとめ)作成 12 小レポート(講義のまとめ)作成 13 小レポート(講義のまとめ)作成 14 小レポート(講義のまとめ)作成 15 講義全体のまとめ
成績評価の方法と基準	定期試験の結果(40%)、小レポートの結果(60%)をもって評価します。	
開示する試験問題等	試験問題、解答例及び配点を開示します。	
開示方法	閲覧を希望する学生(履修登録した学生に限る)は、試験終了後 1 週間以内のオフィスアワーの時間帯に、担当教員の研究室まで来てください。	
教科書	テキストは使用しません。	
オフィスアワー	木曜日の3校時	

出典 佐賀大学ウェブサイト<

<http://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/referenceDirect.do?nologin=on&subjectID=023900192589&formatCD=1>

<根拠となる資料・データ等>

資料 5-2-②-1 : シラバスでの授業外学習の指示 (例示)

参考資料 5-2-②-1 : 平成 25 年度学年暦

⟨http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/gakunen_reki_h25_2.pdf⟩

別添資料 5-2-②-1 : 学生アンケートにおける授業外学習時間の調査

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、本学が定める学年暦に従って、単位を授与するのに適正な授業時間を確保している。また、シラバスを活用して、学生に授業外学修時間の確保を促すとともに、学生アンケートによって学生の授業外学習時間の把握を行っている。ただし、学生アンケートの質問方法についての問題から、学生の授業外学習時間に関する調査を行う体制が未整備であり、この点は、今後全学的な改善が必要である。

以上のことから、全学教育機構では、課題を残しつつも、単位の実質化への配慮がなされてい ると判断しうる。

観点5－2－③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、「シラバス作成に関する要項」(資料5-2-③-1)に基づき、オンラインの授業シラバスを作成している。全学教育機構では、各部会が「共通シラバス」(参照資料5-2-③-1)を作成し、授業担当者はこの共通シラバスに沿って、授業シラバスを作成している。授業シラバスに記載する項目については、全学の教育委員会が学部等との協議に基づきシラバス記載のための「シラバス説明文(教員用)」を作成し、授業担当者は、本学の学士課程教育の質保証のための適切な項目として、「開講年度」「授業科目名」「曜日・校時」「開講時期」を始め、「担当教員」「単位数」「学士力番号」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」「開示する試験問題」などを記載している(前掲資料5-2-②-1を参照のこと)。全学教育機構の授業担当教員は、シラバス説明書(教員用)に基づきシラバスを作成し、オンラインシラバスとしてライブキャンパスに入力している(参照資料5-2-③-1)。シラバスの入力状況は大学教育委員会において検証しているが、平成25年度の全学教育機構の入力率は100%であった(別添資料5-2-③-2)。授業担当教員が作成した授業シラバスは各部会が管理し、部会において共通シラバスに沿っているか、また必要な項目が適切に記載されているかについて、組織的な検証を行っている(資料5-2-③-2)。部会の点検結果は、報告書にまとめて提出されている(資料5-2-③-3)

本学では「学生の授業評価アンケート」に、「シラバスは学修する上で役立っている。」という項目を設けて、学生のシラバス活用状況を調査している。アンケートは、「全くそうは思わない」から「全くそのとおりだと思う」までの5段階評価で答えるものであるが、全学教育機構及び教養教育運営機構の開講授業科目についての平成25年度の評価結果は、前学期が3.507、後学期が3.608であった(資料5-2-③-4)。学生の評価結果からは、シラバスが授業の選択及び受講に十分活用されているとは必ずしも言えないものの、学生がシラバスをある程度活用している事態は伺える。

資料5-2-③-1 シラバス作成に関する要項

シラバス作成に関する要項

(平成19年3月26日制定)

(作成目的)

第1条 次に掲げる目的を達成するため、佐賀大学(以下「本学」という。)の授業を担当する教員(以下「担当教員」という。)は、シラバスを作成するものとする。

- (1)授業の教育目的を明確にする。
- (2)授業を体系的・計画的に展開する。
- (3)学生に授業計画を周知し、学習計画を立てさせる。
- (4)学生に成績評価に関する情報を周知する。

(記載項目)

第2条 シラバスの記載項目は、大学教育委員会の議を経て、決定する。

(実施)

第3条 シラバスは、本学で開講される全授業科目について、作成し、公開する。

2 シラバスの記載内容は毎年更新し、指定された期日・方法で提出又は入力する。

3 担当教員は、第1回目の授業において、該当科目のシラバスについて説明する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、シラバス作成に必要な事項は、大学教育委員会において定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

出典：学務部教務課資料

資料 5-2-③-2 全学教育機構におけるシラバス作成

シラバスの作成について

(平成24年12月27日 第10回全学教育機構部会長会議了承)

1 趣旨

組織的な教育の一環として、各部会において、授業科目ごとのシラバスの管理を行う。

2 授業科目ごとのシラバスの作成手順

- (1) 部会は、授業担当者に共通シラバスを提示する。
- (2) 授業担当者は、授業科目ごとにシラバス概要を作成し、部会へ提出する。
- (3) 部会は、提出されたシラバスが共通シラバスに沿っているかどうかを精査する。
- (4) シラバスに不備がある場合には、授業担当者はシラバスの内容を修正する。

出典 平成24年度第10回全学教育機構部会長会議資料

資料 5-2-③-3 シラバス点検結果報告書の例

シラバス点検結果報告書

科目名 自然科学と技術部会の全科目

シラバス作成者 各担当教員

シラバス点検実施日 平成26年3月25日

シラバス点検者 ○○ ○○

別表の通り、点検した。(点検表は別紙)

不備(赤字部分)を指摘し、修正を依頼した。

シラバス修正実施日 平成26年3月27日

シラバス修正点検実施日 平成26年3月28日

シラバス点検者〇〇 〇〇

シラバス修正について（点検表は別紙）

	前期	後期	計
修正依頼	10科目	5科目	15科目
修正済み	7科目	4科目	11科目
未修正	3科目	1科目	4科目

「未修正」には、期限までに修正していないもの、修正したが不備が解消していないもの、及びシラバスを確定状態にしていないものを含む。

出典 全学教育機構資料

資料 5-2-③-3 授業へのシラバスの役立ち状況

質問項目	前学期		後学期	
	全学部等 平均	全学教育 機構科目 平均	全学部等 平均	全学教育 機構科目 平均
シラバスは学習するうえで役立っている	3.641	3.507	3.655	3.608

出典 平成 25 年度学生による授業アンケート結果より作成

<根拠となる資料・データ等>

資料 5-2-③-1：シラバス作成に関する要項

資料 5-2-③-2：全学教育機構におけるシラバス作成

資料 5-2-③-3 シラバス点検結果報告書の例

資料 5-2-③-4 授業へのシラバスの役立ち状況

参照資料 5-2-③-1：全学教育機構共通シラバス

〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabuskyotsu.pdf>〉

参照資料 5-2-③-2：佐賀大学オンラインシラバス

〈<https://lc2.sc.admin.saga-u.ac.jp/syllabus2/syllabusSearch.do>〉

別添資料 5-2-③-1：シラバス説明文（教員用）

別添資料 5-2-③-2：平成 25 年度オンラインシラバスの入力状況について

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、「開講年度」「担当教員」「講義概要」「開講意図」「到達目標」「聴講指定」「授業計画」「授業以外の学習」「成績評価の方法と基準」等の項目についてシラバスを作成して、学生が各授業科目の準備学修を進めるために基本となる内容のシラバスを適切に作成している。また、学生の授業評価アンケートに依れば、学生はシラバスをある程度役に立つものと評価しており、シラバスを授業の選択等に活用しているものと思われる。

以上のことから、全学教育機構では、適切なシラバスが作成され、ある程度活用されていると判断しうる。

観点 5－2－④ 基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、本学の1年次生及び2年次生のすべてを対象に、TOEIC-IP を用いた英語能力検定試験を実施することにしているが、この試験結果を基に、1年次後学期の英語Bから習熟度別クラス編成を実施した（資料 5-2-④-1）。習熟度別クラスは、初級、中級、中上級クラスに分けているが、英語に関する基礎学力不足が認められる初級クラスの学生に対しては、e-ラーニングを用いて補習用の学習プログラム e-TOEIC による授業外学習を課している（参照資料 5-2-④-1）。英語における基礎学力不足の学生への対応は平成 25 年度後学期に開始したが、この取組みの成果については、今後調査を行っていくことにしている。

資料 5-2-④-1 佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項

佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項

平成 25 年 4 月 24 日

副 学 長 制 定

（趣旨）

第 1 この要項は、佐賀大学（以下「本学」という。）における学生の英語力の向上を目的とする全学統一英語能力テスト（以下「英語能力テスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第 2 英語能力テストの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生に明確な学習目標を与えるとともに、自律的かつ持続的学習を促すこと。
- (2) 学生の入学後の英語力の推移を測定・検証し、本学の英語教育の改善に資するとともに本学全体の学生の英語力の向上を図ること。
- (3) 本学学生の英語力を客観的な指標を用いて測定し、教育の質保証に資すること。
- (4) 英語力を備えた国際的人材の養成という社会及び企業からの要請に応えること。

（活用方法）

第 3 英語能力テストは、次に掲げる事項に活用することができる。

- (1) 習熟度別クラス編成を行うための判定試験
- (2) 授業科目の成績評価への一定割合の反映
- (3) 英語の学修成果の測定
- (4) 外国語能力検定試験の単位認定
- (5) 外国の大学への留学に関する学内選考の基準
- (6) その他活用が適当と認められる事項

2 学部・学科等が必要と認めたときは、前項に定める事項以外に英語能力テストの結果を活用することができる。

3 第 1 項各号の事項の具体的活用方法については、別に定める。

（対象者）

第 4 英語能力テストの対象者は、平成 25 年度以降に入学した学部の正規課程の学生（編入学性を除く。以下同じ。）とする。

（実施時期等）

- 第5 英語能力テストは、1年次生に対しては前学期に実施し、2年次生に対しては後学期に実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する実施時期以外の実施及び他の年次生に対しての実施を認めることができる。
- (実施する英語能力テスト)
- 第6 英語能力テストとして実施する外国語能力検定試験の種類は、TOEIC-IPとする。
- (経費負担)
- 第7 この要項に定める英語能力テスト実施に要する経費については、国立大学法人佐賀大学が負担する。
- (英語能力テストの結果及びデータの取扱い)
- 第8 英語能力テストの結果については、学生本人に通知するとともに、様々な角度からのデータ分析を行い、必要に応じて学内の会議等における共有及び学部・学科等へのデータ提供を行う。
- 2 前項の英語能力テスト結果及びデータの取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (表彰)
- 第9 英語能力テストの結果が優秀な者に対しては、表彰を行うことができる。
- 2 前項の表彰について必要な事項は、別に定める。
- (実施体制等)
- 第10 英語能力テストの実施について必要な事項は、佐賀大学全学教育機構長（以下「全学教育機構長」という。）の下に置かれる佐賀大学全学教育機構英語能力試験実施委員会が検討する。
- 2 学部・学科等は、英語能力テストの実施について協力するものとする。
- (方策の検討・実施)
- 第11 本学、学部・学科等及び佐賀大学全学教育機構は、英語能力テストの結果等を踏まえ、学生の自律的かつ持続的な英語学習を促し、及び英語力を向上させるための方策を検討し、実現可能なものから順次実施しなければならない。
- (雑則)
- 第12 この要項に定めるもののほか、英語能力テストの実施に必要な事項は、全学教育機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年4月24日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 第4の規定にかかわらず、平成25年度に実施する英語能力テストについては、学部・学科等と協議の上、平成24年度以前に入学した学部の正規課程の学生についても対象者とすることができます。

出典 佐賀大学ウェブサイト

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/916.html>〉

<根拠となる資料・データ等>

資料5-2-④-1：佐賀大学における全学統一英語能力テスト実施要項

参考資料5-2-④-1：e-TOEICについて（佐賀大学ウェブサイト　科目履修用サイト）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構は、英語教育において習熟度別クラスを設け、英語における基礎学力不足の学生への対応を図っている。

以上のことから、全学教育機構では、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断しうる。

観点 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース）を置いている場合には、その過程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間において授業を実施している課程を置いておらず、該当しない。

観点 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）放送授業（スクリーニングを含む）。若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

通信教育を行う課程を置いておらず、該当しない。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業判定が適切に実施され、有効なものになっていること。

観点 5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

全学教育機構は学位を授与しないため、該当しない。

観点 5-3-② 成績判定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従つて、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、佐賀大学学則第 22 条（資料 5-3-②-1）及び「佐賀大学成績判定等に関する規程」（資料 5-3-②-2）に基づき、「平素の学修成績、学習報告、論文及び試験等によって」成績を判定している。佐賀大学学則及び成績判定等に関する規定は『学生便覧』に掲載して、学生への周知を図っている。また、各授業科目の成績評価方法は、授業シラバスにおいて「成績評価の方法と基準」として具体的に記載し、小レポート、小テストなどの成績と定期試験の成績を成績評価に反映させる割合を明示している（前掲の資料 5-2-①-2 を参照のこと）。授業シラバスは、ウェブサイトに掲載して学生への周知を図るとともに、「履修の手引き」に「オンラインシラバス（授業概要）の参考方法」を掲載し、学生にシラバスの検索を促している（別添資料 5-3-②-1）。

全学教育機構では、成績評価を基に成績評価分布表を作成して成績評価の適切性を検証している（資料 5-3-②-3）。また本学では GPA 制度を導入・実施しており（別添資料 5-3-②-2）、成績評

価分布状況と合わせて、授業方法、成績評価方法等の検証を行っている。

資料 5-3-②-1 佐賀大学における成績判定の規定

佐賀大学学則

(成績の判定)

第 22 条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。

出典 佐賀大学ウェブサイト

<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>

資料 5-3-②-2 佐賀大学成績判定等に関する規程

佐賀大学成績判定等に関する規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 成績判定及び試験等に関する事項は、佐賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(成績の判定・評価基準)

第 2 条 成績判定は、平素の学修状況、出席状況、学修報告、論文及び試験等によって行う。

2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、100 点満点中 90 点以上を秀、80 点以上 90 点未満を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(試験)

第 3 条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに行うことを原則とする。

2 定期試験の時間割は、少なくとも 1 週間前に公示する。

(成績の取消し)

第 4 条 一度判定された成績は、取り消すことができない。

(合格科目の再履修)

第 5 条 学生は、一度合格と判定された授業科目については、再履修をすることができない。

(定期試験における不正行為)

第 6 条 学生が定期試験において不正行為をしたときは、当該学生がその定期試験期間中に受験した全ての試験科目的成績を無効とする。

(実験等における不正行為)

第 7 条 学生が実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等において不正行為をしたときは、当該実験、実習、学修報告、論文又は平素の試験等に係る科目的成績を無効とする。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、各学部等において特段の定めがある場合においては、当分の間、その定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月20日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

出典 『学生便覧』（平成25年度）142頁<>

資料5-3-②-3 平成25年度全学教育機構成績評価分布表

(構成比、%)

科目	授業科目・分野	秀	優	良	可	不可	総計	GPA値
大学入門科目	大学入門科目Ⅰ	50.3	38.5	8.3	2.2	0.8	100.0	3.35
	大学入門科目Ⅱ	35.4	46.3	12.6	3.1	2.6	100.0	3.09
外国語	英語A	28.0	34.2	19.8	12.9	5.1	100.0	2.67
	英語B	25.0	32.3	22.1	11.6	9.0	100.0	2.52
	英語C	7.9	41.7	39.6	10.1	0.7	100.0	2.46
	英語D	15.7	31.3	31.9	16.9	4.2	100.0	2.37
	留学支援英語	18.2	52.4	24.6	3.6	1.4	100.0	2.83
	ドイツ語Ⅰa	21.8	22.7	17.0	26.5	12.0	100.0	2.16
	ドイツ語Ⅰb	19.8	15.2	14.3	33.8	16.8	100.0	1.88
	フランス語Ⅰa	25.2	29.0	24.3	15.2	6.2	100.0	2.52
	フランス語Ⅰb	31.3	25.4	19.4	19.9	4.0	100.0	2.60
	中国語Ⅰa	29.1	25.2	15.4	17.0	14.0	100.0	2.40
	中国語Ⅰb	29.5	22.1	14.3	20.9	13.2	100.0	2.34
	朝鮮語Ⅰa	44.0	21.7	15.7	13.9	4.8	100.0	2.86
	朝鮮語Ⅰb	25.7	24.1	20.9	16.2	13.0	100.0	2.33
	日本語Ⅰ	73.1	26.9	0.0	0.0	0.0	100.0	3.73
	日本語Ⅱ	28.6	57.1	10.7	0.0	3.6	100.0	3.07
健康・スポーツ科目	健康スポーツ科学	36.6	31.0	17.7	10.6	4.1	100.0	2.86
	スポーツ実習	41.9	36.0	13.0	7.3	1.9	100.0	3.09
情報リテラシー科目	情報基礎概論	27.6	28.5	19.2	20.0	4.6	100.0	2.55
	情報基礎演習Ⅰ	50.4	21.8	16.6	6.2	5.0	100.0	3.06
	情報基礎演習Ⅱ	38.8	16.3	17.9	15.3	11.7	100.0	2.55
基本教養科目	自然科学と技術の分野	22.8	29.2	26.7	10.7	10.5	100.0	2.43
	文化の分野	12.8	35.8	27.5	13.1	10.8	100.0	2.27
	現代社会の分野	24.1	26.9	25.0	13.9	10.1	100.0	2.41
	総合分野	38.9	33.8	11.5	10.2	5.7	100.0	2.90
	外国人留学生科目	30.6	40.8	22.4	4.1	2.0	100.0	2.94
インターフェース科目		16.9	36.9	33.3	11.2	1.7	100.0	2.56
共通専門基礎科目		44.8	24.0	13.5	15.2	2.6	100.0	2.93
特定教育プログラム科目		22.8	35.9	24.6	12.0	4.8	100.0	2.60
短期留学生プログラム科目		41.7	45.5	10.0	1.9	0.5	100.0	3.25
外国人留学生プログラムのための授業科目		40.9	40.1	13.1	3.2	2.7	100.0	3.13

出典 平成 26 年度第 2 回全学教育機構部会長会議資料

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 5-3-②-1：佐賀大学における成績判定の規定（佐賀大学学則）

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/432.html>〉

資料 5-3-②-2：佐賀大学成績判定等に関する規程

資料 5-3-②-3：平成 25 年度全学教育機構成績評価分布表

別添資料 5-3-②-1：『平成 25 年度全学教育機構履修の手引き』45・6 頁（オンラインシラバス（授業概要）

別添資料 5-3-②-2：佐賀大学における成績評定平均値に関する規程

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、大学が組織的に定める成績評価判定基準を基に成績判定を行っており、成績判定基準に関する規定は『学生便覧』に掲載して学生への周知を図っている。また各授業科目における成績評価方法を、小レポート、小テスト、定期試験等の実施及びそれぞれの評価の割合としてシラバスに記載することによって、学生への周知を図っている。さらに全学教育機構では、シラバスをウェブサイトに掲載するとともに、「履修の手引き」にシラバスの検索方法を掲載するなど、学生へのシラバス活用を促す工夫を行っている。加えて授業科目ごとに成績評価の分布表及び GPA 値表を作成して、成績評価の適切さを検証している。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価基準が組織として策定されており、学生に周知されており、基準に従って、成績評価が適切に実施されていると判断できる。

観点 5－3－③ 成績評価等の客觀性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、成績評価の客觀性、厳格性を担保するために、部会長会議において、年度開始前に授業シラバスの組織的チェックを行うとともに、年度終了後には授業科目ごとの成績評価の分布表を作成し、成績評価の偏り等を含む成績評価の妥当性を組織的にチェックしている（資料 5-3-③-1）。本学では「シラバス説明文（教員用）」に基づき、授業シラバスにおいて「開示する試験問題等」の記載を教員の間で確認しているが、開示する「試験問題等」には「試験問題の解答、解答例または出題の意図」や「レポート等の解答例または出題の意図」などを記載している。

全学教育機構ではまた、本学の「成績評価の異議申立てに関する要項」（資料 5-1-③-2）に基づき、「成績評価の異議申立てに関する申合せ」（資料 5-3-③-3）を制定し、成績評価に関する学生の意義申立てに対応する体制を整えている。学生からの成績評価に関する異議申し立ては、教務課を窓口とし、授業科目を開設する部会の部会長等による学生との協議、副機構長等による調査委員会の設置、運営委員会における審議等の手続きを以て対応・措置することにしている。平成 25 年度においては、成績評価に関する学生の意義申立てはなかった。

資料 5-3-③-1 平成 25 年度 全学教育機構における授業科目の開講・実施・成績評価の状況

科目区分	卒業要件履修者数	1年次生基準履修者数(a)	履修者実数(b)	開講率(%) (b/a)	単位修得者実数(c)	単位修得率(%) (c/b)	GPA 値
大学入門科目	1,916	1,916	1,955	102.0	1,923	98.4	3.27
外国語科目							
英語	5,223	2,868	3,217	112.2	2,849	88.6	2.59
初修外国語	3,159	2,204	2,434	110.4	2,156	88.6	2.36
健康・スポーツ科目							
健康スポーツ科学	997	997	1,023	102.6	980	95.8	2.85
スポーツ実習	2,362	2,362	2,426	102.7	2,380	98.1	3.08
情報リテラシー科目							
情報基礎概論	1,089	1,089	1,143	105.0	1,090	95.4	2.55
情報処理演習	1,130	1,035	1,096	105.9	1,028	93.7	2.97
基本教養科目	7,228	4,338	6,427	148.2	5,726	89.1	
自然科学と技術の分野	2,136	1,282	1,567	122.3	1,402	89.5	2.43
文化の分野	2,546	1,528	1,821	119.3	1,623	89.1	2.27
現代社会の分野	2,546	1,528	2,826	184.9	2,515	89.0	2.41
総合分野	—	—	213	—	196	92.0	2.90
日本事情	—	—	49	—	48	98.0	2.94
インターフェース科目							
映像デジタル表現 I	—	—	45	—	44	87.8	2.76
医療・福祉と社会	664	664	730	109.9	718	89.3	2.55
学部間共通科目							
共通専門基礎科目	697	697	726	104.1	707	97.4	2.93
特定プログラム科目	—	—	167	—	159	95.2	2.60
短期留学生プログラム科目	—	—	211	—	209	99.1	3.25
外国人留学生のための授業科目	—		374		364	97.3	3.13
開講・実施・成績評価状況の分析							
○授業科目的開講状況							
平成 25 年度の教養教育科目については、1 年次生が最低限必要とする科目及び履修数（1 年次生基準履修者数）を基準として、授業科目を開講した。各科目の実際の履修者（履修者実数）の割合（開講率）を見ると、何れの科目も 100% を超えており、基本教養科目については少し開講が多すぎた感もあるものの、開講状況は概ね適切であったと判断しうる。学部間共通科目の共通専門基礎科目についても、上記と同様の理由により、開講状況は適切であると判断しうる。							
○授業の実施状況							
授業の実施状況については、単位修得率が教養教育科目、学部間共通科目、外国人留学生のための授業科目の何							

れの科目においても 90% 前後の水準にあり、すべての科目で授業が適切に実施されたと判断しうる。

○成績評価

各科目の GPA 値（秀、優、良、可、不可の 5 段階で、秀を 4 とする評価）が、何れの科目も 2 （成績評価基準の「学習到達目標をおおむね達成している」段階）以上にあり、また、大学入門科目等を除けば、極端に高い値もないことから推して、適切な授業内容の設定の下に、授業評価が適切に行われていると判断しうる。

出典 平成 26 年度第 11 回全学教育機構部会長会議資料

資料 5-3-③-2 成績評価の異議申立てに関する要項

成績評価の異議申立てに関する要項

(平成 19 年 1 月 30 日制定)

- 1 全授業科目において、担当教員は、成績評価に用いた答案、レポート等を成績通知後から 3 か月間保存するものとする。
- 2 学生は、成績通知後、1 か月以内（やむを得ない事情がある場合は、2 か月以内）に担当教員に申し出て、自己の提出した答案、レポート等を確認することができる。
- 3 学生は、成績評価に質問又は異議がある場合には、成績通知後 1 か月（やむを得ない事情がある場合には、2 か月以内）に担当教員に申し出ることができる。担当教員との協議によつても成績評価に対する疑義が解決されない場合又は担当教員と協議ができない場合には、学生は学部長（教養教育科目にあつては、全学教育機構長又は教養教育運営機構長、大学院の授業科目にあつては研究科長とする。以下同じ。）に異議を申し立てることができる。
- 4 前項後段の異議の申立てがあつた場合は、学部、全学教育機構、教養教育運営機構及び研究科の教育に関する委員会において申立ての内容等を調査・検討する。その結果を踏まえて、学部長は、教授会（教養教育科目にあつては全学教育機構運営委員会又は教養教育運営機構協議会、大学院の授業科目にあつては研究科委員会（工学系研究科にあつては研究科教授会。）以下〔教授会等〕といふ。）の議を経て、対応を決定する。
- 5 前項の教授会等の審議結果は、当該学生に通知する。また、当該科目の評価に要する情報、答案、レポート等は、教授会等の議が終了するまで保存するものとする。

附 則

この要項は、平成 19 年 1 月から実施する。

附 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

出典『学生便覧』（平成 25 年度）140 頁<>

資料 5-3-③-3 全学教育機構における成績評価の異議申立てに関する申合せ

成績評価の異議申立てに関する申合せ

(平成 25 年 3 月 29 日全学教育機構運営委員会決定)

佐賀大学全学教育機構（以下「全学教育機構」という。）は、成績評価の異議申立てに関する要項（平成19年1月30日制定。以下「要項」という。）に定めるもののほか、異議の申立てがあった場合の対応に関し、次のとおり申し合わせる。

- 1 要項による異議の申立ての文書（以下「申立書」という。）は、教務課で受け付ける。
- 2 申立書には、申立人の所属学部、学籍番号、氏名、連絡先、科目名、担当教員名及び申立ての理由を記入するものとする。
- 3 教務課は、申立人が担当教員との協議を望まない場合、又は協議が困難である場合を除き、申立人と担当教員の協議の場を設け、当事者間で協議するものとする。その際、全学教育機構の関連部会の部会長又はその代理人（以下「部会長等」という。）が立ち会うものとする。
- 4 教務課は、協議の内容について、立ち会った部会長等の確認を経て協議内容報告書を作成する。
- 5 部会長等は、申立人が担当教員との協議を望まない場合、又は協議が困難である場合は、申立人及び担当教員から個別に事情を聴取し、この結果に基づき各当事者と協議する。
- 6 教務課は、事情聴取及び協議に立ち会い、報告書を作成する。
- 7 3項及び5項の協議によっても疑義が解消しない場合は、申立人は、佐賀大学全学教育機構長（以下「機構長」という。）に異議の申立てを行うことができる。その場合、教務課は、申立書及び協議内容報告書又は前項の報告書を機構長に提出するものとする。
- 8 前項の申立てがあった場合、機構長は、佐賀大学全学教育機構企画委員会で手続等を確認した後、佐賀大学全学教育機構副機構長（以下「副機構長」という。）に調査を依頼する。
- 9 前項の依頼があった場合、副機構長は、担当教員から答案、レポートその他成績判定に用いた資料等の提出を求め、佐賀大学全学教育機構部会長会議（以下「部会長会議」という。）を開催し、申立ての内容と成績評価の適否に関し調査を行う。その際、必要に応じて、副機構長又は副機構長が指定する部会長等は、担当教員及び申立人と面接し事情を聴取する。
- 10 前項の調査において、部会長会議は、成績評価の適否等に関し疑義が生じ専門的な観点から鑑定する必要が生じた場合、関連する分野の教員（担当教員を除く。）による調査委員会を設け、その助言を求めることができる。
 - 11 部会長会議は、申立内容の妥当性について、機構長に文書で報告する。
 - 12 前項の報告があった場合、機構長は、佐賀大学全学教育機構運営委員会に諮り、対応を決定する。
 - 13 佐賀大学全学教育機構運営委員会は、別に定める基準に基づき、審議するものとする。
 - 14 機構長は、前項の決定を申立人に文書で通知する。前項の決定が、成績判定の変更を要するものである場合、機構長は、担当教員に、変更措置を求めるものとする。
 - 15 前項の変更措置について担当教員が応じない場合、機構長は、学長及び担当教員の所属する部局の長に申し出て、対応を協議する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年4月1日から実施する。
- 2 平成25年3月31日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、この申合せを適用しない。

出典 全学教育機構資料

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 5-3-③-1：平成 25 年度成績評価について

資料 5-3-③-2：成績評価の異議申し立てに関する要項

資料 5-3-③-3：全学教育機構における成績評価の異議申立てに関する申合せ

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、全学教育機構部会長会議において、授業シラバスにおける解答例や出題の意図などの開示を事前的にチェックするとともに、成績評価の分布等を事後的にチェックすることで成績評価の客観性、厳格性を担保している。また、「成績評価の異議申立てに関する要項」等を制定して学生に周知を図るとともに、成績評価の厳格性を担保している。

以上のことから、全学教育機構では、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断しうる。

観点 5－3－④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

全学教育機構は学士課程を有していないため、該当しない。

＜大学院課程（専門職大学院課程を含む。）＞

5－4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5－5 教育課程を開設するに相応しい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5－6 学位授与の方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

以上については、全学教育機構は大学院教育課程を有していないため、該当しない。

（2） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 体系的に作られた「佐賀大学学士力」に沿って、教育カリキュラムが体系的に編成されている。
- 学生に体系的な科目履修を促すために、履修モデルが提示されている。
- 海外での学修経験を積みたいという学生のニーズに応えて、英語能力検定試験や留学支援英語教育カリキュラムが実施されているとともに、学生の多様な学習ニーズに応えるべく、教育カリキュラムに全学共通の教育プログラム等を組み込んでいる。
- 客観的で厳格な成績評価を行うべく、シラバスチェックや成績評価のチェックが組織的に行われている。

【改善を要する点】

- 学生の授業外学習時間の確保やシラバスの活用を客観的に把握するために、学生アンケート等の質問項目の改善等、整備が必要である。

(3) 基準5の自己点検・評価の概要

全学教育機構では、本学が独自に定める佐賀大学学士力に沿って教養教育についての教育課程編成・実施の方針を定め、本方針に基づいて教育課程を体系的に編成している。教育課程は、英語能力検定試験や留学支援英語カリキュラムの導入、インターフェースプログラムの導入、デジタル表現後術者養成プログラムなどの分野横断的プログラムの導入など、学生の多様なニーズに配慮して編成している。また、こうした教育課程においては、授業の内容に応じて、ICTを活用した同期型遠隔授業や講義と演習とを組み合わせた授業など、教育課程にふさわしい授業形態・学習指導法を用いるとともに、授業外学習の指示を含む適切なシラバスの作成と組織的なシラバスの検証を行うなど、単位の実質化に配慮している。さらに、成績判定基準を定めて学生に周知するとともに、基準に従って行われた成績評価については、GPAを用いて組織的な検証を行っている。全学教育機構では、教育課程編成・実施の方針に基づき教育課程が編成され、適切な教育方法によって教育を実施する体制が整えられているとともに、成績評価基準に従って成績評価が有効に実施されている。

基準 6 学習成果

(1) 観点ごとの分析

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。

観点 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（修了（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の教養教育科目は、佐賀大学学士力に沿って編成されている。機構が教養教育科目の履修によって企図する学習成果は、佐賀大学学士力における学生が身につけるべき知識・技能・態度に対応しており、また学習成果の状況は、佐賀大学学士力に沿って編成するカリキュラムの単位修得状況及び GPA 値によって判断しうる（資料 6-1-①-1）。

平成 25 年度において全学教育機構が開講した教養教育科目の履修結果を見ると、基礎的な知識と技能を修得する科目（授業科目）については、演習科目・実習科目であるスポーツ実習、大学入門科目Ⅱ、情報基礎演習の単位修得率はいずれも 90% を超える水準にあり、また GPA 値も 3.00 前後と極めて高い水準にあるが、それ以外の科目（授業科目）についても単位修得率は 90% に近く、また GPA 値も 2.00 から 3.00 の水準にある。課題発見・解決能力及び個人と社会の持続的発展を支える力については大学入門科目及びインターフェース科目が対応しているが、これらの科目の単位修得率もいずれも 97% 以上の水準にあり、GPA 値も 2.5 以上の水準にある。

資料 6-1-①-1 佐賀大学学士力と単位修得状況及び GPA 値

佐賀大学学士力	科目・授業科目	履修者数	単位修得者数	単位修得率	GPA 値
1. 基礎的な知識と技能					
(1) 幅広い知識を有機的に修得し、文化的な素養を身につけている	基本教養科目（自然科学と技術） 基本教養科目（文化）	1,567 1,821	1,402 1,623	89.5 89.1	2.43 2.27
(2) 健全な社会や健康な生活に関する知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる	健康スポーツ科学 スポーツ実習 基本教養科目（現代社会）	1,023 2,426 2,826	980 2,380 2,515	95.8 98.1 89.0	2.85 3.08 2.41
(3)-① 他者の意見を理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる	大学入門科目Ⅱ	579	564	97.4	3.09
(3)-① 英語を用いて知識を修得でき、自己の考えを発信できる	英語	3,217	2,849	88.6	2.59
(3)-① 初修外国語を用いて、簡単な会話ができ平易な文章を読み書き	初修外国語	2,434	2,156	88.6	2.36

できる					
	(3)-② 情報を収集し、その適性を判断し、適切に活用・管理ができる	情報基礎概論	1,143	1,090	95.4
		情報基礎演習	1,096	1,028	93.7
	(3)-③ 科学的素養を有し、合理的及び理論的な判断ができる	基本教養科目（自然科学と技術）	1,567	1,402	89.5
(4) 専門分野の基礎的な知識と技能	共通専門基礎科目		726	707	97.4
2. 課題発見・解決能力					
(1) 現代的課題を見出し、解決の方 法を探る能力	大学入門科目Ⅰ	1,375	1,364	99.2	3.35
	大学入門科目Ⅱ	579	564	97.4	3.09
	インターフェース科目	775	762	98.3	2.56
(3) 課題解決につながる協調性と 指導力	大学入門科目Ⅰ	1,375	1,364	99.2	3.35
	大学入門科目Ⅱ	579	564	97.4	3.09
	インターフェース科目	775	762	98.3	2.56
3. 個人と社会の持続的発展を支える 力	インターフェース科目	775	762	98.3	2.56
(1) 多様な文化や価値観を理解し共生 する力					
(2) 持続的な学修力と社会への参画力					
(3) 高い倫理観と社会的責任感					

出典 学務部教務課資料

【分析結果とその根拠理由】

平成 25 年度に全学教育機構が開講した教養教育科目における単位修得率はいずれも 90% 前後の高い水準にあり、機構の教育カリキュラムが平成 25 年度に対象とした 1 年次生のかなり多くが、1 年次に修得すべき授業科目を履修している。また、本学の GPA 制度は秀を 4、優を 3、良を 2、可を 1 とする計算方法で算出するものであるが、平成 25 年度に開講した授業科目の GPA 値はいずれも 2.5 以上であり、「学習到達目標をおおむね達成している」水準以上にあるものと判断しうる。

以上から、全学教育機構の平成 26 年度の教育カリキュラムは、単位修得状況及び GPA 値からして、学習成果が上がっていると判断しうる。

観点 6－1－② 学生の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、開講された授業科目（クラス）について「学生による授業評価アンケート調査」を学期ごとに実施しているが、このアンケート調査のなかで「この授業を受講して満足が得られた」かについて質問を行い、授業に対する満足度を調査している。アンケートは、「全くそのとおりだと思う」から「全くそうは思わない」までの 5 段階評価である。資料 6-1-②-1 は、平成 25 年度に機構が開講した授業科目（クラス）ごとの満足度を、佐賀大学学士力において身につけるべき知識・技能・態度等の学習成果に対応する授業科目ごとに集計したものである。基礎的な知識と技能に対応した科目については、他の分野に比べて多少低いものの、3.5 から 4.2 という満足度

が得られている。課題発見・解決能力に対応した科目については、3.7から4.1という高い満足度であり、また個人と社会の持続的発展を支える力に対応した科目も、4.0以上の満足度である。

資料 6-1-②-1 佐賀大学学士力と授業満足度

佐賀大学学士力	科目・授業科目	授業満足度	
		前学期	後学期
1. 基礎的な知識と技能			
(1) 幅広い知識を有機的に修得し、文化的な素養を身につけている	基本教養科目（自然科学と技術）	3.62	3.55
	基本教養科目（文化）	3.63	3.67
(2) 健全な社会や健康な生活に関する知識を修得し、生活の質の向上に役立てることができる	健康スポーツ科学	4.01	3.91
	スポーツ実習	4.15	4.24
	基本教養科目（現代社会）	3.88	3.77
(3)-① 他者の意見を理解できるとともに、自らの意思を表現し他者の理解を得ることができる	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90
(3)-① 英語を用いて知識を修得でき、自己の考えを発信できる	英語	3.84	3.83
(3)-① 初修外国語を用いて、簡単な会話ができる平易な文章を読み書きできる	初修外国語	3.86	3.89
(3)-② 情報を収集し、その適性を判断し、適切に活用・管理ができる	情報基礎概論	3.54	-
	情報基礎演習	3.79	3.59
(3)-③ 科学的素養を有し、合理的及び理論的な判断ができる	基本教養科目（自然科学と技術）	3.62	3.55
(4) 専門分野の基礎的な知識と技能	共通専門基礎科目	3.60	3.87
2. 課題発見・解決能力			
(1) 現代的課題を見出し、解決の方法を探る能力	大学入門科目Ⅰ	3.69	4.12
	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90
	インターフェース科目	4.10	4.04
(3) 課題解決につながる協調性と指導力	大学入門科目Ⅰ	3.69	4.12
	大学入門科目Ⅱ	3.96	3.90
	インターフェース科目	4.10	4.04
3. 個人と社会の持続的発展を支える力			
(1) 多様な文化や価値観を理解し共生する力	インターフェース科目	4.10	4.04
(2) 持続的な学修力と社会への参画力			
(3) 高い倫理観と社会的責任感			

出典 学生による授業評価アンケート調査

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構が平成25年度に開講した授業科目についての満足度は、3.5から4.2の水準にある。満足度の基となるアンケート調査は5段階評価であり、この水準から、履修した学生が授業におおむね満足していると判断できる。本学の学生は佐賀大学学士力の内容を周知しており、履

修する授業科目が求める「身につけるべき知識・技能・態度等」に関する学習成果について理解していると考えれば、全学教育機構の教育カリキュラムが企図する学習成果は、ある程度上がっているものと判断しうる。とはいっても、授業に対する満足度調査だけでは、全学教育機構教育カリキュラムが企図するそれぞれの学習成果が、学生自らが自覚するほど明確に上がっているかどうかは判断できない。今後、学生が身につけるべき知識・技能・態度等の達成度についての調査を行う必要がある。

以上から、全学教育機構の教育カリキュラムは、学生の授業満足度から判断した限り、学習成果がある程度上がっているものと判断しうる。

6－2 卒業（修了）後の進路等から判断して、学習成果が上がっていること。

観点 6－2－① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

全学教育機構の教育カリキュラムはまだ実施 1 年目であり、卒業生を出すに至っていないため該当しない。

観点 6－2－② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取等の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

全学教育機構の教育カリキュラムはまだ実施 1 年目であり、卒業生を出すに至っていないため該当しない。

（2） 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 単位修得状況及び GPA 値からして、学習成果が上がっている。
- 学生の授業満足度からして、学習成果がある程度上がっている。

【改善を要する点】

- 教育カリキュラムが目的とする学習成果ごとの達成度について調査・分析を行う必要がある。

（3） 基準 6 の自己点検・評価の概要

本学の教養教育が教育の目的とする佐賀大学学士力を基準としてみると、各科目の単位修得率及び GPA 値はいずれも十分な高さにある。また学生による授業評価アンケートの結果からは、各科目について、学生の高い満足度がうかがえる。本学の教養教育は、教育目的に照らして、学生が身につけるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。

基準 7-1-①： 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。

また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構における講義は、主として教養教育1号館、2号館で行っており（参照資料7-1-①-1a、参照資料7-1-①-1b）、履修者数が特に多い場合には教養教育大講義室や、他学部の大講義室において講義を実施している。教養教育1号館の講義室は総計20室、講義室面積は2,000m²、総収容人員数は1,689名であり、教養教育2号館の講義室は総計11室、講義室面積は1,267m²、総収容人員数は1,177名、そして教養教育大講義室は1室、建物面積は336m²、収容定員は280名である。また、実験室として化学・生物実験室1室と物理・地学実験室1室を備えており、化学・生物実験室の面積は準備室を含め230m²、物理・地学実験室の面積は準備室も含め231m²である。全学教育機構では、上記以外にLM教室1・2及びLM自習室を設置している。LM教室1の教室面積は135m²、収容人員は48人、LM教室2の教室面積は161m²、収容人員は64人、LM自習室の教室面積は22m²、収容人員は8名である。加えて本学には、体育・スポーツ関係の施設として、体育館、スポーツセンター、陸上競技場、野球場、テニスコートなどが整備されており、健康スポーツ科目の授業や課外活動に使用されている。なお、LM教室等の利用の方法については、学生便覧に記載して学生に周知している（参照資料7-1-①-2『学生便覧』（平成25年度）22・3頁）。LM教室の設備は、全学教育機構長の下に設置する補助組織、LM教室運営ワーキングが管理・運営に当っている。

全学教育機構の上記の施設は、全学教育機構が開講する授業において利用するほか、各学部が開講する専門教育科目の授業においても利用している。平成25年度における全学教育機構の上記の施設の平均使用率は、教養教育1号館及び2号館の一般教室が前学期58.0%、後学期63.0%、教養大講義室が前学期72.0%、後学期52.0%、実験室が前学期8.6%、後学期16.0%、LM教室が前学期54.0%、後学期62.0%となっている（資料7-1-①-1）。実験室の使用率が低いものの、一般教室の使用率は60%前後であり、適度に活用している。

教養教育1号館及び2号館のうち、1号館については平成20年度に耐震補強工事を行ったが、2号館については耐震補強工事が未実施であり、施設整備に関する懸案事項である。2号館の耐震補強工事については文部科学省に対し概算要求を行っているが、実現するには至っていない。全学教育機構ではインターフェース科目の導入などによって学生の主体的学びを実現させるアクティブラーニングの導入を指向しているが、教室の改修が遅れているため、アクティブラーニングに適した教室の整備が遅れている。

教養教育1号館及び2号館には、エレベーターを設置するとともに車椅子用のスロープを整備しており、これらの施設・設備は、障がいのある学生が建物内を昇降するのに利用されている。

また平成 21 年度以降には、教養教育 1 号館 1 階に障がい者用のトイレを設置するなど、施設・設備のバリアフリー化を行ってきたが、平成 25 年度は、バリアフリー化の一環として障がいのある学生が操作しやすいよう、エレベーターの改修を行った。

本学では、旧教養教育実施組織である教養教育運営機構が平成 22 年度に行った「佐賀大学における教養教育の施設・設備に関するアンケート」(別添資料 7-1-①-1) 及び平成 23 年度に行った「教養教育運営機構の自学実習室利用状況の調査報告書」(別添資料 7-1-①-2) などの学生ニーズ調査に基づき、教養教育 1 号館に、4 つの学生ホール (332 m²) 及び 5 つの自学自習室 (256 m²) を設置した。平成 25 年度には文化教育学部の耐震補強工事に伴い 2 つの自学自習室を閉鎖し、自学自習室の 1 つを学生ホールに移転したが、学生ホールに移転した自学自習室への学生のニーズが高いことから、文化教育学部耐震補強改修工事後も学生ホールの 1 つを自学自習室として活用している。

資料 7-1-①-1 全学教育機構教室等の整備・稼働状況（平成 25 年度）

施設名称	教室番号	面積 (m ²)	収容定員 (名)	稼働率 (%)	
				前学期	後学期
教養教育 1 号館	111 番教室	133	108	76	76
	121 番教室	123	117	68	64
	112 番教室	80	60	64	80
	123 番教室	106	84	56	88
	124 番教室	103	75	56	64
	125 番教室	133	121	56	72
	126 番教室	35	15	80	72
	127 番教室	33	21	72	60
	128 番教室	33	21	64	52
	129 番教室	131	126	60	76
	131 番教室	123	123	60	56
	132 番教室	80	60	72	88
	133 番教室	106	84	52	76
	134 番教室	103	75	52	60
	135 番教室	133	120	56	76
	141 番教室	123	96	40	60
	142 番教室	80	60	68	52
	143 番教室	106	87	68	52
	144 番教室	103	97	56	64
	145 番教室	133	127	36	60
(小計)		2,000	1,677	61	67
実験準備室 (化学・生物)		66	10		
実験室 (化学・生物)		164	60	8	16
実験準備室 (物理)		67	18		
実験準備室 (地学)		66	18		
実験室 (物理・地学)		98	36		

	(小計)	461	142	8	16
教養教育 2 号館	211 番教室	214	224	76	68
	212 番教室	81	70	60	40
	213 番教室	76	78	60	60
	214 番教室	77	75	64	48
	215 番教室	92	90	60	76
	216 番教室	92	90	48	60
	221 番教室	214	224	52	68
	222 番教室	55	48	64	44
	231 番教室	214	224	56	64
	232 番教室	108	120	20	44
	241 番教室	44	24	32	36
	(小計)	1,267	1,177	54	55
	LM 教室 1	135	48	40	52
	LM 教室 2	161	64	68	72
	LM 自習室	22	8		
一般教室合計	小計	318	120	54	62
		3,267	2,854	58	63
教養教育大講義室		336	280	72	52

出典 学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

資料 7-1-①-1 全学教育機構教室等の整備・稼働状況（平成 25 年度）

参照資料 7-1-①-1a : 建物配置図（教養教育 1 号館）

〈<http://www.oge.saga-u.ac.jp/pdf/top/tatemono01.pdf>

参照資料 7-1-①-1b : 建物配置図（教養教育 2 号館）

〈<http://www.oge.saga-u.ac.jp/pdf/top/tatemono02.pdf>

参照資料 7-1-①-2 :『学生便覧』（平成 25 年度）

〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2013.pdf>

別添資料 7-1-①-1 : 佐賀大学における教養教育の施設・設備に関するアンケート

別添資料 7-1-①-2 : 教養教育運営機構自学自習室利用状況調査報告

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、講義室や実験室、自主学習に利用できる LM 教室等を備え、また教養教育 1・2 号館にエレベーターを設置し、玄関にスロープを設けるなど、バリアフリー化が図られている。しかし、施設改修の遅れから、機構が目指す学生の主体的学びに適した教室の整備が遅れている。

以上から、全学教育機構の施設・設備は概ね適切に整備され活用されているが、新しい教育環境への対応が遅れており、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が十分に整備されているとは言えない状態にある。施設・設備における耐震化、バリアフリー化には、配慮がなされて

いると判断しうる。

観点 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の各教室には学内 LAN のネットワークが配線されており、授業や自学自習において活用されている。平成 25 年度には教養教育 1 号館に 8 台の無線 AP を追加設置し、無線 AP の設置台数は、教養教育 1 号館が 24 台、教養教育 2 号館が 4 台、教養教育大講義室が 2 台となっている（資料 7-1-②-1）。

教養教育 2 号館に整備している LM 教室においては、学内 LAN を利用できるパーソナルコンピュータを LM 教室 1 に 48 台、LM 教室 2 に 64 台、LM 自習室に 8 台設置し、学生がインターネットを利用できる環境を整えている（資料 7-1-②-2）。LM 教室のパソコンについては老朽化が進んだために、平成 24 年度に LM 教室 1 の、平成 25 年度には LM 教室 2 の更新を行っている。全学教育機構のほとんどの講義室には、VHS ビデオ、DVD、プロジェクタ、空調設備等が整備されており、平成 23 年度には AV 機器向けデジタル映像・音声入出力のインターフェースである HDMI 及び BD プレーヤーを教養教育 1 号館 121、129、131、135、145、及び 2 号館 211、231 の各教室並びに教養教育大講義室に HDMI ケーブルを設置した。

全学教育機構では、文部科学省の平成 16 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された「ネット授業の展開」を基に、ICT を活用した教養教育科目を開講しており、佐賀大学における遠隔授業の教材開発と支援などを目的として、佐賀大学 e ラーニングスタジオ（参考資料 7-1-②-1）が「ネット授業」（資料 7-1-②-3）などのコンテンツ制作に取組み、先進的な ICT 環境を整備している。

平成 25 年度には、授業出席や自学自習の促進、反転授業のコンテンツ作成などを目指して、IC を組み込んだ学生証による出席管理システム、及び録画した授業の映像を LMS（学習管理システム）から VOD 配信できる「全学共有自学自習システム」を、文部科学省特別経費によって導入した（別添資料 7-1-②-1）。全学教育機構については、出席管理システムはほぼすべての教室に、授業録画システムは、少人数用の教室を除く教室に設置している（資料 7-1-②-4）。本システムは平成 26 年度から稼働の予定である。

資料 7-1-②-1 全学教育機構における無線 AP 設置台数

設置建物	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	合計
教養教育 1 号館	11	5				8	24
教養教育 2 号館		4					4
教養教育大講義室		2					2
合計	11	11				8	30

出典：佐賀大学総合情報基盤センター資料

資料 7-1-②-2 LM 教室等の設備

	机・テーブル (数)	椅子(数)	PC(数)	利用規程等
LM 教室 1	24	48	48	有

LM 教室 2	32	64	64	有
LM 自習室	8	8	8	有

出典：佐賀大学学務部教務課資料

資料 7-1-②-3 全学教育機構のネット授業（平成 25 年度）

科目	分野	授業科目	開講学期
基本教養科目	自然科学と技術の分野	わかりやすい機構学	前・後学期
		セラミクスの不思議	後学期
		くらしの中の生命科学	後学期
		地域と環境－森・川・海を繋ぐ環境と暮らし	前・後学期
		21世紀のエネルギーと環境問題	前学期
	文化の分野	芸術論（有田役入門）	前・後学期
		映像制作入門	前・後学期
		シルクロード入門	前・後学期
		コミュニケーション論	前・後学期
		考古学（吉野ヶ里学）	後学期
	現代社会の分野	日本史（佐賀の歴史）	後学期
		教育学（教員のための環境教育）	後学期
		インストラクショナル・デザイン	前・後学期

出典 佐賀大学学務部教務課資料

資料 7-1-②-4 全学教育機構における授業収録用カメラの設置教室

施設名	教室番号	収録機器	施設名	教室番号	収録機器
教養教育 1 号館	111 番教室	IP カメラ	教養教育 2 号館	211 番教室	IP カメラ
	121 番教室	IP カメラ		212 番教室	IP カメラ
	122 番教室	IP カメラ		213 番教室	IP カメラ
	123 番教室	IP カメラ		214 番教室	IP カメラ
	124 番教室	IP カメラ		215 番教室	IP カメラ
	125 番教室	IP カメラ		216 番教室	IP カメラ
	129 番教室	IP カメラ		221 番教室	IP カメラ
	131 番教室	IP カメラ		222 番教室	IP カメラ
	132 番教室	IP カメラ		232 番教室	IP カメラ
	133 番教室	IP カメラ			
	134 番教室	IP カメラ	教養教育大講義室		IP カメラ
	135 番教室	IP カメラ			
	141 番教室	IP カメラ			
	142 番教室	IP カメラ			
	143 番教室	IP カメラ			
	144 番教室	IP カメラ			
	145 番教室	IP カメラ			

出典 佐賀大学学務部教務課資料

＜根拠となる資料・データ等＞

- 資料 7-1-②-1 全学教育機構における無線 AP 設置台数
資料 7-1-②-2 LM 教室等の設備
資料 7-1-②-3 全学教育機構のネット授業（平成 25 年度）
資料 7-1-②-4 全学教育機構における授業収録用カメラの設置教室

参照資料 7-1-②-1：佐賀大学 e ラーニングスタジオ設置規程
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/383.html>)

別添資料 7-1-②-1：全学共有自学自習システム

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構の施設・設備には学内 LAN を利用できるパーソナルコンピュータが設置され、また佐賀大学 e ラーニングスタジオと連携してネット授業を配信できる体制が整えられている。さらに自学自習、反転事業の促進を目的に「全学共有自学自習システム」が導入されている。以上により、全学教育機構では教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断しうる。

観点 7-1-③：図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では図書室を設置していないが、視聴覚機器を配置した施設・設備を保有しており、それら施設・設備の保守や更新については、LM 教室運営ワーキングが管理運営に当たっている。LM 準備室には、事務補佐員 1 名を配置している。観点 7-1-①-1 で示した LM 自習室は、学生が自主学習に利用することを目的として設置したもので、語学力アップをめざす学生に平日の 9 時から 17 時まで開放し、インターネットに接続できるコンピューターを 8 台設置して英語（<e - sia>、TOEFL、TOEIC）の他諸外国語の学習ソフト、検定試験用参考資料を備えた学習環境を提供している（『学生便覧』（平成 25 年度）23 頁、参照資料 7-1-③-1）。

＜根拠となる資料・データ等＞

参照資料 7-1-③-1：全学教育機構マルチメディア語学演習室自学自習（LM 教室）（『学生便覧』）
(<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2013.pdf>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、視聴覚教材を整備し、LM 教室や LM 自習室を学生の自主学習に利用できるよう、利用方法を定め、LM 準備室に事務補佐員を配置するとともに、学生便覧や全学教育機構ウェブサイトに掲載している。

観点 7-1-④：自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

LM 自習室を設置し、LM 準備室に事務補佐員 1 名を配置して、自学自習環境を整備している。また、平成 22 年度に、教養教育 1 号館の改修に伴い、自学自習室 1 ~ 5 を設置したが、平成 25 年度時点では 4 室を開放している。旧教養教育責任部局である教養教育運営機講が平成 22 年度実施した「佐賀大学における教養教育の施設・設備に関するアンケート」(別添資料 7-1-①-1) では、「テスト勉強などで自由に使える部屋（飲食、私語など OK）がほしいです」などの要望が寄せられたことから、自学自習室とは別に、学生が自由に利用できる学生ホールを 4 部屋設置している。しかし、平成 23 年度に実施した「教養教育運営機構自学自習室利用状況調査報告」から、自学自習室 1 ~ 5 は奥まった場所にあるため、あまり利用されていない状況にあることが明らかになったことから(別添資料 7-1-①-2)、文化教育学部の耐震補強工事を期に、自学自習室 3 を教養教育 1 号館の玄関に近い学生ホールに移転した(資料 7-1-④-1)。

自学自習室 1 及び 4 はグループ学習用の自習室であり、10 人前後の学生が資料を机の上に広げて、討議を行いながら学習をしている。自学自習室 3 及び 5 は 1 人ごとのブースで仕切られた自習室である。また、近年の学生は多少騒がしい場所での学習も好むようであり、学生ホールでは、食事、休息を取る学生に交じって、教科書を広げたり、パソコンを操作して自学自習する学生も目立っている。資料 7-1-④-2 は、平成 25 年度の前学期に、教養教育 1 号館玄関近くに移転した自学自習室 3 の午後 3 時ごろの利用状況を、目視によって調査・記録したものである。46 席(ブース)を備えた自学自習室の平時の利用は 20 名~30 名程度であったが、7 月末の定期試験期間中は 40 名とほぼ満席の利用状況であった。

自学自習スペース等の利用方法については、全学教育機構のウェブサイトに掲載して、学生への周知と活用促進を図っている(参照資料 7-1-④-1)。

資料 7-1-④-1 全学教育機構の自主的学習スペース

名 称	部屋名	設置備品の台数		学内 LAN 接続機器の台数
		机	椅子	
学生ホール	学生ホール 1	21	83	
	学生ホール 2	18	60	
	学生ホール 3	10	33	
自学自習室	自学自習室 1 (グループ学習室)	4	8	
	自学自習室 3	46	46	
	自学自習室 5	27	27	
	自学自習室 4 (グループ学習室)	4	8	
LM 教室	LM 教室 1	24	48	48
	LM 教室 2	32	64	64
	LM 自習室	8	8	8

出典 学務部教務課資料より作成

資料 7-1-④-2 自学自習室 3 の利用状況

(単位：人)

平成 25 年 5 月	22 日	23 日						
	20	17						
平成 25 年 6 月	4 日	5 日	6 日	14 日				

	14	24	29	18					
平成 25 年 7 月	2 日	3 日	4 日	5 日	10 日	17 日	18 日	25 日	30 日
	14	18	28	23	19	14	26	35	40

注：自学自習室 3 の席数は 46 席、午後 3 時時点での目視調査

出典 全学教育機構調査資料

<根拠となる資料・データ等>

資料 7-1-④-1 全学教育機構の自主的学習スペース

資料 7-1-④-2 自学自習室 3 の利用状況

参照資料 7-1-④-1 : 全学教育機構ウェブサイト（自学自習スペース等の利用について）

（http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_07.html）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、これまでに設置していた LM 自習室に加え、自学自習室や学生ホールを設け、学生の自主的学習環境を整備するとともに、自学自習スペース等の利用方法等をウェブサイトに掲載して学生の利用を促している。また学生は、自学自習室や学生ホールを活発に活用している。

以上のことから、全学教育機構では、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に活用されていると判断できる。

7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

観点 7-2-①： 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

教養教育の概要や教養教育科目の履修方法等については、入学時に各学部が行う新入生オリエンテーションにおいて説明を行っているが、全学教育機構では新入生が入学直後に教養教育科目の履修科目の選択を行うため、本学の学生支援室が「新入生アドバイザーリスト」を設けて新入生への履修指導を行っている。新入生アドバイザーは各学部の上級生が担い、各学部の新入生オリエンテーションの終了後に教養教育 1 号館の学生ホールにおいて、学部ごとに、教養教育科目を始め専門教育の導入科目等の授業科目選択及び履修方法についてアドバイスを行っている。

平成 25 年度は 4 月 4・5 日に行い、279 名の新入生が相談に訪れたが、相談内容の中でも「教養教育の科目選択、履修の登録に関する相談」が半数以上に上る 143 件であった（資料 7-2-①-1）。また、相談に訪れた新入生に対して実施したアンケートにおいては、「アドバイザーの指導内容」について「分かりやすかった」が 96%、「アドバイザーの対応の仕方」について「親しみやすかった」が 95%、「満足度」について「かなり満足」が 75% を占め、新入生には極めて好評であった（資料 7-2-①-2）。

学期内の履修指導は、ポートフォリオ統合支援システムを利用して各学部のチューターが実施

するほか、学生センターに教養教育教務窓口を設置し、教養教育科目的履修等に関する相談を行っている。また大学入門科目にはキャリア教育を組み込み、進路に関する教育を行っている。

資料 7-2-①-1 平成 25 年度新入生アドバイザー相談件数

実施期間：平成 25 年 4 月 4 日～4 月 5 日（2 日間）

アドバイザー所属	相談者数	1 教養教育の科目の選択、履修の登録に関する相談	2 所属学部学科（課程）の科目の選択、履修の登録に関する情報	3 学内施設や学内窓口（奨学金や学費免除等）に関する情報	4 学外の衣食住や交通アクセス等の情報	5 学生活について（課外活動、アルバイトを含む）	6 教員免許等の資格、進路、就職	7 その他
4 月 4 日	文教	6	2	2	1	0	0	1
4 月 4 日	経済	17	8	4	1	0	0	0
4 月 4 日	理工	16	7	4	1	0	0	2
4 月 4 日	農	23	7	6	2	1	4	0
小計		62	24	16	5	1	4	3
4 月 5 日	文教	47	26	13	1	0	0	21
4 月 5 日	経済	44	24	8	3	1	1	2
4 月 5 日	理工	79	49	9	12	0	0	3
4 月 5 日	農	47	20	15	3	0	3	4
小計		217	119	45	19	102	4	30
総計		279	143	61	24		8	33
								19

出典：佐賀大学学生支援室資料

資料 7-2-①-2 平成 25 年度新入生アドバイザーアンケート集計表

ア 科 目 の選 択に 関す る相 談	1) どんな相談で来られましたか					2) アドバイザーの指導内容はどうでしたか？				3) アドバイザーの対応の仕方は同様でしたか？			4) あなたの満足度を評価してください。(該当する者を○で囲んでください。)						
	ア イ 科 目 の選 択に 関す る相 談	履修 の登 録に 関す る相 談	ウ 教職 免許 の取 得に 関す る相 談	エ 奨学 金や 学費 免除 の取 得に 関す る相 談	オ そ の 他	ア イ カ リ や す か た	分 か り や す か た	イ ま あ ま あ	ウ よ く 分 か ら な か つ た	オ 無 回 答	ア 親 しみ や す か つ た	イ ま あ ま あ	ウ 好 み や す か つ た	好 感 が 持 て な か つ た	ア か なり 満 足	イ お お む ね 満 足	ウ ど ち ら で も な い	エ 一 部 不 満	オ か な り 不 満

4月4日	文教	1	1				1				1			1			
4月4日	経済	10	9		1		12				10	2		6	6		
4月4日	理工	5	6	2			6				6			5	1		
4月4日	農	11	19	1			22	1			23			20	3		
小計		27	35	3	1	0	41	1	0	0	40	2	0	32	10	0	0
4月5日	文教	21	25	12		3	36	3			38	1		31	8		
4月5日	経済	14	8	2		3	20	1			20	1		14	7		
4月5日	理工	21	30	1		1	40	1	1		37	5		33	7		2
4月5日	農	26	21	2		1	38				37	1		26	12		
小計		82	84	20	0	8	134	5	1	0	132	8	0	104	34	0	2
総計		109	119	23	1	8	175	6	1	0	172	10	0	136	44	0	2

出典：佐賀大学学生支援室資料

<根拠となる資料・データ等>

資料 7-2-①-1：平成 25 年度新入生アドバイザー相談件数

資料 7-2-①-2：平成 25 年度新入生アドバイザーアンケート集計表

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各学部のチューター教員が教養教育科目を始め専門教育科目の履修指導を行っているが、これに加え、学生支援室が新入生アドバイザー制度を設けて、新入生に対する教養教育授業科目の選択・受講方法等について履修指導を行っている。アンケート調査結果から判断して、新入生アドバイザー制度に対する満足度は極めて高い。

以上から、本学では、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に行われていると判断しうる。

観点 7－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、ポートフォリオ学習支援システムを活用したチューター制度を整えており、チューター教員が履修指導とともに学習支援に関する学生のニーズの把握を行っている。また、本学の学生支援室は、各学部及び全学教育機構と協力して、身体に障害を抱える学生への支援を行うとともに、悩みを抱える学生を早期に発見し支援する体制を整えており、平成 25 年度においては、全学教育機構の英語及びスポーツ実習の授業を利用して、学修の面で悩みを抱える学生の早期発見を行った。チューター指導や授業への出席状況及び学生の申出でによって把握した学生については、学生支援室の専門医、臨床心理士、看護師、キャンパスソーシャルワーカーといった専門スタッフが、それぞれに適切な学習支援、生活支援、医療支援等の判断を行っている。身体に障害を抱える学生などの特別の支援を要する学生については学務部教務課が適切な学習支援を行っており、平成 25 年度においては、聴覚障がい者 1 名に対し、ノートテーカー、手話等の支援を行

った。

全学教育機構の専任の教員及び併任の教員は、それぞれにオフィスアワーを設定して学生の学習相談に応じている。全学教育機構では国際教育を柱の一つとしているため、外国人留学生に対して、留学生教育を中心的に担う教員（5名）が外国人留学生に向けてのオフィスアワーを設定すると共に、常時留学生の相談に応じている。平成25年度における外国人留学生のオフィスアワーでの相談者数は68名、オフィスアワー外での相談者数は62名に上っている（資料7-2-②-1）。また外国人留学生プログラムのための授業科目では、日本語とともに、英語によるシラバスを作成している（別添資料7-2-②-1）。

資料7-2-②-3 全学教育機構専任の教員の学生指導件数

事項	指導学生数（人）	実施教員数（人）
オフィスアワーにおける学生指導 （うち、外国人留学生に対する学生指導）	130 (68)	9 (5)
オフィスアワー外での学主指導 （うち、外国人留学生に対する学生指導）	201 (62)	8 (5)
合計 （うち、外国人留学生に対する学生指導）	331 (130)	

出典：『平成25年度教員個人評価報告書（全学教育機構）』7頁

＜根拠となる資料・データ等＞

資料7-2-③-3 全学教育機構専任の教員の学生指導件数

別添資料7-2-③-1：英語によるシラバス（例：「日本語総合Ⅰ」）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、各学部のチューター教員による学習支援のニーズ把握が行われているほか、全学教育機構の授業科目を用いて学修面で悩みを抱える学生の早期発見が行われ、学生支援室の専門スタッフによる適切な支援を行う体制が整えられている。また身体に障害を抱える学生に対しては、ノートテーカーや手話による学習支援が行われている。さらに全学教育機構の外国人留学生教育においては、オフィスアワー及びそれ以外の時間における外国人留学生への学習支援等の指導が行われ、また外国人留学生用の授業科目においては英語によるシラバスが作成されている。

以上のことから、本学及び全学教育機構においては、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学習相談、助言、支援が適切に行われており、また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われていると判断しうる。

観点7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

全学教育機構は通信教育を行う課程を置いておらず、該当しない。

観点7－2－④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、授業に支障が生じない限り、サークル活動等に教養教育1号館及び2号館の教室について、使用を許可している。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、学生のサークル活動や自治会活動等の課外活動に直接的な支援は行っていないが、全学教育機構の施設・設備の利用を許可しているという点で、概ね適切な支援が行われている。

観点7－2－5 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は学生定員を持たないことから学生の生活支援に関する独自の制度は持たないが、学生センターに「学生なんでも相談窓口」が設置され、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談に対し、非常勤の学外カウンセラーによる助言が行われている（参照資料7-2-⑤-1）。またハラスメントに関しては、全学教育機構の教員2名がハラスメント相談員になり、学生及び教職員のハラスメント相談に応じている（資料7-2-⑤-1）。

留学生に対しては、日本語科目担当の教員を中心に、7-2-②-3において述べたオフィスアワー等における学習相談の折に、生活面での相談等にも応じている。また障がいのある学生を受入れた場合については、教養教育科の受講に関して、全学教育機構が対応の可否及び対応方法の検討を行っている。

資料7-2-⑤-1 佐賀大学ハラスメント相談員一覧

※所属学部等にこだわらず自由に連絡を取ってください。

氏名	所属等	場所
◎木道圭子	学生支援室講師（保健管理センター講師）	保健管理センター2階
尾崎岩太	鍋島地区保健管理センター分室准教授	鍋島地区保健管理センター分室
◎松下一世	文化教育学部教授	文化教育学部1号館3階
◎吉住磨子	文化教育学部教授	文化教育学部4号館3階
松尾陽好	経済学部准教授	経済学部3号館2階
◎小西みも恵	経済学部准教授	経済学部3号館3階
◎古賀明美	医学部准教授	医学部看護学科棟4階

◎ 平川 奈緒美	医学部准教授	医学部臨床研究棟 2 階
米山 博志	工学系研究科教授	理工学部 1 号館中棟 3 階
◎ 前田 明子	工学系研究科助教	理工学部 6 号館 2 階
光富 勝	農学部教授	農学部 1 号館南棟 2 階
◎ 藤村 美穂	農学部准教授	農学部 3 号館
◎ 丹羽 順子	全学教育機構准教授	学生センター 2 階
吉川 達	全学教育機構講師	学生センター 2 階
木寺 仙明	総務部総務課副課長	本部棟 3 階
◎ 浦川 加奈子	総務部総務課係長	本部棟 3 階
許斐 博	学務部教務課係長	学生センター 1 階

◎印は女性の相談員

出典：佐賀大学ウェブサイト <<https://www.saga-u.ac.jp/somu/sekuhara.htm>>

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 7-2-⑤-1 佐賀大学ハラスメント相談員一覧

参照資料 7-2-⑤-1：なんでも相談窓口 <<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/sodan.html>>

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、全学ハラスメント相談員として専任の教員 2 名を配置してハラスメント相談に対応している。また、留学生に対してはオフィスアワー等による学習相談を行う折に留学生の生活に関する相談に応じるとともに、障がいをもつ学生については、受け入れの可否や対応方法等について検討を行っている。

以上のことから、全学教育機構では、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われている、と判断しうる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○ LM 教室や学内 LAN 網の配備などを十分に整えるとともに、新たに全学共有自学自習システムを導入して授業の自動録画などを提供する予定であり、ICT を活用した学修及び自学自習環境が十分に整っている。

【改善を要する点】

○ 全学教育機構の教育施設は、従来の講義・実験・演習に対しては必要な施設を整備しているが、新しい教育方法に対応した教育施設の整備が遅れており、早急な改善を要する。

（3）基準 7 の自己評価の概要

全学教育機構は、新たな教育方法に対応した教育施設の整備では遅れているものの、従来の講義に対しては十分な教育資質・設備を整えており、また ICT 活用教育に対応した教育環境及び自学自習のための教育環境も十分に整備されている。さらに学生への履修指導も学生支援室と連携

して行われ、留学生への学習指導や生活指導も留学生用科目を担当する教員によって十分に行われている。全学教育機構では、教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が概ね整備されて活用されており、学生への履修指導・生活指導も適切に行われている。

基準8 教育の内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点8－1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

観点8－1－①： 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、機構長を議長とする部門長会議において、「国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則」(参照資料8-1-①-1)に基づき、自己点検・評価に関する事項を協議している(資料8-1-①-1)。また、機構長を補佐する組織として、副機構長を長とする評価ワーキングを設置し、自己点検・評価を行うための教育活動の実態を示すデータや資料を収集・分析・検証し、自己点検・評価書の原案を作成している(資料8-1-①-2)。自己点検・評価書の原案は、部門長会議において協議を行った上で、運営委員会において審議し、必要とされる教育改善等は、機構長のガヴァナンスの下で、各部門、各ワーキング、各部会が実施している。

自己点検・評価に必要な資料の作成は、業務の実施組織である部門及び部会等が実施している。実施資料の点検・検証は部門長会議や部会長会議において行っているが、教育関係の資料・データを活用した報告書の作成は、十分には実施していない。

平成25年度の授業科目の開設状況、履修状況、成績評価の状況等、教育に関する基本的な事項については、観点5-3-③において記述の通り、部会長会議において検証を行った(資料5-3-③-1)。検証の結果は、平成27年度の授業科目の開講計画策定に結びつけるとともに、インターフェース科目の履修改善に反映させた(資料8-1-①-3)。

資料8-1-①-1 全学教育機構における自己点検・評価の検討組織

佐賀大学全学教育機構組織運営規程

(平成24年3月28日制定)

・・・

(部門長会議)

第9条 機構に、部門長会議を置く。

2 部門長会議は、部門長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。

3 部門長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

4 部門長会議は、機構の組織運営に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、次に掲げる事項を協議する。

(1) ファカルティ・ディベロップメントその他教員組織の活性化に関する事項

(2) 個人評価、自己点検評価、法人評価、その他の評価及び評価結果に基づく改善に関する事項

(3) 教育情報及び広報活動に関する事項

- (4) 予算、施設設備及び環境衛生に関する事項
 (5) 併任の教員の選定に関する事項
 . . .

出典：佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/815.html>>

資料 8-1-①-2 評価ワーキングの設置

佐賀大学全学教育機構における補助組織（ワーキンググループ）に関する内規 （平成26年7月23日機構長制定）

（設置）

第1条 佐賀大学全学教育機構（以下「機構」という。）に、佐賀大学全学教育機構組織運営規程（平成24年3月28日制定）第15条の規定に基づき、全学教育機構長（以下「機構長」という。）の職務を補佐するため、補助組織としてワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

（WG）

第2条 前条に規定するWGの名称及びその業務は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	業 务
教育質保証WG	教員の資質の向上及び能力の開発、ティーチング・ポートフォリオ等、教育の質保証に関する事項について機構長を助ける。
論文編集WG	佐賀大学全学教育機構紀要の発行及び編集に関する事項について機構長を助ける。
評価WG	機構の自己点検・評価及び法人評価並びに評価結果に基づく改善に関する事項について機構長を助ける。
広報WG	機構の教育情報及び広報活動に関する事項について機構長を助ける。
予算・施設設備WG	機構の予算・施設整備に関する事項について機構長を助ける。
安全衛生・環境WG	機構の安全衛生・環境に関する事項について機構長を助ける。
レクリエーションWG	機構における教員間の親睦等に関する事項について、機構長を助ける。
LM教室運営WG	機構におけるLM教室の運営に関する事項について、機構長を助ける。
実験室運営WG	機構における実験室の運営に関する事項について、機構長を助ける。

（組織及び任期）

第3条 前条のWGは、機構の専任の教員及び併任の教員をもって構成する。

- 2 WGに、WG長を置く。
- 3 各WGへの教員の所属及びWG長については、機構教員会議の議を経て、機構長が定める。
- 4 WG長及び構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 WG長及び構成員が任期の途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

出典：全学教育機構資料

資料 8-1-①-3 自己点検・評価による教育カリキュラムの改善

第11回全学教育機構部会長会議メモ

1 日 時：平成26年10月22日（水） 14：21～16：10

2 場 所：教養教育会議室

3 出席者：瀬口機構長、諸泉副機構長、滝澤副機構長、江口部会長、町田副部会長、松前部会長、堀副部会長、宮武部会長、中山（泰）部会長、郡山部会長、古賀（弘）部会長、布尾副部会長、市場部会長、福留副部会長、宮崎（卓）部会長、五十嵐副部会長、穂屋下部会長、米山部会長、宮崎（誓）副部会長、中山部会長、吉川副部会長、皆本教育質保証WG委員長

欠席者：相野副部会長、堤部会長、遠藤部会長、染谷副部会長、都築副部会長、石田副部会長、上田部会長、伊藤副部会長、早瀬部会長

*部会長及び副部会長については部会順に記載

陪 席：安倍学務部長、松尾教務課長、奥村副課長、龍係長、島田係長、佐藤、米田

4 議 題：

【協議事項】

(1) 主題分野の登録及び登録変更について・・・・・・・・・・・・(資料1)

資料1に基づき、諸泉副機構長から説明があり、異議なく了承された。

(2) 平成26年度後学期外国語能力試験の単位認定審査について・・・・・・・・(資料2)

資料2に基づき、諸泉副機構長から説明があり、異議なく了承された。

(3) 大学コンソーシアム佐賀 単位互換協定に基づく特別聴講学生履修願について・・・・(資料3)

資料3に基づき、諸泉副機構長から説明があり、異議なく了承された。

(4) 平成26年度部会経費について ・・・・・・・・・・・・(資料4)

資料4に基づき、五十嵐委員から、各部会から要求があった経費について説明が

あり、特に異議なく了承された。また、今後経費の支出に追加がある場合には、WGで検討の上、部会長会議の協議事項として諮ることになった。

(5) 佐賀大学短期留学生プログラム履修細則の一部改正について ・・・・(資料5)

資料5に基づき、古賀委員から説明があり、第8回会議（メール会議）および第7回全学教育機構運営委員会（メール会議）にて特例として了承された修了要件の取り扱いを踏まえた改正であるとして異議なく了承された。

(6) 授業科目の英語表記について ・・・・・・・・・・・・(資料6)

資料6に基づき、諸泉副機構長から、英文証明書等の発行の際に必要であることから、各部会でとりまとめて提出していただき、それをさらに取りまとめ方が科目名の統一性が保たれるとの意見があり、部会ごとに取りまとめ方法を決めていただき提出してもらうことになった。

(7) 全学教育機構科目の開講状況及び履修状況について ・・・・・・・・(資料7)

(8) 平成27年度の必要開講科目数について ・・・・・・・・(資料8)

(9) 平成27年度以降の開講科目及び授業担当者の設定について ・・・・(資料9)

資料7、8に基づき、諸泉副機構長から、来年度の開講科目をどうするかを検討する際に、前年度と今年度の科目履修状況等の分析を行った結果、今年度の開講科目数と同等であれば特段問題がないという結論に達したため、来年度も今年度と同等の開講数をお願いしたいとの依頼があった。但し、27年度8月以降に教養教育2号館が改修予定であることから、前学期の開講科目により多く開講する必要があることも付け加えられた。これらを踏まえ、資料9により、基本教養科目については28年度まで、インターフェース科目については29年度までの開講予定科目を、非常勤講師の削減にかかる影響等は、現時点では考

慮せずに作成・提出していただくよう依頼があった。(27年度入学者用の「履修の手引き」に掲載する予定) なお、新設される2つのインターフェースプログラムの所属コースは「生活と科学」が最も適当と考えられることから、上田部会長の了承を得る必要があることを確認した。

また、このような分析やシミュレーション等を組織的に行うためのWG等の設置が必要ではないか、との意見が出たことから、まずは各部会で検討するにしても、全体的な分析等を行うセクションについては検討することになった。

(10) インターフェース科目の履修について

諸泉副機構長から、資料10に基づき、現時点で検討すべき問題としてインターフェース科目Iの単位を修得できなかった学生のうち、科目IIの履修登録をしていない学生があり、これらの学生は何らかの理由によりインターフェースプログラムに馴染めないことがきっかけで不登校になるなど、大きな問題に発展する可能性もあると考えられることから、早急に該当者を洗い出し、今後の対応を検討することになった。

(11) 「学習・研究に関するコンプライアンス講習」について

資料11に基づき、諸泉副機構長より今年度の実施報告があり、来年度実施については1年次の大学入門科目と3年次のインターフェース科目での2回実施する方向とし、初年次教育部会で授業形態や内容等を含め検討してもらうことになった。

(12) 平成26年度前学期定期試験における不正疑惑問題への対応策について

瀬口機構長から、今年度前学期定期試験における不正行為について報告があり、そのうちの全学教育機構関係の1科目については、授業担当教員に了承を得て「試験のやり直し」をすることとなった旨諸泉副機構長から説明があり、異議なく了承された。

(13) その他

なし

【報告事項】略

出典 学務部教務課資料

<根拠となる資料・データ等>

資料8-1-①-1 全学教育機構における自己点検・評価の検討組織

資料8-1-①-2 評価ワーキングの設置

資料8-1-①-4 自己点検・評価による教育カリキュラムの改善

参考資料8-1-①-1：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、部門長会議及び評価ワーキングを中心として、教育活動に関する各種データ等の収集・検証が行われ、機構長のガヴァナンスの下で、教育の取組状況等について自己点検・評価と改善の取組が行われている。また、教育に関する授業科目の開設状況、履修状況、成績評価の状況についての基本的な事項については、部会長会議において組織的な検証がなされ、部会において改善が実施されている。しかし、教育活動に関する基本データ・資料の収集・報告書の作成については、改善の余地がある。

以上のことから、全学教育機構では、教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた

学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が、概ね整備されていると判断しうる。

観点 8-1-②： 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、教職員の意見を、全学教育機構教員会議、部門長会議、部会長会議等における協議において機構長が聴取し、教育の質の改善・向上に活かしている。また、学生の意見聴取については、本学が学期ごとに行っている「学生による授業評価アンケート」の結果を、授業担当教員が、「授業評価結果を用いた授業改善実施要領」に基づいて、授業の優れた点及び改善を要する点や次年度の授業改善目標を記した「授業点検・評価報告書」を作成し、本学のウェブサイトにおいて公開している（別添資料 8-1-②-1）。

教育の質の改善・向上に関する事例として、観点 7-1-②において述べたように、「学生による授業評価」により受講生の自学自習時間が少ない状況を把握し、授業を自動的に収録し編集することで講義資料を作成し、反転授業等に役立てることを企図した「全学共有自学自習システム」を、全学教育機構で開講する授業を中心として導入した取組がある（別添資料 7-1-②-1）。

<根拠となる資料・データ等>

別添資料 8-1-②-1：教務システム上に公開された「授業点検・評価報告書」の例

別添資料 7-1-②-1：全学共通自学自習システム

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、学生による授業評価アンケートに学生からの意見を聴取し、その結果に基づき次年度の授業改善計画を立て教育の改善に取組んでいる。また機構長は、教員会議等に教職員の意見を聴取し、機能の運営に反映させている。こうした意見は、教員による教育改善や教育支援システムの導入などに結びついている。

以上のことから、全学教育機構では、大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている、と判断しうる。

観点 8-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」の第 6 条「部局等評価に関しては、必要に応じ、在学生、卒業生、学外者等の意見を聴取するものとする」に基づき、全学教育機構が作成する自己点検・評価書について、学外者 1～2 名による検証を受けている（別添資料 8-1-③-1）。平成 23・24 年度の全学教育機構についての自己点検・評価書には、極めて厳しい評価を頂いたが、これらの学外評価委員の意見は、部門長会議において協議し、記載内容の整理・改善や、

機構の専任の教員が未配地であった生命科学部門への教員配置など、全学教育機構の教育の質の改善・向上に反映させた（資料 8-1-③-1）。

学外関係者の意見を全学教育機構の教育の質の改善・向上に反映させた事例としては、学長及び副学長（全学教育機構長）の高等学校訪問において頂いた本学の英語教育についての問題点の指摘を基に、全学教育機構の英語教育に全学統一英語能力試験（TOEIC）を導入したことがあげられる。

資料 8-1-③-1 平成 23.24 年度全学教育機構自己点検・評価結果による改善

外部評価でのコメント	改善等の対応
機構長について：専任の理事（副学長）が機構長を務める理由と、教養教育運営機構との異同を具体的に示す必要があります。「機構長は、機構の業務を掌理する」だけでは、具体像が見えません。	基準 2 教育研究組織（2-1）に、副学長が機構長を務める理由を加筆する。
専任教員について：専任教員の具体的な位置づけが掴めません。専任教員を配置した理由、人数、職務、等についての詳しい説明が必要です。	基準 3 教員及び教育支援者（3-1）に、専任教員の位置づけを加筆する。
専任教員、併任教員、学内協力教員の違いと相互関係を、もう少し分かりやすく記してください。	基準 3 教員及び教育支援者（3-1）に、専任、併任、協力教員の役割関係を加筆する。
新しい教養教育の目玉とも言えるインターフェース領域についての説明が不足しています。	基準 5 教育内容及び方法（5-2）に、インターフェース科目の目的等を加筆する。
高等教育開発室と情報通信技術活用教育支援室についての説明が足りません。	高等教育開発室及び情報通信活用教育支援室について、追記する。
表紙に、大学名を記す。「平成 23・24 年度」の意味が曖昧なので削除するか、カッコに入れて、タイトル「自己点検・評価書」の下に記す。あるいは、対象年度は表紙には記さず、本文中に記す。	「平成 23・24 年度」の表記については、タイトルの下にカッコに入れて記すように改める。
「全学教育機構」の設置目的等をアピールするために、機構長挨拶を掲載するのが望ましい。	機構長挨拶の加筆について、検討する。
基準 1 では、「大学の目的」と「教養教育の目的」との関連を踏まえながら、「全学教育機構」が担う教養教育の現在の姿を分かりやすく示すべき。	基準 1 について、大学評価・学位授与機構が定めた観点のみの記載とする。
基準 6 学習成果、基準 7 施設・設備及び学生支援、基準 8 教育の内部質保証、基準 9 財務基盤及び管理運営の記載がありません。	全学教育機構は、平成 24 年度においては教育を実施しておらず、また教養教育に関する施設を管理していない。基準 6, 7, 8, 9 を設け、省略した理由を記載する。
「優れた点」と「改善を要する点」を対比して読み比べると、相矛盾している感の記述があります。ご検討ください。（表 3 を参照） 例 1：基準 3 専任教員のバランス 例 2：基準 4 インターフェース教育手法	例 1 については、修正を検討する。 専任教員のバランスについては、運営上改善を要する点であり、対応を検討する。 例 2 については、記載内容を検討し、修正する。 インターフェース教育手法の問題は、教育方法に改善をする点であり、改善方法を検討する。
基準 1 の記載内容は、「大学の目的」の「優れた点」	学士課程教育の質保証に資するという全学教育機構の目的

にはなっていません。	や、「佐賀大学学士力」の設定、及び教育開発機能を有する点は、本学の教養教育にとって特色であり重要な点だと考えている。
基準2の記載内容は、「教育研究組織」の「優れた点」にはなっていません。	全学教育機構長に副学長を配置している点や、専任の教員及び併任の教員を配置して責任部局としての機能を強化している点は本学の教養教育を担う組織としての特色であり、重要な点だと考えている。
基準1、2、3、4、及び9に記されている「改善をする点」は、全学教育機構を制度設計する段階で解決しておくべきことです。	「改善を要する点」については、修正を検討する。
全学教育機構発足までの短期間において、組織運営、人事、カリキュラム編成、時間割作成等を確立したことは大変評価されるのではないでしょうか。 その中で、2点ほど問題を提起いたします。そのひとつは、教養教育運営機構を廃止して新しい組織を確立したので、その理由、改善点（特にカリキュラム）を明確に示した方がよろしいのではないかでしょうか。二つ目として、目的である①共通教育②高等教育開発③情報通信技術の活用支援でありますか、②の内容がないのではないか。高等教育開発はこれからのこと項であるのでしょうかが、目的なり目標を示した方がよろしいのではないかでしょうか。	(1) 教養教育運営機構から全学教育機構への移行の理由及び改善点について、両機構の「自己点検・報告書」が連続したものとしてご理解できるように改善する。 (2) 高等教育開発室及び情報通信技術活用教育支援室について、加筆する。

出典：平成26年度第2回部門長会議資料より抜粋

＜根拠となる資料・データ等＞

資料8-1-③-1：平成23.24年度全学教育機構自己点検・評価結果による改善

別添資料8-1-③-1：平成23・24年度部局等評価検証結果報告書

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に基づく学外者による検証や、学長の高等学校訪問等での意見聴取などを基に、教育方法の改善を行っている。

以上により、全学教育機構では、学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている、と判断しうる。

8－2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るためにの取組が適切に行われ、機能していること。

観点8－2－①： ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質

の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、高等教育開発室が、機構に必要な教育改善方法等を勘案して、全学の教職員を対象としたファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）を企画・立案し、実施している。平成25年度は、ICT活用教育のための情報基盤、大学入門科目、大学における学術情報基盤と図書館の機能強化をテーマとしてFD・SD講演会を開催した（資料8-2-①-1）。ICT活用教育のための情報基盤は、全学教育機構が改善・開発を進めている同期型双方向授業や反転授業等を念頭に置いてのものであり、全学教育機構における全学共有自学自習システムの導入に貢献した。大学入門科目の実践報告では、経済学部で導入した共通教科書の事例が、大学入門科目の教育内容改善の一つの方向として検討されるに至っている。図書館の機能強化は全学教育機構がインターフェース教育等において促進するアクティブ・ラーニングに関わるものであり、附属図書館がラーニングコモンズを設置するきっかけとなった。

高等教育開発室では、FD・SD講演会を企画・実施するほか、本学に新たに着任した教員に対する「新任教員研修会」を開催している。平成25年度は5月16日に開催し、学長講和を挟んで、大学をめぐる動向、本学の教養教育、ポートフォリオ、スキルアップセミナー等について、新任教員研修を行った（資料8-2-①-2）。この新任教員研修は、教育先導大学を標榜する本学にとって、教員が本学の教育基盤について理解を深める重要なFD活動と位置づけている。高等教育開発室はまた、本学の教職員を対象に「スキルアップセミナー」を開催している。平成25年度は、アクティブ・ラーニングをテーマとしたスキルアップセミナーを開催した。

本学のFD活動の大きな柱はポートフォリオ学習支援統合システムを活用しての、教育改善を目的としたティーチング・ポートフォリオ（以下、「TP」という。）の作成及び公開である。高等教育開発室はTP作成を支援するワークショップを開催しており、平成25年度には標準版TP作成支援のためのワークショップを2回開催し学内11名の教員の標準版TPの作成支援を行った。また、簡易版PT作成支援のためのミニワークショップは9回開催し、150名の教員の簡易版TPの作成を支援した。全学教育機構の専任の教員も標準版TP及び簡易版TPの作成に積極的に取り組んでおり、平成25年度末において、標準版TPの作成者は4名、簡易版TPの作成者は9名に至っている。

資料8-2-①-1 平成25年度 FD・SD講演会の実施状況

（単位：人）

開催月日	テーマ（講演者）	参加者											
		学長・理事等	文化教育部	経済学部	医学部	工学科	農学部	全学教育機構	共同利用施設	附属図書館	その他事務部	学外者	合計
5月30日	ICT活用教育支援のための情報基盤（広島大学教授 渡辺健次氏）		3			8	1	7	6	1	3	5	34
9月	「大学入門科目I」の												

13日	実践報告とこれから (文化教育学部准教授 重藤輝行氏)	2	5	1	6	6	2	5	4		8		39
3月 1日	大学における学術情 報基盤と図書館の機 能強化(文部科学省研究 振興局参事官 長澤公洋 氏)	1				7		5	2	7	12	1	35

出典 全学教育機構高等教育開発室資料

資料 8-2-①-2 平成 25 年度佐賀大学新任教員研修会の開催状況

平成 25 年度佐賀大学新任教員研修会次第

日時:平成 25 年 5 月 16 日(木)14:30~17:00

場所:医学部臨床小講堂 3113

1. 開会(受付 14:20~)
 2. 開会の挨拶(14:30~14:40)瀬口昌洋(教育・学生担当理事/全学教育機構長)
 3. 佐賀大学の教育をめぐる動向について(14:40~15:00)
.....村山詩帆(全学教育機構准教授)
 4. 教養教育及び全学教育機構について(15:00~15:20)
.....諸泉俊介(全学教育機構副機構長)
- 受付・休憩(15:20~15:30) -----
5. 学長講話(15:30~16:00)
- 休憩(16:00~16:10) -----
6. ポートフォリオについて(16:10~16:30)
.....滝澤登(全学教育機構副機構長/高等教育開発室長)
 7. 新任教員向けスキルアップセミナーについて(ご案内) (16:30~16:40)
.....山内一祥(全学教育機構講師)
 8. 質疑応答(16:40~17:00)
 9. 閉会

出典 全学教育機構高等教育開発室資料

<根拠となる資料・データ等>

資料 8-2-①-1 平成 25 年度 FD・SD 講演会の実施状況

資料 8-2-①-2 平成 25 年度佐賀大学新任教員研修会の開催状況

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、高等教育開発室が機構の懸案事項とする教育改善に絞って、FD 講演会を開催しており、これらが ICT 活用教育や初年次教育の改善、アクティブラーニング等の新しい教育方法のための基盤整備に活かされている。また高等教育開発室は、本学の新任教員の研修やTP 作成支援のためのワークショップを開催し、機構の専任の教員のみならず全学の教員に対する FD 活動支援をおこなっている。

以上のことから、全学教育機構では、ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断しうる。

観点 8－2－②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るために研修等、その資質の向上を図るために取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施規程」（参照資料 8-2-②-1）に基づき、助手及びティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）を活用して教育支援及び教育補助を行っている（資料 8-2-②-1）。

TA は主として、化学、生物系の実験関連の授業科目、数学の演習科目、インターネットを利用した e ラーニング科目、情報処理科目において任用している。また、健康・スポーツ科目では大学院生の指導を担当している教員のほとんどが大学院生を TA として採用し、TA の指導も併せて行っている。なお、TA の運用にあたっては、教育活動の質の向上を図るために研修等を実施し、「ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書」を提出している。任用した TA の主たる職務は、講義や演習の準備、講義や演習の現場での担当教員の補助、受講生からの質疑応答、提出課題の配布、回収、採点補助などである。コンピュータアプリケーションや特定システムを使う講義では、大部分の科目で研修やミーティングが行われている。

ティーチング・アシスタント（TA）実施報告書に記載されている「事前研修及び指導内容」を参考すると、授業の内容や指導方法に関する検討会、演習問題の解答に関する事前指導、授業後の検討会などが行われていることがわかる（資料 8-2-②-2）。TA 自身も、受講生からの多種多様な質問事項等に対応するにつれ、自らの理解を深めているようであり、受講生のプログラムや手順の誤りや問題点の発見作業は、そのまま TA 自身のトレーニングとなっている。

上記以外に、教養教育運営機構の事務系職員は、その資質と教養教育の質の向上を図るために、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12 大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究委員会等に参加している（別添資料 8-2-②-1）。

資料 8-2-②-1 全学教育機構授業科目における TA の活用状況（平成 25 年度）

科目	授業科目	活用時間
大学入門科目	大学入門科目 II	96.0
外国語科目	英語 B	96.0
健康・スポーツ科目	スポーツ実習 I	225.0
	スポーツ実習 II	225.0
情報リテラシー科目	情報基礎演習 I	730.5

	情報基礎演習 II	225.0
	情報基礎概論	135.0
基本教養科目 文化の分野	映像製作入門	96.0
	芸術論（有田焼入門）	96.0
	シルクロード入門	96.0
インターフェース科目	子どもの発達支援	427.5
	障がい者就労支援	427.5
合計		2875.5

出典 学務部教務課資料

資料 8-2-②-1 TA の事前研修及び指導内容例

年 度	科 目 名	内 容
平成 20 年度	セラミックスの不思議	業務遂行に必要なシステム、ソフトの使い方を事前に説明した。メールを送ったり、問い合わせに回答するにあたっての文章のチェック等は、そのつど OJT で行った。
平成 21 年度	情報基礎演習 I	機能物質化学科【情報基礎演習 TA の心構え】としてまとめてあるものがあるので、それをもとに指導した。具体的には「事前配布資料をよく読むこと」「1人の受講生に長時間説明することが無いようする」など
平成 22 年度	やさしい実験化学 II	(1) TA に従事する諸注意、(2) TA 従事中の注意、(3) 学生への接し方について、(4) TA 出勤簿の提出について
平成 23 年度	スポーツ実習	TA 業務参加に際しては展開内容・方法の検討会を毎時間ごとに行ってきました。審判業務や男女別の分担の場合については、指導案を指導教員と相談の上実施し、授業中の再検討や、授業後の検証も行っている。
平成 24 年度	創造工学入門	補助業務の内容に必要である PC 操作とつまようじブリッジ製作に必要な道具類の点検を確認した。つまようじブリッジ製作での安全確保および基礎的操作について確認した。

(出典 ティーチング・アシスタント (TA) 実施報告書)

<根拠となる資料・データ等>

資料 8-2-②-1 全学教育機構授業科目における TA の活用状況（平成 25 年度）

資料 8-2-②-1 TA の事前研修及び指導内容例

参照資料 8-2-②-1：ティーチング・アシスタント実施規程

<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/612.html>

別添資料 8-2-②-1：事務職員等が参加する研修等の例

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、「国立大学法人佐賀大学ティーチング・アシスタント実施要領」に従い、TA のトレーニングを実施し、また事務系職員を研修会等への派遣を行っている。

以上ことから、全学教育機構では、教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上、資質の向上を図るための取組を行っている、と判断しうる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

○「学生による授業評価」の結果に基づき、授業方法の改善等を進めており、「全学共有自学自習

システム」の導入などに結びつけてている。

- 学長及び副学長（副機構長）が高等学校訪問により学外の意見を継続的に聴取しており、その結果を、全学統一英語能力試験（TOEIC）の導入及び試験の結果を用いての英語習熟度別クラス編成等の教育改善に結びつけている。

【改善を要する点】

- 部局の自己点検・評価を実施する体制は整えているが、設置から日が浅いこともあり、自己点検・評価の手法が集積されておらず、また、教育活動に関する基本データ・資料をまとめた報告書の作成が十分には行われていない。

（3）基準8の自己評価の概要

全学教育機構では、部門長会議及び評価ワーキングを設置し、自己点検・評価のための各種データの収集を行い、自己点検・評価報告書を作成している。また、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に従い、学外者による検証を受けるとともに、検証結果を教育改善に結びつけている。また教員に対しては、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、TAに対しては事前指導・事後指導を、職員に対しては各種会議等への参加機会を設けるなど、教員や教育支援者の資質の向上を図っている。全学教育機構では、教育の状況について点検・評価し、教育活動の質の向上を図るための取組を行っている、と判断しうる。

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。

全学教育機構については、該当しない。

9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。

観点9-2-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。
また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、全学教育機構規則において、学長による副学長のなかからの機構長指名、副機構長の配置、管理運営のための審議組織としての運営委員会の設置等、機構の管理運営に関する方針を定めている（資料9-2-①-1）。機構は、入口（入試）、中身（カリキュラムの編成・実施）、出口（就職）を見通し、これらを一体化した全学教育システムの構築を設置目的の一つとしており、これを実現するためには、各学部や各センターとの連携強化が必要である。この点は、本学の教員が任意に出動して教養教育を担う従来の教養教育運営組織とは異なる点である。教育・学生担当副学長が機構長を務めているのは、従来の組織形態と異なる目的を持った組織の運営には、強力な教学ガヴァナンスを必要とするためである。

全学教育機構の管理運営に係る審議組織である運営委員会は、機構長、副機構長（2人）、部門長（6人）、部会長（15人）、高等教育開発室長（1人、副機構長が兼務）、情報通信活用教育支援室長（1人）、各学部及び工学系研究科から選出された者（各1人）、及び本学の職員のうちから学長が指名した者（平成25年度は5人）をもって組織し（資料9-2-①-2）、機構における学務関連事項及び組織運営事項と各学部との連携・協力を図っている。また運営委員会には、学長指名の委員として学務部長が加わり、機構と事務組織との管理運営における連携に努めている。なお、運営委員会の審議事項のうち、規程の制定・改正等の全学に係わる重要な事項については、大学教育委員会及び教育研究評議会において審議若しくは報告を行っている。

運営委員会は、各学部との協議に基づき、毎月の第4水曜日を定例の開催日としており、平成25年度においては15回の委員会を開催し、各種規定の制定・改正、教育課程の編成、単位認定審査、専任の教員を始めとする教員選考等について審議を行った。

全学教育機構の事務は、観点3-3-①において既述の通り、学務部教務課が担当している。機構の管理運営事務には教務課副課長1人を配置し、副課長の下に、全学教育機構主担当の係長1名、及び事務補佐員3名を配置している。また及び事務補佐員6名を配置している。また、全学教育機構の教務事項は、教務課副課長1名と、教養教育教務主担当の係長1名、教養教育管理主担当の係長1名、主任2名、事務補佐員2名が担当している（資料3-3-①-1）。教務に関する組織である部会長会議は機構長が議長を務める協議機関であるが（資料9-2-①-3）、部会長会議で協議した事項のうち重要な事項については、機構長が運営委員会に提案して審議を行っている。

なお、全学教育機構に関する諸規則は、佐賀大学規則集に掲載するとともに、佐賀大学のウェ

ブサイトを通じて公開している（資料 9-2-①-4）

学生に係わる危機管理に関し、学務部において「学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）」を策定している（別添資料 9-2-①-1）。マニュアルでは、学生が巻き込まれる危機への対応として実験・実習中に起こる事故において担当の教員がとるべき対応を定め、救急車の手配、学務部教務課への連絡、救急車への同乗及び医師等への事故の状況説明等を明記するほか、緊急連絡網を掲載している。本マニュアルは教職員に周知されてはいるが、各教員の認識はまだ必ずしも十分ではなく、実際に事故が発生した場合には混乱が生じている。また、台風襲来等に際しては休講措置をとることで学生の事故を防止しており、学生及び教職員の対応については「気象警報発表時等における授業等の取扱いに関する申合せ」を制定して『学生便覧』（平成 25 年度版、146 頁、参考資料 9-2-①-2）や全学教育機構のウェブサイト（参考資料 9-2-①-3）に掲載して学生への周知を図っている。

資料 9-2-①-1 全学教育機構運営委員会の管理運営体制

全学教育機構規則

（機構長）

第 6 条 機構長は、副学長のうちから学長が指名したものを持って充てる。

2 機構長は、機構の業務を掌理する。

（副機構長）

第 7 条 副機構長は、本学の教授のうちから機構長が指名したものを持って充てる。

2 副機構長は、機構長を助け、機構の業務を整理する。その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会）

第 12 条 機構に、その管理運営に関する重要な事項を審議するため、佐賀大学全学教育機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（事務）

第 19 条 機構の事務は、学務部教務課が行う。

出典：全学教育機構規則

資料 9-2-①-2 全学教育機構運営委員会の組織構成

全学教育機構規則

（組織）

第 14 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 部門長
- (4) 部会長

- (5) 高等教育開発室長
- (6) 情報通信技術活用教育支援室長
- (7) 各学部（理工学部を除く。）から選出された者 各1人
- (8) 工学系研究科から選出された者 1人
- (9) その他本学の職員のうちから学長が指名した者

出典：全学教育機構規則

資料 9-2-①-3 部会長会議の構成及び協議事項

(部会長会議)

第10条 機構に、部会長会議を置く。

2 部会長会議は、部会長をもって組織する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者を加えることができる。

3 部会長会議は、機構長が招集し、議長となる。ただし、副機構長のうちから機構長が指名した者が議長を代行することができる。

4 部会長会議は、機構が実施する教育に関する事項について機構長の諮問に応じるとともに、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育プログラムの内容及び方法に関する事項
- (2) 授業の改善及び教育の質保証に関する事項
- (3) 学生の学習支援に関する事項
- (4) 協力教員の委嘱に関する事項
- (5) 非常勤講師の任用に関する事項
- ・・・

出典：佐賀大学全学教育機構組織運営規程

資料 9-2-①-4 全学教育機構に関する諸規程

佐賀大学規程集

第20編 全学教育機構

[佐賀大学全学教育機構規則](#)

[佐賀大学全学教育機構組織運営規程](#)

[佐賀大学全学教育機構教員選考規程](#)

[佐賀大学教養教育科目履修規程](#)

[佐賀大学教養教育科目履修細則](#)

[佐賀大学学部間共通教育科目履修規程](#)

[佐賀大学における全学共通の教育プログラムに関する規程](#)

[佐賀大学短期留学プログラム履修細則](#)

[佐賀大学教養教育運営機構の廃止及び廃止後の業務の承継に関する規則](#)

[佐賀大学全学教育機構在学者教養教育部会規程](#)

出典：佐賀大学規程集 <<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/44.html>>

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 9-2-①-1 全学教育機構運営委員会の管理運営体制

資料 9-2-①-2 全学教育機構運営委員会の組織構成

資料 9-2-①-3 部会長会議の構成及び協議事項

資料 9-2-①-4 全学教育機構に関する諸規程

参照資料 9-2-①-1：佐賀大学全学教育機構規則

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>〉

参照資料 9-2-①-2：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（『学生便覧』（平成 25 年度））

〈<http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/binran2013.pdf>〉

参照資料 9-2-①-3：気象警報発表時等における授業等の取り扱いに関する要項（ウェブサイト）

〈<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/380.html>〉

別添資料 9-2-①-1 学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、副学長が務める機構長、副機構長、審議機関としての運営委員会による機管理運営体制を整え、運営委員会委員に各学部等選出委員、学務部長を加えて、学部及び事務組織との連携を図っている。危機管理については「学務部危機管理個別マニュアル（学生に係る事項）」に基づき、危機管理を行う体制を整えており、また、気象警報発表時の対応についても要項を整え、学生に周知することにより、学生の安全確保を図っている。

以上のことにより、全学教育機構では、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断しうる。

観点 9－2－②： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、機構の専任及び併任の教員による教員会議を開催して、教職員の意見を聴取し、機構運営に反映させている。また、観点 8-1-③で既述したように、平成 23・24 年度の自己点検・評価報告書について、学外者 2 名による検証を受け、その意見に基づき、専任の教員のバランスなど運営上の改善に着手し、機構の運営に反映させている（専任の教員が不在であった生命科学部門には、平成 26 年度に、専任の教員を配置した。）。加えて本学では学長及び副学長（うち 1 名は全学教育機構長）による高等学校との意見交換を実施して管理運営に反映させていくが、平成 25 年度には、高等学校からの意見を反映させて、全学統一英語能力テスト（TOEIC）、留学支援英語カリキュラム等の実施のための教育体制の強化を図った。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教員会議において教職員の意見を聴取して機構の管理運営に反映させている。また、学外者による自己点検・評価報告書の検証を実施し、結果を管理運営に反映させるとともに、学長、機構長による高等学校との意見交換の結果を英語教育体制の強化に反映させていく。

以上のことから、全学教育機構では、大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断できる。

観点9－2－③：監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人佐賀大学監事監査規則（参照資料9-2-③-1）に基づき、全学教育機構の業務及び会計について、監事による監査を受けており、業務の効率的な運営、会計経理の適正化を図っている。

<根拠となる資料・データ等>

参考資料9-2-③-1：国立大学法人佐賀大学監事監査規則
(<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/384.html>)

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、監事による監査を受けている。

以上のことから、監事が適切な役割を果たしていると判断しうる。

観点9－2－④：管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

観点8－2－②で既述したように、国立大学教養教育実施組織会議及び事務連絡協議会、12大学教養教育実施組織代表者会議・事務協議会、九州地区一般教育研究協議会に、全学教育機構長、副機構長及び事務系職員が参加している（別添資料8-2-②-1）。また、機構長や、不定期ではあるが副機構長が国立大学協会の大学マネジメントセミナーに参加している。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教養教育に係る全国又は九州地区の各種会議に機構長及び教務課長が例年出席している。また、副学長である機構長等が大学マネジメントセミナーに参加し、管理運営に関わる研修を行っている。

以上のことから、全学教育機構は、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断しうる。

9－2 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 9－2－①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、「自立的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針」（参照資料 9-2-①-1）を定めて、大学及び各部局等の自立的な自己点検・評価を進めている。各部局は、この方針の下に、「国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則」（参照資料 9-2-①-2）に基づき、部局の自己点検・評価、及び個人評価を実施している。全学教育機構では、観点 8-1-③において記述の通り、部局の自己点検・評価の実施組織として評価ワーキングを設置し、大学評価・学位授与機構の評価基準に基づき、平成 24 年度に、平成 23・24 年度に係る自己点検・評価を行い、2 名の外部評価委員の検証を受けた。

<根拠となる資料・データ等>

参照資料 9-2-①-1：自立的な自己点検・評価の実施及び点検・評価結果を活用したマネジメントサイクルに関する方針（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/753.html>）

参照資料 9-2-①-2：国立大学法人佐賀大学評価の実施に関する規則

（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/396.html>）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、本学が定める自己点検・評価の方針及び評価実施に関する規則に基づき、大学評価・学位授与機構の評価基準に沿った根拠資料・データを基に、自己点検・評価を行っている。

以上のことから、全学教育機構では、機構の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断しうる。

観点 9－2－②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

観点 8-1-③で述べたように、平成 23・24 年度の自己点検・評価書は、2 名の外部評価委員の検証を受けた。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、平成 23 年度から平成 24 年度までの活動状況について、自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員の検証を受けている。

のことから、全学教育機構は、外部者（当該大学の職員以外の者）による評価が行われていると判断しうる。

観点 9－2－③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構では、観点 8・1・③において記述のように、平成 23・24 年度自己点検・評価書に対する外部評価を受け、評価結果及び「改善すべき点」として頂いた意見を部門長会議において検討し、自己点検・評価書の修正を行うとともに、専任の教員のバランスといった機構運営上の不十分な点については、改善の検討を行った（専任の教員が不在であった生命科学部門には、平成 26 年度に専任の教員を配置した。）。

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、部門長会議において外部評価結果の検討が行われ、指摘を頂いた点について、評価方法、評価基準の見直し・修正を行い、機構運営上の問題については改善に向けた検討が行われている。

以上のことから、全学教育機構では、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断しうる。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 各学部及び事務組織との連携の下に全学教育機構の管理運営組織が機能しており、また教学に関して、機構長のガヴァナンスの下に、専任の教員を中心とした運営がなされている。

【改善を要する点】

- 危機管理について、授業担当教員への周知が不十分である。

（3）基準 9 の自己評価の概要

全学教育機構では、機構長のガヴァナンスの下で、機構の目的を達成するための効果的な意思決定が行える組織体制を整え、学務部教務課の下に 2 名の副課長を置いて、全学教育機構主担当、教養教育管理主担当及び教養教育教務主担当を中心とした事務系組織を整えている。また、学長とともに機構長（副学長）が、高等学校を訪問して学外者の意見を聴取し、機構の管理運営に反映させる仕組みを整えている。さらに、機構長、副機構等が国立大学協会の大学マネジメントセミナーに出席するなど、管理運営に係る資質の向上を図っている。自己点検・評価については、大学の自己点検・評価実施の方針の下に、機構の自己点検・評価を行い、外部評価者の検証結果を機構の運営にフィードバックさせる取り組みを行っている。全学教育機構では、機構の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織を整備が整備され、機能しているとともに、機構の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価及び改善の取組を行っている。

基準10 教育情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

観点10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構の目的は全学教育機構規則第2条に「「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする」と定めているが（参照資料10-1-①-1）、この機構の目的は、学生に判り易い文章で『全学教育機構履修の手引き』の「佐賀大学の教育課程」（別添資料10-1-①-1『全学教育機構履修の手引き』（平成25年度版）、65-8頁）に記すとともに、入学式直後に開催するオリエンテーションにおいて新入生に伝えている。機構の目的はまた、機構のウェブサイトに掲載し、学生への周知を図っている（資料10-1-①-1）。

資料10-1-①-1 全学教育機構の目的（佐賀大学の教育課程）

教育課程の編成

本学の教養教育は、学士課程教育の質の保証に資することを目的とし、皆さんと、社会の一員として必要な教養を身につけ、自ら高い市民性を涵養することを教育理念としています。このような教育理念を実現するために、全学教育機構は、各学部と協議して教養教育の教育課程を編成し、全学教育機構（および一部は各学部）において実施します。教養教育の教育課程は、次のような内容の科目によって構成されます。また、各科目に含まれる授業科目については、佐賀大学の教養教育課程と佐賀大学学士力の表に示しています。これらの科目の概要については、「全学教育科目の概要」で詳しく説明します。

出典：全学教育機構ウェブサイト <http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04.html>

（根拠となる資料・データ等）

資料10-1-①-1：全学教育機構の目的（佐賀大学の教育課程）

参考資料10-1-①-1：全学教育機構規則（<https://kiteikanri2011.admin.saga-u.ac.jp/doc/rule/760.html>）

別添資料10-1-①-1：『全学教育機構履修の手引き』（平成25年度版）

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、機構規則において機構の目的を定め、『履修の手引き』やオリエンテーショ

ンにおいて機構の目的を学生に周知するとともに、機構のウェブサイトへの掲載を通して適切に公表し、構成員に周知している。

以上より、機構の目的が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断しうる。

観点 10-1-② 入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針が適切に公表され、周知されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は学士課程等を有しないため、入学者受け入れ方針及び学位授与の方針を定めていないが、本学の学士課程の教育の質を保証することを目的として共通教育を実施しているため、佐賀大学学士力に沿って、「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」を定め、この方針に沿って教育カリキュラムを編成している。「教養教育についての教育課程編成・実施の方針」は、全学教育機構のウェブサイトに掲載して公表するとともに、学生及び教職員への周知を図っている（資料 10-1-②-1）。

資料 10-1-②-1 教養教育についての教育課程編成・実施の方針

教育課程編成・実施の方針

1 基礎的な知識と技能の分野

教養教育において、文化と自然に関する授業科目（基本教養科目の自然科学と技術の分野、及び文化の分野）、現代社会と生活に関する授業科目（健康・スポーツ科目、及び基本教養科目の現代社会の分野）、言語・情報・科学リテラシーに関する授業科目（大学入門科目Ⅱ、外国語科目、情報リテラシー科目及び基本教養科目の自然科学と技術の分野）を、必修および選択必修として幅広く履修できるように配置する。

教養教育における言語・情報・科学リテラシーに関する教育科目は初年次から開講し、基礎的な汎用技能を修得した上で、専門課程における応用へと発展的な学習に繋げる。

2 課題発見・解決能力の分野

教養教育において、様々な課題を探求し、少人数クラスでの検討を通じて解決の道を探るための授業科目を、初年次の必修として配置する（大学入門科目Ⅰ、Ⅱ）。また、現代的な課題を発見・探し、問題解決につながる協調性と指導力を身につけさせるための科目を、必修として配置する（インターフェース科目等）。

3 個人と社会の持続的発展を支える力の分野

教養教育において、多様な文化と価値観を理解し共生に向かう力、持続的な学習力と社会への参画力、及び高い倫理観と社会的責任感に関する授業科目を、必修として履修できるように配置する（インターフェース科目）。

出典 全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_01a.html>

〈根拠となる資料・データ等〉

資料 10-1-②-1 教養教育についての教育課程編成・実施の方針

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構では、教養教育についての教育課程編成・実施の方針をさだめ、機構のウェブサイトに掲載して公表するとともに、学生及び教職員への周知を図っている。

以上から機構では、教育課程編成・実施の方針が適切に公表され、周知されていると判断しうる。

観点 10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【観点に係る状況】

全学教育機構は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める公表すべき教育情報のうち、(3) 教員組織である部門の構成と配置されている教員教（氏名）、(5) 授業科目及び授業の方法、(7) 学生の教育研究環境（自学自習室、LM教室、学生ホールの整備状況）について、機構のウェブサイトにおいて公表している（資料 10-1-③-1a、資料 10-1-③-1b）。しかし、教員組織に関する情報については各教員の有する学位が、授業に関する情報については年間の授業計画が不足しており、また（6）学習成果の評価基準については、不十分な記載となっている。

本学では、「デジタル表現技術者養成プログラム」や「環境キャリア教育プログラム」といった全学共通の教育プログラムを、全学教育機構の教育カリキュラムを活用して実施しているが、機構では、こうした教育プログラムについても、機構のウェブサイトにおいて情報を公表している（資料 10-1-③-2a、資料 10-1-③-2b）。

全学教育機構は、機構の専任の教員、併任の教員、協力教員の研究成果を発表する場として『佐賀大学全学教育機構紀要』を編集しているが、紀要の内容についても、機構のウェブサイトにおいて公表している（参照資料 10-1-③-1）。

資料 10-1-③-1a 教員紹介

教員紹介

人文・芸術部門

社会科学部門

生命科学部門

自然科学部門

語学部門

健康・スポーツ科学部門

出典：全学教育機構ウェブサイト<<http://www.oge.saga-u.ac.jp/teachers.html>>

資料 10-1-③-1b 授業科目、授業の方法、及び自学自習室等の利用方法

自学自習スペース等の利用について



自学自習室

所在

利用方法

LM 教室等

授業での利用

授業以外の自主的な利用法とその内容

自習のための利用方法

オーディオや AV ソフト、教材、参考書など

学生ホール

基本的な利用方法

自習のための利用方法

出典：全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_07.html>

資料 10-1-③-2a デジタル表現技術者養成プログラム

デジタル表現技術教育プログラム

佐賀大学では、表現能力の豊かな創造的人材育成を目指し、2009 年 4 月より「デジタル

表現技術者」の養成を目的とした「デジタル表現技術教育プログラム」を開講しました。全学部の学生を対象として開講されており、デジタルコンテンツ産業界を目指す人やデジタル表現技術を自分の研究領域に活用したい人、デジタル表現技術で文化や芸術表現を追及したい人のための新しい学習プログラムです。充実した環境と体系化されたカリキュラムにより、コンテンツ文化の理論から演習による作品制作の実践まで幅広く学ぶことができます。

このプログラムの専門科目である「デジタル表現技術教育科目群」は、形をつくることで本物のデジタル表現スキルを身につけるため、本格的な映像編集や3DCG作成ができる専用ソフトを備えた高機能のパソコン（OS:Macintosh）を使って、Webや映像、CG、音響作品を制作する、演習を重視した内容となっています。

出典：全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04o.html>

資料 10-1-③-2b 環境キャリア教育プログラム

環境キャリア教育プログラム

環境教育と就業力育成の両立を目的とした教育プログラムです。

「省エネ・省資源コース」、「環境分析コース」、「環境管理コース」、「資源循環コース」の4つのコースがあり、「スキル」「マインド」「実践力」をキーワードに、環境関係の資格取得に向けた学習や学内活動実習、インターンシップを通して、幅広いフィールドで活躍する人材を育成します。

出典：全学教育機構ウェブサイト<http://www.oge.saga-u.ac.jp/students_04p.html>

＜根拠となる資料・データ等＞

資料 10-1-③-1a 教員紹介

資料 10-1-③-1b 授業科目、授業の方法、及び自学自習室等の利用方法

資料 10-1-③-2a デジタル表現技術者養成プログラム

資料 10-1-③-2b 環境キャリア教育プログラム

参考資料 10-1-③-1：佐賀大学全学教育機構紀要

⟨http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AA1262940X/ISS0000489280_ja.html⟩

⟨http://ci.nii.ac.jp/vol_issue/nels/AA1262940X/ISS0000502108_ja.html⟩

【分析結果とその根拠理由】

全学教育機構機は、学校教育法施行規則第172条の2に定める公表すべき教育情報について、改善の余地を残しつつも、おおむね適正に公表を行っている。また、全学共通の教育プログラムに関する情報や、機構の教員の研究成果等の公表も積極的に行っている。

以上のことより、全学教育機構では、教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が、おおむね適生に公表されていると判断しうる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- 在校生、教職員、市民の方を対象として、全学教育機構の目的、教育課程編成・実施の方針及び教育研究に関する情報を教職員、学生に周知している。

【改善を要する点】

- 教育情報の公開に関し、各教員の有する学位、授業に関する情報について改善する必要がある。

(3) 基準10の自己評価の概要

教養教育の目的は、全学教育機構ウェブサイトに掲載し、教職員及び学生に周知している。また、「デジタルコンテンツ・クリエーター科目」、「環境キャリア教育プログラム」などの全学共通の教育プログラムについても、全学教育機構ウェブサイトで公表している。